

昭和十五年五月二十七日第三種郵便物認可

人口増強興亞の基

人口問題研究

第二卷第七號

昭和十六年七月刊行

研究

初婚者の結婚費……………岡崎文規(一)
根村當三郎(二)

資料

社會生物學の見地より見たる滿洲開拓農村

第二報・開拓農村人口の年齢構成に就て……………笠間尙武(九)
ナチス民族人口政策摘要(三・完)……………本多龍雄(二四)

紹介

戦時下一九四〇年獨逸の人口動態(太多)

彙報

國民優生法の一部施行と同法施行令の公布——結核預防法權太施行令の公布——國民勞務手帳法の施行期日に關する勅令の公布及び關係法令——厚生省職業局の國民勞務手帳法の施行に關する解説——厚生省職業局の「獨逸及伊太利に於ける勞働手帳制度」調——拓務省の滿洲集團開拓及び集合開拓農民送戸敷並に青少年義勇軍送出人員調——財團法人口問題研究會主催人口問題東北地方協議會の開催——日本民族國策研究會の創立

文獻

邦文人口問題關係文獻(一四)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第二卷 第七號

研究

初婚者の結婚費

岡崎文規
根村當三郎

一、序 言

「人口政策確立要綱」には婚姻奨励の一方策として、婚資貸付制度の創設を提起してゐるが、かかる制度を創設し、これを實施するにあつて、職業別および年齢別による婚姻者の所得と結婚費用との關係に關する統計資料は必ずその参考に資せらるべきものと信ずる。然るに、從來、この種の統計資料が全く欠如してゐたことは甚だ遺憾である。

本研究所においては、所得と結婚との關係より結婚年齢遅延の原因を究明し、もつてわが國人口政策に關する一基本資料を整備する目的で、「初

初婚者の結婚費

婚者所得調査」を實施したのである。多くの調査事項のなかで、初婚者の職業別による所得と結婚費用との關係に關する調査結果は漸く整理がついたので、それを發表しようと思ふ。

本調査の要綱はすでに本誌第一卷第七號に記載されてゐるから、こゝでくり返し縷述しないが、東京市三十五區の内、俸給生活者ならびに工場労働者の比較的多数住居してゐると見られる本所區、大森區、世田谷區、杉並區および荒川區の五區において本籍を有し又は寄留せる者にして、昭和十五年十月一日乃至同年十二月三十一日の三ヶ月に婚姻せる双方初婚者に「初婚者所得調査票」を配付して、所定の調査事項の記入を依頼したのである。

回答を得たる調査票のうち、記入不完全なものを除去し、調査に使用した有効票は全部で七〇七であつた。これを婚姻種別に分類すれば普通婚姻六七五、入夫婚姻三二である。結納金は、普通婚姻では、夫の側より、入夫婚姻では妻の側より贈るものと思はれるから、普通婚姻と入夫婚姻とを總括して、結納金の平均額を算出しても實際の状況とかけ離れた結果になるであらう。従つてここでは觀察數の少い入夫婚姻の場合をしばらく考慮の外において、普通婚姻の調査票のみを整理することにした。

普通婚姻における初婚の夫を職業別に分類すれば次の如くである。

俸給生活者 二一九

自由業 二二一

中小商工業者	一一〇
工場勞務者	二二一
交通勞務者	二二三
日 傭	七
其ノ他ノ勞務者	七四
合 計	六七五

初婚の妻を夫の職業別に分類すれば、夫の場合と同數であることはいふまでもない。次に初婚の妻を婚姻前における妻の職業別に分類すれば次の如くである。

女子事務員	四六
女子勞務者	八〇
自由業	一四
中小商工業者	七
家事使用人	三四
農 業	三〇
無 職	四六四
合 計	六七五

右の統計によれば、夫で無職の者は皆無であるが、妻にあつては、婚姻前においても無職の者は頗る多數であつて、全體の六割九分を占めてゐる。

二、職業別による夫の平均月收入

婚姻當時における初婚の夫はどれだけの平均月收入があるかを職業別に示せば第一表の如くである。

第一表 職業別による夫の平均月收入

夫ノ職業	平均 月 收 入
俸給又ハ賃銀	一〇六・〇
其ノ他ノ收入	八・二〇
合 計	一一四・二〇

自 由 業	六二・九〇	六三・五〇	一二六・四〇
中小商工業者	—	一二六・九〇	一二六・九〇
工場勞務者	八一・四〇	二・七〇	八四・一〇
交通勞務者	八六・五〇	八・七〇	九五・二〇
日 傭	七一・四〇	—	七一・四〇
其ノ他ノ勞務者	七六・八〇	〇・九〇	七七・七〇
總 平 均	七五・一〇	二六・六〇	一〇一・七〇

右の第一表で、まづ初婚の夫全體の平均月收入を見ると、百一圓七十錢であり、これを俸給又は賃銀と其の他の収入とに區別すれば、俸給又は賃銀は七十五圓十錢、其の他の収入は二十六圓六十錢である。更にこれを職業別に見ると、中小商工業者の百二十六圓九十錢が最高である。これに次いで自由業の百二十六圓四十錢が高いが、俸給の六十二圓九十錢に對して其の他の収入は六十三圓五十錢であつて、俸給よりも其の他の収入の方が稍、多くなつてゐる。自由業には、教師或は新聞雜誌記者の如く専ら俸給によつて生活してゐる者と、醫師或は藥劑師の如く俸給によらないで生活してゐる者とが含まれてゐるから、俸給と其の他の収入との割合は右のやうな關係になるのであるが、その合計の百二十六圓四十錢は婚姻當時における自由業者の經濟的地位を示してゐるものと看することが出来るであらう。俸給生活者（主として銀行、會社員）の収入はこれよりも稍、少く百十四圓二十錢である。そして収入の大部分は俸給であつて、百六圓、其の他の収入は僅か八圓二十錢に過ぎない。

これに反して収入の最も少いのは日傭の七十一圓四十錢であつて、その全部は賃銀収入である。其の他の勞務者（植木職、左官職、指物職等）の収入はこれよりも僅か多く七十七圓七十錢である。また工場勞務者および交通勞務者の収入はこれよりも更に幾分多くなつてゐるが、いづれも百圓未

満であつて、工場勞務者では八十四圓十錢、交通勞務者では九十五圓二十錢である。兩者ともに賃銀以外の其の他の収入は極めて僅少である。

これによつてみれば、初婚の夫の平均月收入は、全體としては百圓見當であるが、しかし職業の種類によつて差等があり、中小商工業者、自由業者および俸給生活者の収入は全體の平均収入よりも一割五分乃至二割五分大である。そして交通勞務者の収入は全體の平均収入よりも五分少く、工場勞務者、其の他の勞務者および日傭の収入は全體の平均収入よりも一割五分乃至三割少くなつてゐる。

三、職業別による夫の平均結婚費用

夫の結婚に要したる費用は結納金、支度費、結婚式及び披露宴に要したる費用、世帯を持ちたるため特に要したる費用の四項目に分ちて調査したのであるが、まづ第一にこれら各種の費用を總括したものを職業別に觀察し、平均月收入に對する平均結婚費用の割合を職業別に比較しようと思ふ。職業別による夫の平均婚姻費用および平均月收入に對する平均結婚費用の割合を示せば第二表の如くである。

第二表 職業別による夫の平均結婚費用および平均月收入に對する平均結婚費用の割合

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計ニ對スル自己負擔ノ割合	平均月收入ニ對スル平均結婚費用ノ割合
	自己負擔	自己以外負擔		
俸給生活者	二四六・二〇	三〇〇・六〇	五九〇・〇〇	四一・四三%
自由業	二六〇・〇〇	三九二・三〇	六五二・三〇	五二・四三%
中小商工業者	三三三・七〇	一四一・〇〇	四七四・七〇	三九・一七%
工場勞務者	一九六・〇〇	二〇四・〇〇	三九〇・〇〇	四三・八一%
交通勞務者	一九〇・〇〇	六五・七〇	二五五・七〇	三三・三三%
初婚者の結婚費			七四七・〇	二七・二九%

日 備	一三六〇	一八二五〇	二九五二〇	三六五〇	四三三二
其ノ他ノ勞務者	一四一〇〇	八九五〇	三三〇九〇	六二二四	二九七二七
總 平 均	三三六七〇	三〇四〇	四九二二〇	五二二八	四三三六

第二表で、職業別に夫の平均結婚費用を見ると、俸給生活者の五百九十九圓が最も高い。これに次いで中小商工業者の五百三十七圓八十錢、自由業者の四百九十五圓二十錢が高い。爾餘の職業における平均結婚費用はこれよりも遙かに少く、工場勞務者では三百八十八圓八十錢、日傭では二百九十五圓十錢である。また平均結婚費用の最も少いのは其の他の勞務者の二百三十圓九十錢、交通勞務者の二百五十九圓七十錢である。全體の平均について見れば、結婚費用は一人當り四百三十九圓十錢である。故に俸給生活者、自由業者および中小商工業者はこの全體の平均結婚費用よりも多くの結婚費用を使用してゐる。

次に第二表で明らかなる如く、いづれの職業における夫も結婚費用の全部を自ら負擔することは困難であるためか、その一部は他人によつて負擔されてゐる。そしてあらゆる職業を通じてこれを平均的に見れば、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は五割二分であつて、結婚費用の約半額は他人の負擔になつてゐる。しかし結婚費用總額に對する自己負擔の割合は職業の種類によつて、大いに異なつてゐる。すなはち自己負擔の割合は、交通勞務者の七割四分七厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の六割三分九厘、工場勞務者の六割二分二厘、其の他の勞務者の六割一分二厘が多い。これに反して自由業者の二割五分四厘が最も少く、結婚費用の四分の一を自ら負擔してゐるに過ぎない。俸給生活者の自己の負擔の割合も全體の平均よりも少く、四割一分四厘である。故に一般的に言つて、比較的知識階級に屬してゐると見られる俸給生活者および自由業者は、各種の勞

務者よりも比較的にして結婚費用を自ら負擔する割合が少い。

次に平均月收入に對する結婚費用の割合を見ると、全體の平均では四十三割強になつてゐる。すなはち結婚費用は平均月收の四倍強に達してゐる。しかしこの場合にも、職業の種類によつて大なる差等がある。すなはち俸給生活者は平均月收入の五十二割以上を結婚費用として支出してゐる。平均月收入に對する結婚費用の割合は、俸給生活者において最も大であり、その他の職業においては、全體の平均よりもいづれも少い。結婚費用が平均月收入に對して四倍見當に達してゐるのは、中小工業者の四十二割強、日傭の四十一割強である。これに反して其の他の勞務者の二十九割強、交通勞務者の二十七割強が最も少い。

次に結婚費用は結納金、結婚式および披露宴に要したる費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の四項目に分類することが出来るが、結婚費用總額に對するそれぞれの費用の百分比を、職業別に示せば第三表の如くである。

第三表 職業別による夫の結婚費用の支出項目別

夫ノ職業	結納金 結婚式及披露宴ニ要シタル費用	支度費 世帯ヲ持ツニ要シタル費用	合計			
				實數	百分比	
俸給生活者	三三六〇	二六四〇	五九〇〇	三六・〇	四四・〇	一〇〇・〇〇
自由業	三三四〇	二〇一〇	五三五〇	三三・〇	三〇・一	一〇〇・〇〇
中小商工業者	七六〇〇	一〇三三〇	一七九三〇	四二・〇	五七・七	一〇〇・〇〇
工場勞務者	一四〇〇	三六二	一七六二	七・七	二・〇	一〇〇・〇〇
總平均	二六二五	二〇四〇	四六六五	二八・二	四三・八	一〇〇・〇〇

交通勞務者	日傭	其ノ他ノ勞務者	總平均					
				實數	百分比			
四四〇	四七三〇	四二〇〇	八〇〇〇	一六・三	三三・三	三三・四	三三・三	一〇〇・〇〇
九七〇	三五〇〇	九〇三〇	一六三三〇	二六・五	九・〇	九七・〇	四九・二	一〇〇・〇〇
五五〇	八二〇〇	七〇七〇	一六三〇	三三・五	四三・八	三三・三	三三・三	一〇〇・〇〇
六二五	四〇七〇	四二六〇	一八〇〇	三三・〇	二七・九	四二・〇	一八・〇	一〇〇・〇〇
二五九七	二九五一〇	三三〇九〇	四六〇〇	五五・七	六三・九	五九・九	五九・九	一〇〇・〇〇

第三表で見ると、全體の平均では、結婚費用に對して、結納金は一割八分三厘、結婚式および披露宴に要したる費用は三割七分二厘、支度費ならばに世帯を持つに要したる費用の割合は略ぼ同一で、それぞれ二割二分三厘ならびに二割二分一厘である。これによつて見ると、結婚費用の中では結婚式および披露宴のために使用する費用の割合が最も多く、支度費ならびに世帯を持つために要する費用はこれに次いで多く、略、同一の割合を示し、結納金の割合は最も少い。この傾向は職業の種類を異にしても全く同一であるが、しかし結婚費用全體に對しそれぞれの支出項目の占むる割合は、職業の種類によつて相當に大なる差等を示してゐる場合も少くない。

まづ結納金について見ると、全體の平均は結婚費用の一割八分三厘であるが、自由業者においては二割六分五厘に達してゐる。これに次いで俸給生活者の二割六厘が多い。故に比較的知識階級に屬すると見られる者は、結婚費用の中で、結納金に支出する割合が比較的に多い。爾餘の職業における結納金の割合は平均の一割八分三厘よりも常に少く、中小商工業者の一割四分五厘、日傭の一割六分弱が最も少い。

次に結婚式および披露宴に要したる費用の割合は、四割二分三厘に達してゐる日傭および三割四分六厘の工場勞務者の場合を除けば、いづれの職

業においても平均の三割七分二厘に極めて接近してゐて、大した差等はな
い。

次に支度費の割合は日傭の二割七分八厘が最も多い。これに次いで工場
勞務者の二割五分八厘、其の他の勞務者の二割五分弱が多く、いづれも平
均の二割二分三厘を凌駕してゐる。その他の職業における支度費の割合は
平均の二割二分三厘に比して多少の大小はあるが、その差は極めて少
さ。

最後に世帯を持つに要したる費用においては、中小商工業者の二割七分
八厘、自由業者の一割三分二厘、日傭の一割三分八厘はいづれも平均の二
割二分一厘に比して相當に大なる差があるが、その他の職業における世帯
を持つに要したる費用の割合には大した差等がなく、平均の二割二分強に
極めて接近してゐる。

三、夫の職業別に見たる妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用を夫の職業別に示せば次の第四表の如くである。

第四表 夫の職業別による妻の平均結婚費用

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計ニ對 スル自己 負擔ノ割 合
	自己負擔	自己以外 ノ負擔	
俸給生活者	八二・六〇	七六六・九〇	八四九・五〇
自由業	二八・六〇	八三五・〇〇	八六三・六〇
中小商工業者	八一・二〇	三四七・六〇	四二八・八〇
工場勞務者	七八・七〇	一六五・八〇	二四四・五〇
交通勞務者	七一・三〇	一一一・六〇	一八二・九〇
日傭	六五・七〇	一一三・五〇	一七九・二〇
其ノ他ノ勞務者	五〇・八〇	一一二・〇〇	一七二・八〇
總平均	七五・四〇	四〇四・一〇	四七九・五〇

初婚者の結婚費

第四表で妻の全體の平均結婚費用を見ると、四百七十九圓五十錢であ
る。しかしこの平均結婚費用は夫の職業の種類によつて大いに異なつてゐ
るのであつて、夫が自由業者である妻の平均結婚費用は最も多く八百六十
三圓六十錢に達してゐる。これに次いで俸給生活者における八百四十九圓
五十錢が多い。その他の職業における妻の平均結婚費用は著しく少くなつ
てゐるのであつて第三位の中小商工業者における妻の平均結婚費用は四百
二十八圓八十錢である。そして妻の平均結婚費用の最も少いのは其の他の
勞務者における百七十二圓八十錢、日傭における百七十九圓二十錢である。
これによつて見ると、比較的知識階級と見られる夫と結婚する妻は比較
的に多くの結婚費用を使用し、一般に勞務者と結婚する妻は比較的僅か
な結婚費用を使用してゐることがわかる。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では一
割五分七厘であつて、八割五分弱は他人の負擔になつてゐる。更にこれを
夫の職業別に見ると、自由業者と結婚する妻は結婚費用の僅か三分三厘を
自ら負擔してゐるに過ぎない。また俸給生活者と結婚する妻も一割未満を
負擔してゐるに過ぎない。自由業者或ひは俸給生活者と結婚する妻は最も
多くの結婚費用を使用してゐるに拘らず、自己負擔の割合は最も少いので
あつて、これらの妻の大部分は結婚前に職業をもたず、従つて結婚費用を
自ら準備する者の最も少いことが推測される。これに反して交通勞務者と
結婚する妻は三割九分弱、日傭と結婚する者は三割六分六厘、工場勞務者
と結婚する妻は二割二分強の結婚費用を自ら負擔してゐるのである。中小
商工業者と結婚する妻は、その中間に位してゐて、結婚費用の一割九分弱
を自ら負擔してゐる。

次に平均結婚費用は夫と妻との間でどれほどの差異があるかを、夫の職

業別に觀察しよう。夫の職業別による夫妻の平均結婚費用を示せば次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による夫妻の平均結婚費用

夫ノ職業	夫ノ結婚費用	妻ノ結婚費用	夫ノ結婚費用ニ對スル妻ノ結婚費用
俸給生活者	五九九・〇〇	八四九・五〇	一四一・八二
自由業	四九五・二〇	八六三・六〇	一七四・三九
中小商工業者	五三七・八〇	四二八・八〇	七九・七三
工場勞務者	三一八・八〇	二四四・五〇	七六・六九
交通勞務者	二五九・七〇	一八二・九〇	七〇・四三
日傭	二九五・一〇	一七九・二〇	六〇・七三
其ノ他ノ勞務者	二三〇・九〇	一七三・八〇	七四・八三
總平均	四三九・一〇	四七九・五〇	一〇九・二〇

第五表で見ると、全體の平均では、夫の結婚費用は四百三十九圓十錢、妻の結婚費用は四百七十九圓五十錢であつて、夫の結婚費用に對して妻の結婚費用は約一割多いことになつてゐる。しかしこれを夫の職業別に見ると、妻の結婚費用が夫の結婚費用よりも多くなつてゐるのは、自由業者および俸給生活者の場合に限られてゐるのであつて、その他の職業においては、いづれも妻の結婚費用は夫の結婚費用よりも少い。すなはち自由業者においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の一・七四倍であり、俸給生活者においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の一・四二倍である。これに反してその他の職業においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の六割乃至八割である。

次に結婚費用總額に對する結納金、結婚式および披露宴に要したる費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の百分比を、夫の職業別に示せば

第六表の如くである。

第六表 夫の職業別による妻の結婚費用の支出項目別

夫ノ職業	結納金		支度費		世帯ヲ持つニ要スル費用		合計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
俸給生活者	一八三〇	二一・四	一〇七三〇	二六・三	六七三六〇	五〇・六	八四九五〇
自由業	二六六〇	二八・六	九〇七〇	二七・六	三六・一〇	三六・一〇	八六三六〇
中小商工業者	三三二〇	三三・二	一〇五〇	一〇・五	八二七七	四四・一	一〇〇・〇〇
工場勞務者	六八〇	六・八	四九二〇	四九・二	三五二八〇	三三・〇	四三六八〇
交通勞務者	一五九	一・五	二四七	二・四	一八三〇	一七・七	二〇四五〇
日傭	二九〇	二・九	三二五〇	三二・五	一八三〇	一七・七	二〇四五〇
其ノ他ノ勞務者	二二〇	二・二	二二八	二・二	七四六〇	二二・三	一〇〇・〇〇
總平均	二二〇	二・二	二二八	二・二	一四六〇	二六・〇	一八三九〇

普通婚姻では、妻の側における結納金は謂ゆる袴料であつて、夫の側における結納金の如く金額の多くないのが普通であらう。従つて第六表において見られる通り、妻の結婚費用總額に對する結納金の割合は極めて少い。すなはち全體の平均において、一分九厘である。結納金の割合の最も多いのは自由業者における妻の場合であるが、それでも僅かに三分三厘に過ぎない。勞務者の妻における結納金の割合は一般に著しく少く、日傭の妻においては零である。

結婚式および披露宴に要したる費用の割合も、妻の場合には比較的少く、全體の平均で一割二分五厘である。その金額から見ても、夫の百六十三圓五十錢に對して、妻の場合には六十圓三十錢に過ぎない。故に普通婚姻においては、結婚式および披露宴のための費用は夫の例において多くの部分を負擔してゐることがわかる。そして結婚費用總額に對する結婚式および披露宴に要したる費用の割合は、其の他の勞務者における妻の一割七分を除けば、いづれの夫の職業における妻も、一割乃至一割三分を支出してゐるに過ぎない。また世帯を持つに要したる費用の割合も、全體の平均において僅か六分五厘であり、その金額は三十一圓三十錢である。夫の場合の二割一分、九十七圓十錢に比較すれば遙かに少い。更にこれを職業別に見るも、工場勞務者の妻が一割一分三厘を支出してゐる以外、その他の夫の職業における妻は四分乃至六分を支出してゐるに過ぎない。日傭の妻においては、この支出は零である。

然るに支度費の割合は、妻の場合においては著しく大きい。全體の平均で七割九分に達し、これを金額で示すと三百七十八圓八十錢である。夫の二割二分三厘、九十八圓十錢に比較すれば、結婚費用總額に對する割合において、また金額においても甚だ大である。故に妻の場合には、結婚費用の大部分は支度費に支出されてゐることがわかる。更にこれを職業別に分ちて見れば、日傭の妻の八割五分二厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の妻の八割二分、自由業者の妻の八割一分七厘が多い。これに反して工場勞務者の妻の七割四分六厘が最も少い。しかしこれを金額で示すと、自由業者の妻の七百六圓二十錢、俸給生活者の妻の六百七十三圓四十錢が最も多く、反對に其の他の勞務者の妻の百三十三圓九十錢、交通勞務者の妻の百四十五圓六十錢が最も少い。

四、夫の職業別に見たる一夫婦の平均結婚費用

結婚費用を夫の場合と妻の場合とに分ちて觀察したが、更にこれを合計して、一夫婦の平均結婚費用を夫の職業別に觀察しよう。これによつてそれだけの夫の職業別における結婚費用總額を比較することが出来るであらう。夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用は次の第七表の如くである。

第七表 夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計
	結婚式及披露宴ニ要シタル費用	世帯ヲ持ツニ要シタル費用	
俸給生活者	1,270.00 円	3,550.00 円	4,820.00 円
自由業	2,000.00 円	2,620.00 円	4,620.00 円
中小商工業者	4,490.00 円	3,510.00 円	8,000.00 円
工場勞務者	5,480.00 円	2,490.00 円	7,970.00 円
交通勞務者	4,500.00 円	2,330.00 円	6,830.00 円
日傭	4,700.00 円	1,510.00 円	6,210.00 円
其ノ他ノ勞務者	4,700.00 円	2,170.00 円	6,870.00 円
總平均	4,260.00 円	3,330.00 円	7,590.00 円

全體の平均では、一夫婦の平均結婚費用は九百十八圓五十錢である。故に一結婚につき夫妻の双方で支出する結婚費用の合計は、平均的に見て約九百圓である。わが國の市部における一ケ年の婚姻件数は約十六萬であつて、略、これを同一の結婚費用を使用するものと假定すれば、結婚費用の總額は一億四千四百萬圓に達する計算となる。もしこれに郡部の婚姻件數三十七萬の結婚費用を加算すれば相當の巨額に達する見込みである。

一夫婦の平均結婚費用は全體の平均としては九百十八圓五十錢であるが、しかしこれを夫の職業別に見れば大なる差等があるのであつて、俸給

生活者の千四百四十八圓六十錢が最も多く、これに次いで自由業者の千三百五十八圓七十錢、中小商工業者の九百六十六圓七十錢が多い。その他の職業における夫婦の平均結婚費は著しく少く、其の他の勞務者の四百三圓七十錢、交通勞務者の四百四十二圓四十錢が最も少い。これは俸給生活者の結婚費用の三分の一以下である。

次に結婚費用を項目別に見ると、結納金は、全體の平均では八十九圓六十錢であるが、自由業者の百六十圓が最も多く、これに次いで俸給生活者の百四十一圓七十錢が多い。これに反して其の他の勞務者の四十三圓七十錢、交通勞務者の四十六圓五十錢、日傭の四十七圓二十錢は甚だ少い。

結婚式および披露宴に要したる費用は、全體の平均では二百二十三圓八十錢であるが、俸給生活者、自由業者および中小商工業者において最も多く、それぞれ三百三十五圓、二百八十圓、百五十圓である。これに反して其の他の勞務者および交通勞務者において最も少いが、しかしいづれも百圓も超えてゐるのであつて、それぞれ百十九圓、百二十二圓である。

支度費は、全體の平均では四百七十六圓八十錢であるが、自由業者における八百十五圓、俸給生活者における七百九十九圓が最も多く、これに反して其の他の勞務者における百九十一圓七十錢、交通勞務者における二百圓九十錢が最も少い。

最後に世帯を持つに要したる費用は、全體の平均では百二十八圓三十錢であるが、俸給生活者における百七十一圓六十錢、中小商工業者における百七十四圓四十錢が最も多い。これに反して日傭における四十四圓七十錢、其の他の勞務者における四十八圓六十錢が最も少い。

要するに一夫婦の平均結婚費用は、比較的知識階級に屬してゐると見られる俸給生活者および自由業者において最も多く、中小商工業者これに次ぎ、各種の勞務者において最も少い。結婚費用を各種の項目に分ちて觀察しても、略、同様のことがいひ得られる。

五、結婚前における妻の職業別結婚費用

妻の平均結婚費用は四百七十九圓五十錢であり、そのうちに、自己負擔は七十五圓四十錢、自己以外負擔は四百四圓十錢であることはすでに説明した。しかしこの平均結婚費用および結婚費用に對する自己負擔の割合は、結婚前における妻の職業別によつて大いに差等あるものと考へられる。いま、この點について觀察しよう。結婚前における妻の職業別に平均結婚費用を示せば第八表の如くである。

第八表 結婚前における妻の職業別による平均結婚費用

結婚前ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計	結婚費用ニ對スル自己負擔ノ割合%
	自己負擔ノ負擔	自己以外ノ負擔		
自由業	一二九・三〇	三四六・一〇	四七五・四〇	二七・二〇
女子事務員	一九〇・六〇	二五七・四〇	四四八・〇〇	四二・五四
中小商工業者	一七二・八〇	一二四・三〇	二九七・一〇	五八・五〇
女子勞務者	一〇一・二〇	一〇九・五〇	二一〇・七〇	四八・〇三
家事使用人	九四・二〇	一二八・〇〇	二二二・二〇	四二・三九
農業	五二・五〇	一七一・九〇	二二四・四〇	二三・四〇
無職	五六・四〇	五一〇・七〇	五六七・一〇	九・九四
總平均	七五・四〇	四〇四・一〇	四七九・五〇	一五・七二

第八表で見ると、結婚前における職業が無職の妻の平均結婚費用は最も多く、五百六十七圓十錢である。これに次いで結婚前における職業が自由

業および女子事務員であつた妻の四百七十五圓四十錢および四百四十八圓が多いが、全體の平均結婚費用四百七十九圓五十錢よりは僅少ながら少い。結婚前にその他の職業にあつた妻の結婚費用はいづれも三百圓以下であつて、殊に結婚前において女子事務者、家事使用人および農業に従事してゐた妻の結婚費用はそれぞれ僅かに二百十圓七十錢、二百二十二圓二十錢、二百二十四圓四十錢に過ぎない。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では一割五分七厘である。しかしこの割合は結婚前における妻の職業によつて大なる差等があるのであつて、結婚前に無職であつた妻は、その他の職業の妻に比較して最も多くの結婚費用を使用してゐるに反して、自己負擔の割合は最も少く、僅かに九分九厘、すなはち一割未満である。これに反して結婚前に中小商工業者であつた妻は結婚費用の五割八分強を自ら負擔してゐる。これに次いで女子事務者の四割八分、家事使用人および女子事務員の四割二分強が多い。これによつて見れば、職業婦人は、結婚費用の全部を自ら準備するまでには立ち至つてゐないが、大體において、結婚費用の四割乃至六割を自ら負擔してゐる。ただ結婚前に自由業に従事してゐた妻においては、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的に少い。また結婚前に農業に従事してゐた妻も、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的に少いが、結婚前に農業に従事する農村婦人は謂ゆる職業婦人とはその性質を異にしてゐるであらう。従つて結婚費用に對する自己負擔の割合を問題にする場合において、農村婦人は他の職業婦人と區別することが適當でないかと考へられる。

社會生物學見地より見たる

滿洲開拓農村

第二報・開拓農村人口の

年齢構成に就て

笠 間 尙 武

一、緒 言

著者は先に滿洲開拓農村の社會生物學的研究の第一歩として、開拓農村の母性乳幼児の社會衛生學的研究をなし、開拓農村の結婚並に妊娠出産に就て報告したが、その際特に痛感したる事は開拓事業の成否はその本來の目的に鑑み日滿兩國に及ぼす影響は頗る大なるものあれば、國民の開拓事業への理解と本事業達成に對して全ての階層の努力と協力が全幅的に傾注されねばならぬといふ事である。殊に從來の開拓政策は兎もすると農業經營に重點が置かれ、従つて指導方針も營農に偏倚する傾向があつた様にも思へるのであるが、眞の開拓政策の實行には先づ營農の要素中最も肝要なる人的要素の完備が第一とされるべきであり、従つて開拓農村の保健問題に就て充分なる指導育成が行はれ、更に將來の開拓農村が質的にも量的にも健全なる發達を遂げしめんが爲の科學的政策根據が必要とされ、將來健全なる人口の年齢構成を得る事を目途とせる開拓政策こそ望まれるべし。

きものである。著者は開拓農村の社會生物學的研究の第二報として開拓農村の人口の年齢構成の現状及推移に就いて觀察し得たる結果を述べ、同じ機會に滿洲國民生部の厚意に依り調査し得たる滿洲人農村の人口の年齢構成を比較對照し、開拓農村の人口状態を明かにせんとするものである。

二、文獻及研究資料

一國又は一地區の人口状態を論ずるに際して、その國家及び地區の人口の健全性及將來性を思惟せしむる目安の一ツとして該人口の年齢構成をとる事は已に諸家に依り用ひられたる事で、各種の事例が擧げられてゐる。

年々の出生數が死亡數より多く、即ち人口が年々自然増加の状態を示し且つこの自然増加の傾向が何等變化なく繼續する場合、その人口の年齢別分布を見ると、年齢の幼少のもの程多く、年齢の長ずるに従つてその數を減少する事は理の當然の事であつて、この状態を圖示する場合に於て横軸の左右に各性別に人口數をとり、縦軸の下より各年齢をとり、各年齢階級の員數を見ると兩性共略、均等に分布し、然してこの兩者の分布度は年齢の増加と共に減じ、その形狀は略、二等邊三角形に似たる形となり、所謂人口の年齢構成のピラミッド型を示す事となるのである。今こゝに昭和十年の國勢調査報告より日本内地の年齢別人口をとり表示すれば第一表の如くなり、その年齢構成を見ると、男女合計數にて〇—四歳の最少年齡階級の員數は全人口の二三・四七%に及び、全ての年齢階級中最も多く、次いで五—九歳の一二・三三%、一〇—一四歳の一一・一〇%と年齢階級の長ずるに従ひて員數の占める割合を減じ、七〇—七四歳一・三三%、七五—七九歳〇・八一%となるに至り、八〇歳以上の高年齢者は全體の〇・五二%の少なきに過ぎない状態であつて、この事は男女各性夫々に就ても見られるもので、圖示する事によらずとも明かに年齢構成のピラミッド型を示す事を推

察する事を得、我が日本民族は昭和十年の現在人口よりすれば、悠久なる將來と健全なる發展を思惟せしむるものあるを知るのである。

第一表 日本内地人口年齢別構成(昭和十年)

年齢	男	女	計	百分比
〇—四	四,七二四,〇〇一	四,六二四,五〇〇	九,三三八,五〇一	二三・四七
五—九	四,三〇三,六三五	四,三三八,一五六	八,五三三,四九一	二三・三三
一〇—一四	三,八六六,七四〇	三,八〇八,四七三	七,六六五,二一三	二二・〇〇
一五—一九	三,三五四,七三三	三,二九〇,二〇四	六,六四四,九三七	一九・九一
二〇—二四	三,〇三六,七三三	三,〇三四,二八八	六,〇七〇,〇二一	一八・七七
二五—二九	二,六〇〇,二四八	二,五六九,八三五	五,一七〇,〇八三	一五・七七
三〇—三四	二,三九四,九三三	二,二五三,一四五	四,六四八,〇八七	一三・六九
三五—三九	二,〇〇三,四四六	一,九五三,四〇〇	四,〇四六,八四六	一三・〇四
四〇—四四	一,七二七,六七	一,六八八,六四四	三,四一六,〇一一	一〇・九二
四五—四九	一,五九一,二七九	一,五二二,六五五	三,一一三,九三四	一〇・四九
五〇—五四	一,四〇四,七三六	一,四二六,四九九	二,八三二,二三五	一〇・〇九
五五—五九	一,二五五,〇九三	一,三三六,〇四五	二,五九一,一三七	九・七一
六〇—六四	九二六,八三〇	一,〇三三,七七一	一九六〇,六〇一	九・二九
六五—六九	六〇〇,〇〇八	七五七,〇八四	一,三五七,〇九二	三・〇〇
七〇—七四	三九四,三三五	五一九,三〇〇	九一三,六三五	一・三三
七五—七九	三四八,八九	三三六,九七五	六八五,八六四	〇・八一
八〇以上	二五,二五九	三三,七六一	五九,〇一〇	〇・五三
計	三三,七四一,三三三	三三,五二〇,二二五	六七,二六一,五五八	一〇〇・〇〇

年齢構成がその國又は地區の將來性を思惟せしめ、その發展性の目安となるの他に、又後述の如くその地區の保健状態、社會状態をも推測する事が出来れば、健全なる年齢構成は保健衛生上にも社會經濟上にも必要の事であつて、殊にこの傾向は農村に於て著しく、老若男女完全に揃つた人口こそ農村にとりて期望される事である。

本邦に於ての移住民に就て、その人口状態を年齢構成より觀察したるものは著者は寡聞にして知らない。唯大阪府社會課が昭和七年六月施行せし在阪朝鮮人の生活状態調査の報告中に、被調査對象の年齢別人口數を示したるものがあるが、その年齢構成を見るに五—一九歳の年齢階級に出入部のある事が認められるが、その原因に於ては説明してゐない。

滿洲開拓農村に於ける人口の年齢別構成は如何なる状態にあるかといふに、これに就ての文獻も少なく、唯僅かに年齢構成圖のみが第二次開拓團瑞穂村及び第七次開拓團四家厚大目和村の二村に就て滿洲開拓年鑑に見る事が出来るが實際數は掲げてゐない。開拓民全體に就いて、統計の示すところを掲げれば、團員の年齢別度數分布及一家の構成家族の年齢別分布は第二表、第三表の如くになつてゐる。

第二表 世帯主たる團員の年齢別度數分布

(昭和十四年四月三十日)

團員數	總數	二二一	二六	三一	三六	四一	四六
合		二五	三〇	三五	四〇	四五	上

第三表 團員の一家の構成状態 (昭和十五年一月一日)

團員數	合	一〇〇〇	三五三	元九	一九二〇	八七〇	四七三	二五五	家			計
									妻	一—	一五	
總數		一四〇九	七四九〇	九二四	一九二	四四三	三〇五六					
割	合	四三三	三三六	二七六〇	五七六	一三四	一〇〇〇					

以上の二表より考按するに開拓農村に於ては、その世帯主たる團員は何れも若くして、平均年齢も二九・二〇年に過ぎず、然してその家族構成人員に就て見るに、高齢者及學齡子女は到つて少くして、夫婦とその子供のみに過ぎない現状である。この點洵に元氣に満ちた村とも考へられるが、

社會生物學見地より見たる滿洲開拓農村 第二報・開拓農村人口の年齢構成に就て

保健衛生的見地より見ると開拓農村は、妊娠・出産・哺育に關して殆ど無經驗者の集りであつて全ての點でその不合理性が表れて來てゐるのである。

理解無き老人は無きが可なりとも著者等が農村の保健指導に當るに際して感ずる事もあるが、保健施設の完備しない土地に於ては妊娠・出産・哺育に關する指導者、援助者としての老人の效果はその缺點を補つて餘りあるものであり、又高齢人口の存在は單に保健衛生的方面のみならず、營農方面に於ても重要な意義を有し、妻は入植後一、二年は夫と共に勞働力の一部を負擔し耕作に従事するが、初兒を分娩するに到りその勞働力は育兒家事に専心するの止む無き結果殆ど零に等しくなり、殊に初兒が乳兒期に入るに及び、その哺育監督に當るものは父母たる夫妻の他なく、育兒に専心せる夫妻はともすれば營農に於て不充分であり、營農に成功せる夫妻は育兒に失敗するが如き結果となり、開拓農村に於ては乳兒死亡より幼兒死亡が多く、然もその月別分布を見ると六一—一〇月の農耕期間に多いとの結果を來してゐるのである。以上單に保健・營農の點のみならず、開拓農村の將來を考へる場合、完全なる人口の年齢構成こそ望ましく速かにその達成が期望される時、開拓農村の人口年齢構成を明かにする事は開拓農村の現在及將來を論ずる上にも必要の事と思はれるものである。

此處に報告する開拓農村は著者が視察したるもの、内第一次彌榮村及鐵道自營村たる山市を除きたる千振、哈達河、黑臺、宮城、樺林の五ヶ村であるが、念の爲め各村の入植年次、入植時期、入植地、出身地を再録すると次の如くである。

團又は村名	年次	入植時期	入植地	團員出身地及府縣
千振	第二次	昭和八年五月	三江省樺川縣	東北(六)、關東(五)、中部(二〇)、九州(三)
哈達河	第四次	昭和十年六月	東安省密山縣	全國(二五)

黑 塚 第五次 昭和十一年七月 同 前 近畿(五)、關東(五)、宮
城、長野

宮 城 第六次 昭和十二年七月 三江省鶴立縣 宮城縣

樺 林 第八次 昭和十四年二月 牡丹江省寧安縣 香川縣(栗熊村分村)

これ等五ヶ村に於て著者は開拓團本部に於て戸籍謄本控、出生届簿、團員名簿及家族名簿等備付の諸記録より村内人口に就て氏名、族柄、性、出生年月日、入植年月日を謄寫、一方團員移動調より死亡、退團、歸團者に就てその年月日及び現在人口と同様の記入をなし、この裏帳を以て村内各戸を巡訪、又は團本部長、醫師、保健指導員、部落有志より附近都會への出稼等の不在人口を聴取、除外し出來得る限り完璧を期した。尙この際千振、樺林の二開拓團の調査に當りては滿洲國民生部厚生司の鈴木隆氏の大なる援助を得た。こゝに深謝の意を捧げる次第である。

一方比較對照の爲に掲げたる滿洲人農村の人口年齢構成は民生部厚生司初治漢事務官等によつて行はれたる滿洲農村保健社會狀況調査の結果の一部であつて、その方法は各戸を巡訪、備付の戸口簿により現住人口に就て、性、年齢、族柄等を調査したるもので、著者等は之が立案に協力又調査に同行、助言をなしたるもので、調査したる村は牡丹江省寧安縣張家村、龍江省泰來縣老基街、奉天省海城縣虎莊村の三村であるが、こゝには張家村のみを擧げ参考とする事とした。

三、開拓農村現住人口の年齢構成

一、第二次千振開拓團

第二次開拓團千振街の昭和十五年八月末現在の人口數は、男八二九名、女六六三名、合計一、四九四名(生年月不明の男八名、女六名を除く)にして、男女の割合は男五五・五六%、女四四・四四%である。之を年齢別(五

歳階級)に分つと第四表の如く、第一圖は之を圖示したるものである。

千振街の年齢構成圖を見て直ちに氣付く事は壯年者即男にありて二五—三四歳、女にありては二〇—二九歳の階級に於て急激なる膨出と反對に五—一九歳の凹入と、〇—四歳の乳幼児の年齢に於ける壯年人口以上の凸出である。この千振街の人口年齢構成を第一表の日本内地人口の年齢構成と比較すると、日本内地人口年齢構成の各年齢人口の百分比は〇—四歳の一三・四七%を最高に年齢階級の進むに従ひて遞減的にその割合を減じてゐるに反し、千振街人口の年齢構成に於ては〇—四歳の占むる割合三二・五七%最も多く、内地人口の占むる割合の二倍以上に及び之に反し五—九、一〇—一四、一五—一九歳の三階級に於ては著明なる減少を示し、二〇—三四歳の三階級に於ては又内地人口の夫れの二倍以上の割合を示し、殊に二五—二九歳の年齢階級に於ては〇—四歳に次いで二三・一九%を占むるの多きに亘つてゐるが、四〇歳以上に於ては何れも内地人口よりその占むる割合は少いのを見る事が出來るのである。今比較を便にする爲に各年齢構成に就て、〇—四歳、五—一九歳、二〇—三九歳、四〇歳以上の四階級に分ち、その年齢階級の人口の占むる割合を計算すると

	〇—四歳	五—一九歳	二〇—三九歳	四〇歳以上
日本内地	一三・四七	三三・〇一	二八・八七	二五・七五
千 振	三二・五七	八・五一	五六・五一	二・四一

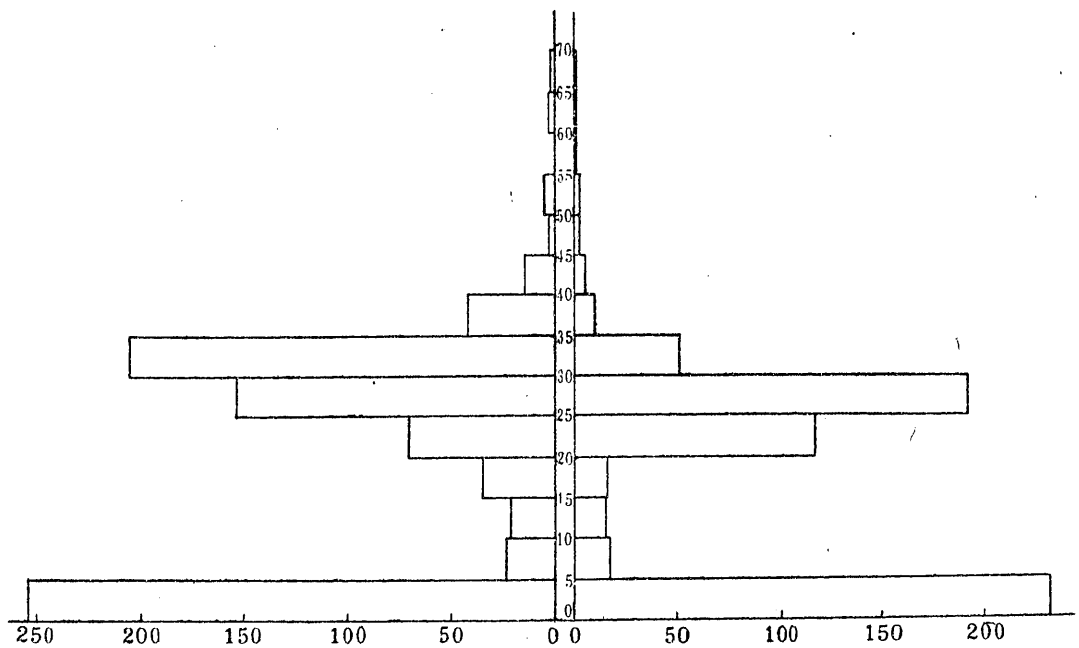
となり、前述したる關係が割然と知る事が出來、千振街に於ては日本内地一般に比べて乳幼児が多く、學齡兒、青年少く、壯年者多く、然して壯年以上殊に老人少ない事を見る事が出來、これは第二表、第三表より開拓民全體に就て見らるゝ事と同様であつて、一般の開拓農村の人口の年齢構成も之と大體同じものと推察して可なりと思へるのである。

第四表 第二次開拓團千振街現住人口年齢構成

年齢	男	女	計	百分比
0-4	254	232	486	33.57
5-9	23	17	40	2.68
10-14	21	15	36	2.41
15-19	35	16	51	3.42
20-24	70	118	188	12.60
25-29	154	192	346	23.19
30-34	206	51	257	17.23
35-39	42	10	52	3.49
40-44	14	5	19	1.27
45-49	2	2	4	0.27
50-54	5	2	7	0.47
55-59	1	1	2	0.13
60-64	2	1	3	0.20
65-69	1	1	2	0.13
計	829	663	1,492	100.00

かゝる年齢構成の特異性の因つて來れる原因を考究するに、千振開拓村は第一次の彌榮村と共に滿洲開拓の試験移民とも又武裝移民とも言はるゝが如く、昭和六年九月柳樹溝に勃發せる滿洲事變の捲き起こした滿洲の政治經濟的變革に對し見透しがつくと同時に、昭和七年この新事態に速應し滿洲開拓の烽火が擧げられ、各方面の急激なる活動により送致せられたる第一次彌榮村に次いで昭和八年編成渡滿したるものにして、當初の移住民は彌榮・千振の二村共武裝移民の名稱の示す如く、その目的とする所は滿洲國の治安未だ全からず國軍の整備不充分にして、一方此れを支援する駐屯軍も種々の關係上常時責に當る事不可能なれば、現役軍人に代りて滿洲

第一圖 第二次開拓團千振街現住人口年齢構成圖



國軍を援助するを以て第一としたる爲、その成員は現役終了せる在郷軍人を以てし、その組織も軍隊同様に大隊編成をとつたものである。これが爲最初の入植者は全て三十歳以下の未婚者が殆ど大部分で、既婚者は到つて

少く僅かに指導員、技術員の家族の二・三に過ぎなかつた状態である。この状態を明かにせんが爲、千振開拓團の入植後約一年を経たる昭和九年八月末現在の人口数を見ると、總人口二六二名中、男二五二名、女一〇名であつて、その年齢構成も團員の二〇―二九歳が大部分を占め、他に僅かに三〇―三四歳のものを加へるのみで、他は數へるに及ばぬ程度の少數であつて、第五表の示す通りである。尙第五表は、昭和十一年八月末、昭和十三年八月末現在の千振開拓團の人口数及その年齢構成をも隔年別に示したるもので、即、千振開拓團の人口増加の状態を示すもので、尙第二圖は昭和九年より昭和十五年迄の人口の増加の状態を第四表、第五表により圖示したるものである。

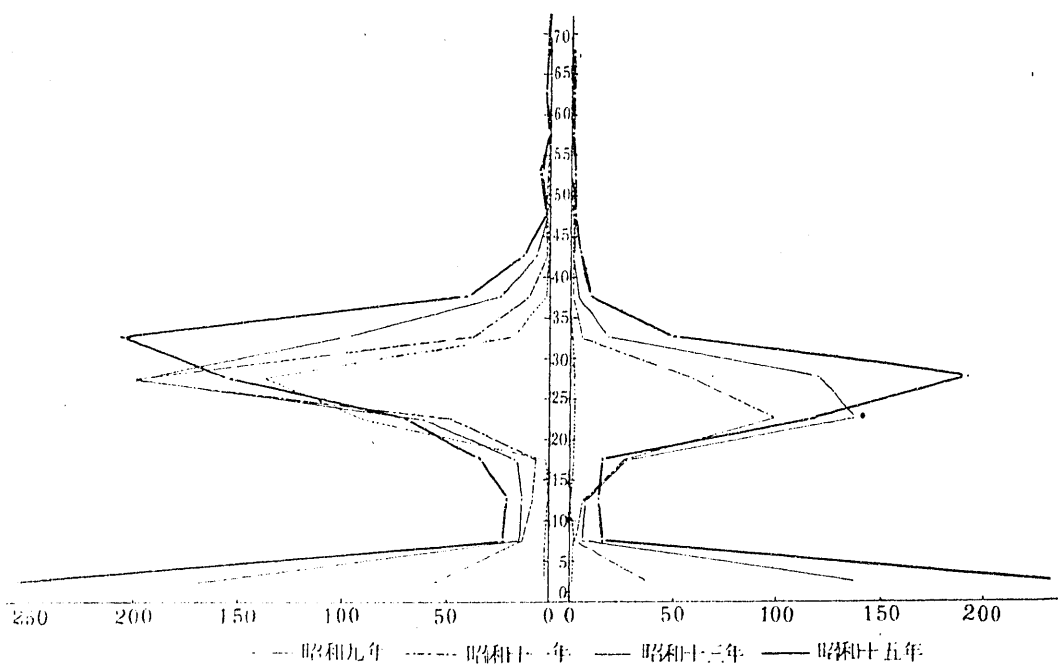
この第五表及第二圖に就て千振開拓團の人口増加の状態を観察すると、

第五表 千振開拓團隔年別人口年齢構成 (各年度八月末現在)

年 齡	昭和九年		昭和十一年		昭和十三年	
	男	女	男	女	男	女
〇―一四	二	一	五六	三八	一三・八八	一七・〇
一五―一九	二	二	一四	三	二・五一	一・五
二〇―二四	九〇	二	八	七	二・三二	一・四
二五―二九	一	二	六	二七	四・八七	一・六
三〇―三四	一三七	二	四八	一四九	二九・一〇	六一
三五―三九	一八	一	三八	五八	三・四〇	一九・八
四〇―四四	一	一	一〇	二六〇	一九・九	一三〇
四五―四九	一	一	一	四	六・五〇	九九
五〇―五四	一	一	二	一	一・六二	二四
計	二五二	一〇	二六二	一〇〇・〇〇	三八六	二九一
					六七七	一〇〇・〇〇
					六〇八	四六四
					一〇六二	一〇〇・〇〇

昭和九年より二年を経たる昭和十一年に於ては、人口数は六七七名と約二倍半の増加を示し、男三八六名、女二九一名となり、増加の状態は女子に於て著明であつて昭和九年に於ける男女の割合は男九八・二%、女一・八%なるに比し昭和十一年に於ては男五七・〇%、女四三・〇%と急激なる増加を示してゐる。これは入植後既に三年を経過してゐるので、先遣隊入植者の大部分は家族を招致して、この結果女子の數が増したものであるが、前言之しが如く殆ど未婚者のみの團員であれば、その招致入植したるものは妻であつて、その年齢も男子の二〇―三四歳に對し略一年齡階級の低き年齢のものが大部分である。入植したる未婚の團員が妻を迎へる迄の期間に就ては第一報に述べたるが如く、大部分は一―三年の間であつて平均年數は二・四二七年である事より、早きは已に第一子を擧げ、昭和九年の現在人口

第二圖 千振開拓團隔年別現住人口年齢構成圖



月不明の男八名、女六名を除く）となり、約五〇%の増加を示し、男女の割合は男五七・三%、女四二・七%にして、昭和十一年と大差ない。然して年齢構成を見るに、〇―四歳の年齢階級の増加が著明で九四名より三〇七名と約三倍の増加を示し、その全體に對する割合も昭和十一年の二三・八%より二八・九%と二倍餘の増加をなし、又昭和十三年の人口増加の大半を占めてゐるのである。然して著者の視察せし昭和十五年に於ては人口数は一四九二名となり、同様五〇%の増加となり、こゝに於ても〇―四歳の年齢階級の増加が著明である。尙年齢階級及壯年以上の年齢人口の増加も年と共に著明であるが、昭和十五年に到りても尙未だ年齢構成の凹入部を補ふには到つてゐない。以上四回の年齢構成の割合の變化を〇―四、五―一九、二〇―三九、四〇歳以上の四階級に就て比較すると、

昭和九年	〇―四歳	五―一九歳	二〇―三九歳	四〇歳以上
昭和十一年	一・一五	二・六八	九五・七九	〇・三八
昭和十三年	一三・八八	九・六〇	七五・六二	〇・八九
昭和十五年	二八・九一	八・二八	六一・四九	一・三二
	三三・五七	八・五一	五六・五一	二・四一

となり、前述せる年齢構成の變化の状態を容易に知る事が出来、更に第二圖に就て見ると〇―四歳人口の年と共に増加すると同時に夫妻の年齢階級が年と共に上昇する事を觀察する事が出来る。

二、第四次哈達河、第五次黑臺開拓團

に見られざる〇―四歳の乳幼児期年齢のものを見る事が出来、妻以外の家族も入植し學齡期の子女及壯年以後の人口も表れて來てゐる。更にこれより二年を経たる昭和十三年に於ては總人口一〇六二名（生年

農村移民として家族移民を原則とする事は滿洲開拓民の場合に於ても例外は認められないが、初期の開拓團は既述せし其の成立の特殊的性質により變態的發展經過をとつたものであつて、第三次開拓團以降は年齢の制限も又既教育在郷軍人と云ふ资格的制限も漸次緩和され、開拓者中の既婚者

の割合も次第に増加するに到り、漸次家族移住の形式をとるに到つて來たれば、前項千振開拓團に於ては家族招致を始めた際、その大部分が妻に限られて老人、子供の入植するもの少なりしに反し、第三次以後の村に於ては既婚者の割合が多くなり、招致家族中に子供も多く、又全戸移住の家族も増加するに到つた爲に老人の入植するものも多くなるに到り、この傾向は入植年次の増加と共に著明になつて來た。

次に掲げる第六表及び第七表は第四次哈達河開拓團及び第五次黑臺開拓團の昭和十五年八月末現在の現住人口及その年齢構成を示すもので、第三圖及第四圖はこれを圖示したるものである。

第六表 第四次開拓團哈達河村現住人口年齢構成

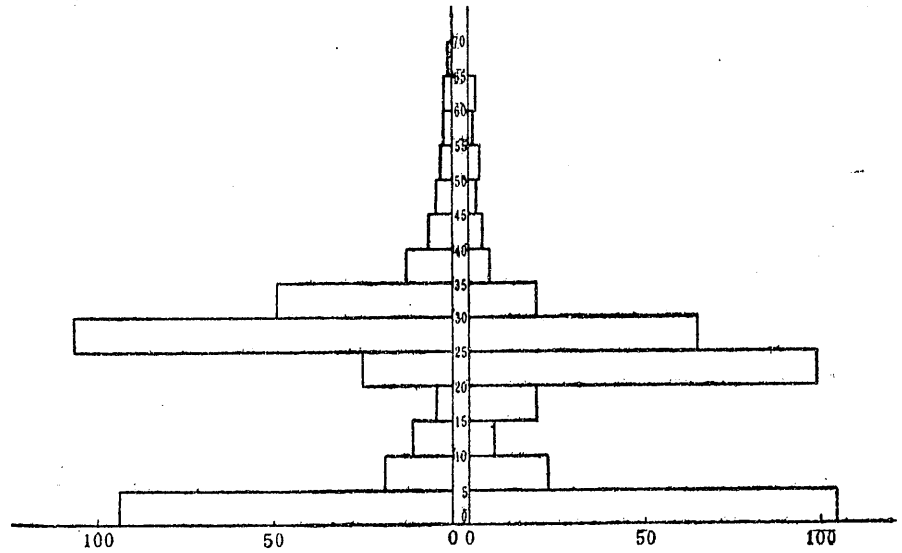
年齢	男	女	計	百分比
0-4	七三	九七	一七〇	二九・六七
5-9	二一	一七	三八	六・六三
10-14	三	八	一一	一・九二
15-19	八	一二	二〇	三・四九
20-24	九	五八	六七	一一・六九
25-29	九五	七五	一七〇	二九・六七
30-34	四九	一五	六四	一一・二七
35-39	一六	五	二一	三・六六
40-44	一	一	二	〇・三五
45-49	二	一	三	〇・五二
50-54	一	一	二	〇・五二
55-59	一	一	二	〇・五二
60-64	一	一	二	〇・五二
65-69	一	一	二	〇・五二
70-74	一	一	二	〇・五二

第七表 第五次開拓團黑臺村現住人口年齢構成

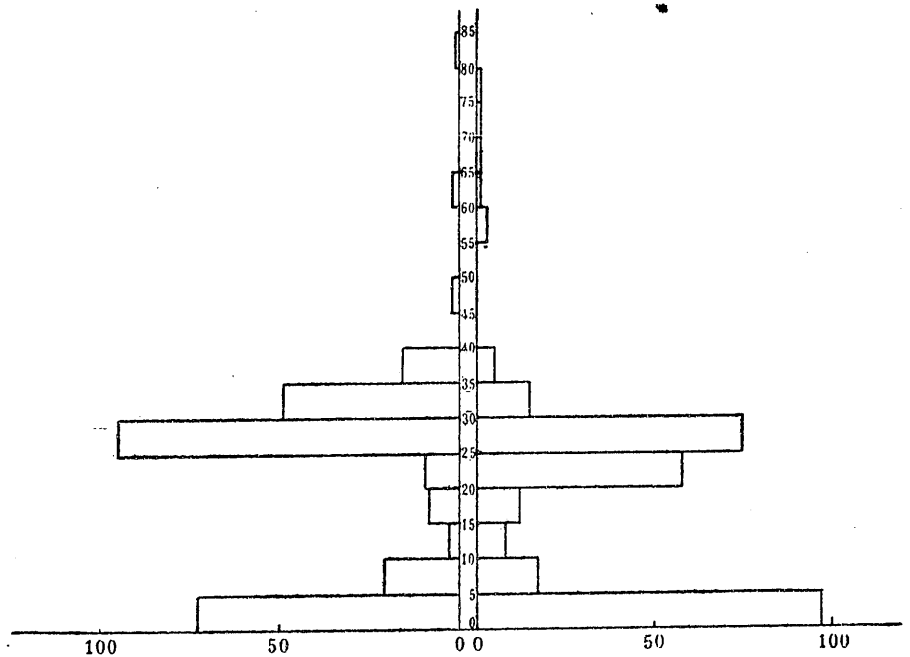
年齢	男	女	計	百分比
0-4	九四	一〇五	一九九	二八・六七
5-9	一九	二二	四一	五・九一
10-14	二一	七	二八	二・五九
15-19	四	一九	二三	三・三一
20-24	二五	九九	一二四	一七・八七
25-29	一〇七	六五	一七二	二四・七八
30-34	四九	一九	六八	九・八〇
35-39	一三	六	一九	二・七四
40-44	六	四	一〇	一・四四
45-49	四	二	六	〇・八六
50-54	三	三	六	〇・八六
55-59	二	一	三	〇・四三
60-64	二	二	四	〇・五八
65-69	一	一	二	〇・一四
計	三四〇	三五四	六九四	一〇〇・〇〇

哈達河開拓團の昭和十五年八月末現在の現住人口は、男二七九名、女二九四名、合計五七三名にして、男女の占める割合は男四八・七%、女五一・三%で男女略等しい状態を示してゐる。今その年齢構成を見るに前項の千振に見られたると同様の年齢構成の特殊性を見る事が出来、即乳幼児期、青壯年齢階級の膨出と學齡期児童及老齡者の年齢階級への凹入が存在することを知り得るのである。哈達河開拓團は昭和十年の入植で、入植後已に五年を経過してゐるを以て、前項千振開拓團の入植後五年目たる昭和十三

第三圖 第四次開拓團哈達河村現住人口年齢構成圖



第四圖 第五次開拓團黑臺村現住人口年齢構成圖



年の同時期の年齢構成と比較してみると、次の様な関係となり、

哈達河	〇—四歳	五—九歳	二〇—三九歳	四〇歳以上
千振(昭和十三年)	二九・六七	一一・〇四	五六・二〇	二・〇九
	二八・六四	八・二一	六一・八五	一・三二

〇—四歳の年齢階級では兩者に差はないが五—九歳の學齡階級に於ては千振の八・二％に比して、哈達河は一一・〇四％に及び殊に五—九歳の階級では千振の四・一〇％なるに對し哈達河は八・五五％の多きに及んで

居り、又四〇歳以上の年齢に於ても千振の一・三二％に對し哈達河は二・〇九％になつてゐる。五—九歳の注目すべき増加は既婚者の入植が増加したる爲に内地にて出生せし兒が同伴入植せし結果にして、又千振の年齢構成に見る事を得ざりし高齢者を見ることである。

第七表の第五次黑臺開拓團に就て見ると、昭和十五年八月末現在の現住人口は、男三四〇名、女三五四名、合計六九四名にて、男女の占める割合

は男四八・九九%、女五一・〇%にして殆ど等しく、その年齢構成を見ると千振、哈達河の二村に見られたると同じ事が見られるが、各年齢階級の割合を前と同様調べてみると、

〇—四歳	五—一九歳	二〇—三九歳	四〇歳以上
二八・六七	一一・八二	五五・一九	四・三二

の如くなりて、千振、哈達河に見られたる開拓農村特有の年齢構成型を見る事が出来、且つ黒臺開拓團は昭和十一年の入植で、四箇年を経過してゐるが、これを千振の昭和十一年及昭和十三年の年齢構成と比較すると哈達河に見ると同様の事を言ふ事が出来る。

三、第六次宮城村、第八次樺林栗熊村開拓團

以上前に記せる千振、哈達河、黒臺の三者は開拓事業の創成期に入植せるもので、著者はこれ等の開拓團の人口状態に就てその年齢構成より觀察したが、最近入植せる開拓團の年齢構成は如何になつてゐるか、第六次宮城村開拓團及び第八次樺林栗熊村開拓團に就て觀察してみる事とする。

開拓事業は昭和十一年八月に日滿兩國の國策として取り上げられ、日本政府は昭和十二年以降二十年間に百萬戸を移住せしめんとする大量移民計畫を實施することに決し、滿洲開拓民は國策移民としての刻印が捺され、益々農業移民として本質的の家族移民としての體型をとるに到つた。

團の構成も第四次迄の移民團が多きは十數府縣、少くも數府縣の出身者より成つてゐたが、第五次移民に到り初めて黒臺信濃村なる單一縣出身者を以て組織せられたる一開拓團が出来、この一縣單位の開拓團は出身縣との聯絡上にも、又風俗習慣、生活態度も略、同一であつて、團經營上には在來の府縣聯合型より便宜なる點多くあるを以て、次第にこの形式をとるに到り、即第五次に於ては僅かに一集團に過ぎなかつたこの縣單位の開拓團

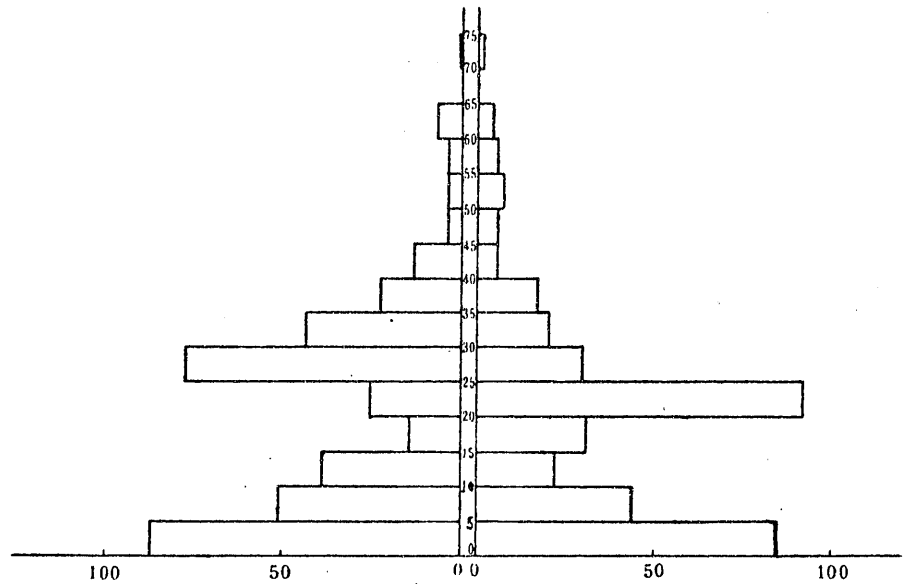
は第六次に於ては十八集團中の過半数に當る十一集團を占めるに到つて、その後も年々増加する傾向を示してゐる。

第六次宮城村開拓團はその名の示す如く宮城縣出身者を以て組織せられたるものにして、昭和十五年八月末現在の現住人口は、男三九二名、女三六八名、計七六〇名にして、男女の全體に對する割合は、男五一・五八%、女四八・四二%で略、等しいが前項の二村に比べ男の方が稍、多い。然して現住人口の年齢構成を見るに第八表第五圖の如くにして、之を見て直ちに氣付く事は二〇—三九歳の人口即夫妻の數に對して五—一九歳の年齢の凹入部が千振、哈達河、黒臺の三開拓團に比して、淺い事である。

第八表 第六次開拓團宮城村現住人口年齢構成

年 齡	男	女	計	百分比
〇—四	八七	八五	一七二	二二・六三
五—九	五一	四四	九五	一二・五〇
一〇—一四	三九	二二	六一	八・〇三
一五—一九	一四	三一	四五	五・九二
二〇—二四	二五	九二	一一七	一五・三九
二五—二九	七七	三〇	一〇七	一四・〇八
三〇—三四	四四	二〇	六四	八・四二
三五—三九	二二	一七	三九	五・一三
四〇—四四	一三	五	一八	二・三七
四五—四九	四	五	九	一・一八
五〇—五四	四	七	一一	一・四五
五五—五九	四	五	九	一・一八
六〇—六四	七	四	一一	一・四五
六五—六九	一	一	二	〇・二六
七〇—七四	一	一	二	〇・二六
計	三九二	三六八	七六〇	一〇〇・〇〇

第五圖 第六次開拓團宮城村現住人口年齢構成圖



宮城村開拓團の入植は昭和十二年にして、入植後三年を経過して居れば、これと同じ期間を経たる昭和十一年の千振開拓團の年齢構成と前と同様の年齢階級に分け比較して見るに、

年齢階級	千振(昭和十一年)	宮城村
0-4歳	一三八八	〇一四歳
5-9歳	九六〇	五一一九歳
10-14歳	七五・六二	二〇一三九歳
15-19歳	〇・八九	四〇歳以上
20-24歳		二二・六三
25-29歳		二六・四五
30-34歳		四二・八九
35-39歳		七・八九

社會生物學見地より見たる滿洲開拓農村 第二報・開拓農村人口の年齢構成に就て

の如くなりて、千振に於ては〇一四歳の年齢階級の人數が入植後三年では一三・八八%に過ぎないのに反し、宮城村では二二・六三%の多きに互り、又五一一九歳の主として學齡年齢に於ては千振の九・六〇%に對し、一六・四五%の斷然高い割合を示してゐる。この五一一九歳人口の割合は入植後の經過年數の更に多い哈達河、黑臺の二村に比しても多く、この起因する處はこの宮城村が家族移民としての體型を前二者より更に多く備へ、既婚入植者多く、〇歳人口に現地出生のものも含んでゐるが、〇一四歳の大部分は内地に於て生れ、父母と同伴入植せる結果に依るものである。然して四〇歳以上の年齢階級に於ても千振の夫れより高く、農業移民としての家族移民の體型は滿洲開拓民にも完全に第六次の開拓團編成の昭和十二年の頃より備つたものと思惟して可なるものがある。

團の構成が府縣の集合型より同一縣人を以て組織構成せる單縣型へと變化すると同時に今一つの大きな變革は、滿洲開拓政策基本要綱に示めさるるが如く、内地農村の更生を期せんとする所謂分村計畫の擡頭である。分村移住は當初宮城縣遠田郡南郷村に於て形成され、早くも第五次黑臺開拓團中に南郷區なる一部落を形成し入植したのが此種の計畫の嚆矢であるが、一分村移住者のみにて一集團を編成入植したるは第七次開拓團に於ける長野縣南佐久間郡大日和村の分村たる四家房開拓團を以て第一とする。

著者の視察したる樺林開拓團は、四家房大日和村に續き第八次開拓團中分村計畫を以て移住した八開拓團の一つたる香川縣綾歌郡栗熊村の分村である。著者の同僚北山氏が視察したる結果に依れば、同村は耕地狹隘にして集約經營を高度化するも過剩人口、過剩勞力の合理的配分は不可能であり、出稼するもの多數に上る状況にあつた。昭和八年經濟更生計畫樹立村に、昭和十一年には特別助成村に指定され、鋭意經濟更生に努力したが懈

決の方法を發見し得ず、遂に土地、人口、戸数の根本的調整を計らんとし「本村ノ人口問題ヲ解決シ村ノ更生ヲ期スル爲、昭和十二年七月過剩人口ヲ今後十箇年間に滿洲ニ移住セシムル計畫」を樹立するに到り、昭和十四年二月現地に入植するに到つたものである。

昭和十五年八月末現在の榊林栗熊村の總人口は、男一八〇名、女二二〇名、計三〇〇名にして、男女の割合は男六〇・〇〇%、女四〇・〇〇%で、男の方が女より多い。村内に於ける戸数は一一一戸で、内五七戸は家族招致を終り、五四戸は未だ家族をしない團員で組織されてゐて、これが男性超過の原因となつてゐる。今この二九七名の年齢構成を見ると第九表及第六圖の如くにして、宮城開拓團に見たるより以上の著明の現象は、五―一九歳の多き事であつて、五―九、一〇―一四歳に殊に著しい人數を示してゐる。前述各村と同様に四年齡階級に分ちて見るに、

〇―四歳	五―九歳	一〇―一四歳	四〇歳以上
榊林栗熊村 一四・〇〇	二九・六七	四五・三三	一〇・〇〇
千振(昭和九年)	一・二五	二・六八	九五・七九
			〇・三八

の如くなり、入植後未だ一年有半のみ経過せるに過ぎないのに拘らず、五―一九歳の年齢階級の占める割合は最も高く、又千振の入植後一年を経たる昭和九年の年齢構成に比較すると前記の如く、千振の〇―四歳が全體の一・二五%、五―一九歳の二・六八%に對し〇―四歳一四・〇〇%、五―一九歳二九・六七%と斷然多きにのほり、これ等は全て分村により父母と共に移住し來れる子供である事は宮城村の場合と同様であるが、更に家族移住の傾向の度を増したものと云へる。然して年齢構成圖は最もピラミッド型に近きことは一見して知る事が出来るが、唯多少異なるのは、二〇歳以上の年齢階級に於ける男性の超過による膨出のあることであつて、この原因とし

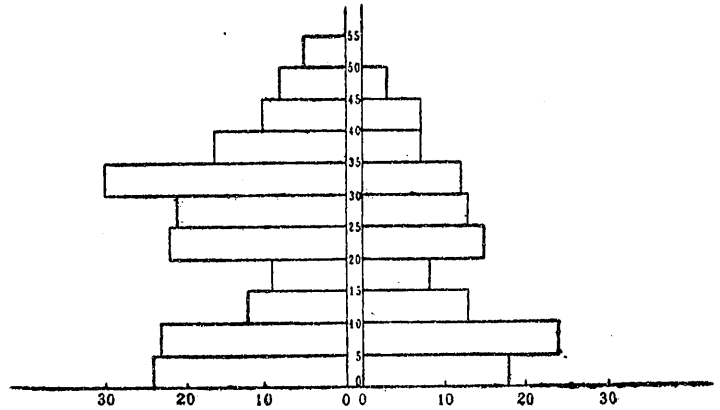
て考へられるものは未だ家族招致をせざる五四戸の團員である。入植直後の栗熊村の人口状態が、理想的の年齢構成のピラミッド型に近似の状態をとるとはいへ、この五四名の家族未招致の團員が家族招致したる際、如何に年齢構成の變化を來すかは興味深き事であつて、今後の觀察に待つべきものなれども、今その五四名の年齢を調べるに、第九表括弧内の如くにして、その半數は三〇歳以上にして二五歳以下のものは十數名に過ぎないことより考察するに、五四名の團員中に相當の既婚者を含んでゐることと推定しても可なりと思へる。然る時これ等團員の招致する家族は千振の初期に招致せる家族は妻が大部分なりし事に反し、相當の妻以外の家族、主として子供の入植を期待する事が出來、年齢構成も五―一九歳に急激なる凹入部を生じないであらうと豫測して可なりと思へるのである。

第九表 第八次開拓團榊林栗熊村現住人口年齢構成

年 齡	男	女	計	百分比
〇―四	二四	一八	四二	一四・〇〇
五―九	二三	二四	四七	一五・六七
一〇―一四	一一(一)	一三	二五	八・三三
一五―一九	九(二)	八	一七	五・六七
二〇―二四	二二(一二)	一五	三七	一二・三三
二五―二九	二二(一三)	一三	三四	一一・三三
三〇―三四	三〇(二三)	一二	四二	一四・〇〇
三五―三九	一六(五)	七	二三	七・六七
四〇―四四	一〇(二)	七	一七	五・六七
四五―四九	八(四)	三	一一	三・六七
五〇―五四	五(二)	一	五	一・六七
計	一八〇(五四)	二二〇	三〇〇	一〇〇・〇〇

註 括弧内ハ未ダ家族招致ラセザル團員數ナリ

第六圖 第八次開拓團樺林栗熊村現住人口年齢構成圖



附、滿洲人農村張家村

滿洲開拓農村の現住人口の年齢構成に就ては以上の五箇村に就て述べたが、その附近の滿洲人農村に就ては如何なる状態にあるか、幸ひ民生部厚生司の厚意で三箇村を觀察する事を得、その詳細は何れ機會を見て報ずる事とし、その内の一箇村張家村に就て述べて見る事とする。

張家村は牡丹江省寧安縣内の一農村にして、圖佳線寧安驛より約五軒の地にある。同村は村内古老の言によれば約二百五十年前、清朝の初期に北邊塞外の守備に任ずる爲移駐せし滿洲八旗の一つが定住せしところで、張家村の名稱はその隊長張氏の姓より來れるもので、一旗その家族を含めて約二千人の移住を見たるもの様である。昭和十五年八月十五日現在、同

村の現住人口は、男九二九名、女八六〇名、計一、七八八名で、男女の全體に對する割合は男五一・九六%、女四八・〇四%で男女の割合は略、等しい。然してその年齢別人口數を見ると開拓農村の夫れと異り、昭和十年内地人口の割合に非常に近似し、年齢構成のピラミッド型は圖示せずとも明かであつて、年齢の上昇と共にその數を減じ、特に特殊の年齢の凸出凹入を見る事は出來ない。強いて言へば一五—二九歳の年齢階級の男に多少の凹入を見る事が出来るが、内地農村の夫れに比せば輕微のものであつて健全なる人口状態を示すものと思はれ、完全なる發達を遂げし移住村の一つと見てよい。こゝに特に注目すべきは同村に於いてその一端に半島同胞の移住部落があり、その現住人口の年齢構成の状態である。

朝鮮同胞の滿洲移住の歴史は到つて古く、朝鮮人は清の初期頃より滿洲へ移動するもの多く殊に明治初年朝鮮に五箇年に續く大凶作ありて、爲に北朝の住民相次いで南滿へ移住するに到つた。これが鮮農の滿洲への集團的定着移動の濫觴であつて、爾來不當なる地主の搾取と横暴なる軍憲の誅求、或は更に妨害、暴行を忍び次第に定着増加を加へて行つたが、何といつてもこの鮮農の移動に拍車をかけたのは滿洲事變であつて、滿洲へ移住するもの急激に増加し來つたものである。

張家村に於ける鮮農部落も之れと同様であつて、村公所當局者の言によつて鮮農の當地に定着しはじめたるは約二十年前であり、當時は到つて數少く微々たる存在であつたが、滿洲事變後急激に増加し、現在八九戸に達してゐる。この八九戸の張家村鮮族の昭和十五年八月十五日現在の人口數は、男二二七名、女二一三名、計四四〇名で、その年齢構成は第十一表及第七圖の如くである。

この年齢構成を見て注目すべきは、八九戸四〇〇名に過ぎない一部落で

はあるが、その年齢構成は完全なるピラミッド型を呈してゐる事である。即ち〇―四歳の六七名(一五・二三%)を最も多しとし、年齢階級の増加と共に多少の凹凸はあるが、その數を減じ、開拓農村と同様四階級に分つ時は

〇―四歳 五―九歳 一〇―一三歳 四〇歳以上
 一五・二三 三三・六三 三三・二七 二一・八六

となり、既述の開拓農村に見る事の出来ない程昭和十年の内地人現在人口の割合に似てゐて最も完全なる人口状態を示してゐると言ふ事の出来るはその移住に當り一家同族全て共に移住せるもので、分村に近い即分郷の形をとりて家族移民をなせる結果であつて、開拓政策遂行上大いに参考として良きものと思へる。

第十表 張家村現住人口滿洲人年齢構成

年齢	男	女	計	百分比
〇―四	九五	一二五	二二〇	一一・三〇
五―九	一一九	一一〇	二二九	一一・八一
一〇―一四	一二三	九一	二一四	一一・九七
一五―一九	七九	九三	一七二	九・六二
二〇―二四	六八	六三	一三一	七・三三
二五―二九	八二	七〇	一五二	八・五〇
三〇―三四	五三	七〇	一二三	六・八八
三五―三九	五二	五六	一〇八	六・〇四
四〇―四四	六八	三八	一〇六	五・九三
四五―四九	四九	二九	七八	四・三六
五〇―五四	四一	三二	七三	四・〇八
五五―五九	三一	二九	六〇	三・三六
六〇―六四	三四	一三	四七	二・六三
六五―六九	一二	一九	三一	一・七三
七〇―七四	一五	一四	二九	一・六二

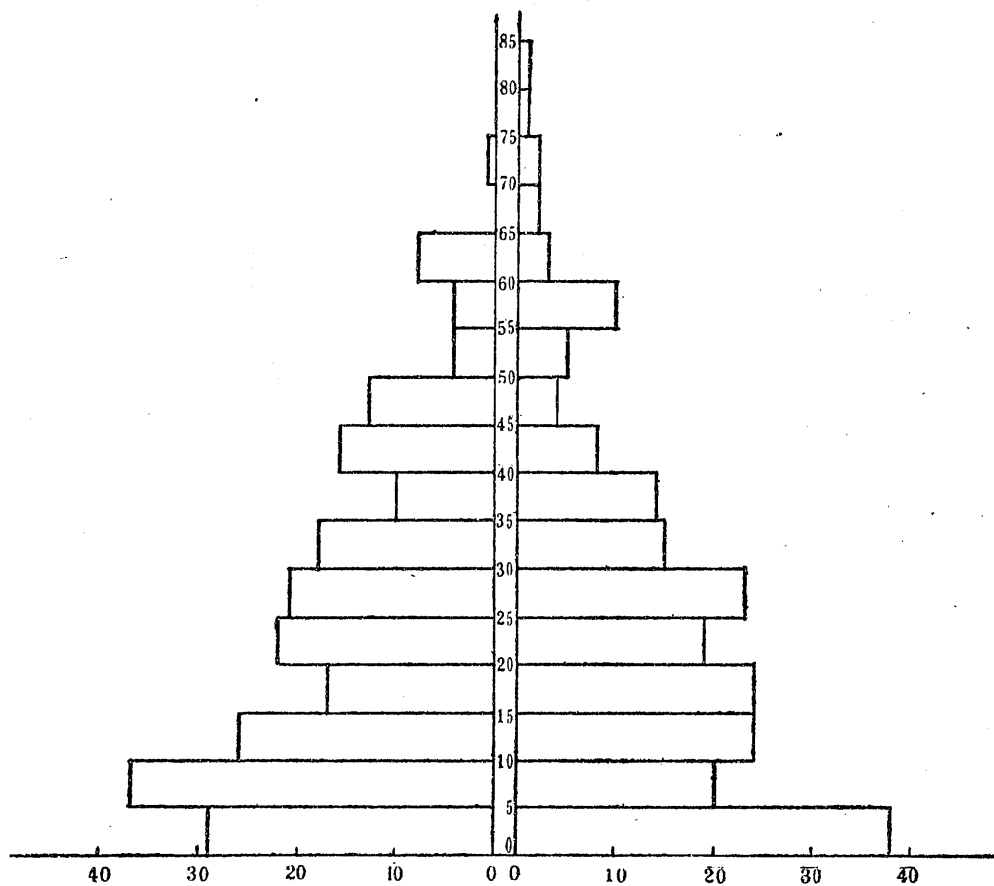
第十一表 張家村鮮農部落現住人口年齢構成

年齢	男	女	計	百分比
〇―四	二九	三八	六七	一五・二三
五―九	三七	二〇	五七	一二・九五
一〇―一四	二六	二四	五〇	一一・三六
一五―一九	一七	二四	四一	九・三二
二〇―二四	二二	一九	四一	九・三二
二五―二九	二一	二三	四四	一〇・〇〇
三〇―三四	一八	一五	三三	七・五〇
三五―三九	一〇	一四	二四	五・四五
四〇―四四	一六	八	二四	五・四五
四五―四九	一三	四	一七	三・八六
五〇―五四	四	五	九	二・〇五
五五―五九	四	一〇	一四	三・一八
六〇―六四	八	三	一一	二・五〇
六五―六九	一	二	三	〇・六八
七〇―七四	一	二	三	〇・六八
七五―七九	一	一	二	〇・二三
八〇―八四	一	一	二	〇・二三
計	二二七	二二三	四四〇	一〇〇・〇〇

四、總括及結論

著者は昨夏滿洲を旅行し視察し得たる開拓農村五箇村に就て現住人口を觀察し、同時に開拓事業の推移を研究し次の様な結果を得た。

第七圖 張家村鮮農部落現住人口年齢構成圖



一、何れの開拓農村に就て見るも、その年齢構成に特異なる形態を有してゐる。即、壯年人口及び〇―四歳の幼少人口が全人口の大部分を占め、老齡人口及青少年子女の年齢階級の人口が少く、その年齢構成図を見るに〇―四歳と二〇―三九歳との年齢階級の極端なる膨出と五―一九歳と四〇歳以上の年齢階級に著明なる凹入とを見る事が出来る。

社會生物學見地より見たる滿洲開拓農村 第二報・開拓農村人口の年齢構成に就て

二、第二次千振開拓團に就て入植後人口増加の状況を累年の見ると、最初は二〇―二九歳の男子のみの状態で、これより約二年をして妻の入植を見、これより兒を擧げ〇―四歳の人口が表れて來る三段階をとり、この間家族の一部が入植し、五―一九、四〇歳以上の人口も増加するが、その數は至つて少ないものである。

三、總人口に對する男女の占める割合に就て見ると、入植後日淺き頃は男の方多く年と共に男女の差は減じ、移住完了と共にその割合は略々等しく稍、女が多くなるものゝ如く、千振は最もこの變化が遅い様である。

四、かゝる特異なる人口現象は未婚の團員を以て組織されたる結果で、既婚者を以て組織されるに従ひ年齢階級人口の割合もその特異性が少くなつて來、五―一九歳の年齢階級人口の占める割合も次第に増加し、男女の割合も最初より差が著しく無く、滿洲開拓集團移民も次第に家族移民としての體型を整へて來つゝある事を知る事が出来る。

五、比較として掲げたる牡丹江市に近い張家村の人口状態を見るとその年齢構成は日本内地の農村の如く都市の影響による青壯年人口の減少の傾向は未だ見る事が出来ない。

日本に於ける殖民事業の歴史を考へる時、先に明治初年の北海道開拓事業あり、又日清日露の戦役後の臺灣、滿洲の拓殖事業あり、その何れに於ても好成績を擧げたりと斷言するにはどうかあるものがある。この原因の奈邊にあるかは一概に言ひ得ないが、開拓事業は唯數年にしてその結果を結ぶものではなく、相當長期間を経るに非ずんばその効果を論ずる事は出來ない事よりして確固たる方策が樹立され、その目的に對して邁進實行されるべきである。この方策樹立に當りては單に數年を見込しての瞬間的思考による立案は除外されるべきで、社會經濟保健衛生各方面の正しい根據に立

脚されるべきである。殊に今次の滿洲移民は滿洲開拓政策基本要綱にも明記されるが如く、その崇高なる使命達成には殊にこの點が強調されるべきで、將來の完全なる質及量的發展を期待するにはあくまで農業移民としての本來の型たる家族移民の形式がとらるべきである。開拓村建設に當りては各種の方法ありて、一部識者の注目の的となつてゐる青少年義勇軍も已に第一回生は小訓練所の過程を終り現地入植を行ひ、一村を形成するに到つてゐるが、經營、保健の兩觀點より問題とされる開拓村人口の年齢構成より將來を推察すると、千振開拓團と同様の發展經過をとるものと思はれ、完全なる人口構成をとるには數十年後を期待するに過ぎない。これ等よりして推稱されるべきは栗熊村の分村計畫の如き、家族移民の形式である。張家村に於ける鮮農部落が最近十年にして已に健全なる人口状態を示す事も彼等の移住が本質的の家族移民としての形態をとりしが爲であつて、將來の開拓村建設は家族移民の形式が是非とられるべきものであると信ずるものである。この點最近分村計畫による開拓村が増加の傾向を見せてゐるのは喜ぶべき事であるが、實際問題として一箇村より二百乃至三百戸の一開拓團を編成選出する事は人選並に母村の受ける經濟的影響より判斷するに種々困難の場合が多いので、こゝに第九次移民に見られる分郷計畫こそ望ましきものである。即、分村開拓團は單一町村の出身者によりて編成されるに反し分郷計畫は一地方(即ち一郷)の數箇村の出身者より編成せられるもので、入植後の團員の結合及出身地との聯絡に於ては分村計畫に劣るが、編成及入植後の母村への影響は分村計畫に勝るものである。その何れにしてもその望まるゝものは家族移民であつて、この家族移民によりてこそ滿洲開拓の本來の使命が全ふせらるゝものである。

主要なる參考文獻

- (一) 第一報に參考とせしもの
- 一 人口統計要覽(人口問題研究所 昭和十五年)
 - 二 矢ヶ崎徳藏 民族生物學研究第一輯昭和十一年
 - 三 柚木祥三郎 臨床大陸 一卷七號
 - 四 近藤通世 日本婦人科學會雜誌 三一卷一三號
 - 五 洲崎隆一 近畿婦人科學會雜誌 八卷三號
 - 六 篠田 紘 日本婦人科學會雜誌 三一卷五號
 - 七 岡崎文規 人口問題研究 一卷七號
- (二) 第二報に參考とせしもの
- 一 昭和十年國勢調査報告 全國編
 - 二 在阪朝鮮人の生活狀態(大阪府社會課 昭和九年)
 - 三 滿洲開拓年鑑(昭和十五年)
 - 四 西野陸夫 日本公衆保健協會雜誌 十六卷十號
 - 五 北山正邦 人口問題研究 一卷二號
 - 六 滿洲農業開拓民事業概要(滿洲拓植委員會事務局 昭和十五年)
 - 七 開拓地衛生關係資料(滿洲拓植公社 康德七年)

ナチス民族人口政策摘要(三・完)

本 多 龍 雄

目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上第四號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策

其の五 多子家族保護政策

其の六 家族手当制度(以上第五號)

其の七 税制改革、特に所得税法の改正

其の八 獨逸農民層創出政策、特に『世襲農地法』の制定

其の九 大都市疎開と小ジードルッフの助成

其の七 税制改革、特に所得税法の改正

所得税をはじめとして財産税、相続税その他の税制の人口政策的改革も亦所謂家族負擔均衡政策の一環を爲すもので、その人口政策的效果には一定の限度があるとはいへ、間接税による多子家族の加重負擔に對する一種の賠償方法として、或は主としてこの種税制改革の恩恵を浴する有産知識階級の保護政策として、或は特に人口政策的經費の公正なる支辨方法としてその意義は決して輕くない。殊に所謂獨身税或は無子税といふやうな形式乃至内容をもつたものに於てはその啓蒙的效果も亦決して尠くないと思はれる。

特にナチス登場以前の共和制獨逸の税制度は専ら財政政策的見地よりただ收入のより多きを圖らんが爲にのみ改正に改正を累ねられたもので、經濟政策的乃至は社會政策的考慮を全く缺いてをり、況んや人口政策的效果の如きは全然之を顧みる餘地もなかつたといつてよく、諸税の錯雜無組織に加へて弱者に重い結果となつてゐた。ナチス治下に入つて直ちに着手せられた税制改革は經濟政策的乃至社會政策的考慮の導入による税制度に於ける社會正義の觀念の確立を目的とし、特に税制を通じての人口政策的效果についても亦はじめに重大關心を拂はるゝに到つた。殊に爾後數次に互る所得税法の改正に於てその實績は最も著しいといつてよい。

一、所得税法の改正

ナチス民族人口政策摘要(三・完)

所得税法はナチス以前の獨逸税制中多少とも人口政策的考慮を加味せられてゐた唯一のもので、妻帯者及び兒童扶養者に對する控除規定をもつてはゐたが、その實際的效果は極めて微弱なものであつた。ブルグドゥェルファーも指摘してゐるが如く議會で屢々誇稱されるを常とした此の兒童或は家族への特權なるものもその實效に於ては寧ろ獨身者への特權たる如き結果を呈してゐたもので、例へば一九三八年度の勞賃税及び所得税に於ける兒童乃至家族控除總額二十四億マルク中僅かに三億マルク即ち其の八分の一が千二百七十萬人の子供らの爲に行はれたもので、他は専ら未婚者や子のない夫婦に對する恩典となつたに過ぎないといふ。勿論一九三四年十月十六日にその法律の公布を見たナチス最初の所得税改正も數字の上での効果はさ程顯著ではなく、同じくブルグドゥェルファーの指摘する所によると新改正法は官吏と特に高收入の多子家族には却つて多少の負擔増となつたものであるが、之も寧ろ總じて組織的改革に伴ふ不可避の隨生的現象と見るべきもので、その後一九三八年二月一日公布(同年一月一日より發效)の改正法律は更に大規模の改善の跡を見せ、翌三九年二月十七日公布の一部改正法律は累進課税の基準分類を更に詳細にして現在に到つてゐる。

いま現行所得税法中税額遞減の一基準として採用せられてゐる納税者身分の分類を示せば以下の如くで、細心の人口政策的考慮の跡を窺ふに足らうと思ふ(以下獨身者とは所得税賦課期間内に少くとも四箇月獨身なる者を謂ひ、滿六十五歳の者とは同じく所得税賦課期間の少くとも最後の四箇月内に滿六十五歳に達する者を謂ふ等の詳細なる法律的規定を省く)。

第一類、獨身者

但し左の各號に該當する者を除く

(イ) 兒童控除を受けてゐる者若くは申請により之を許可せらるゝ

者、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により児童控除を受けたる者

(ロ) 滿六十五歳以上の男子、及び死離別せる男子にして其の婚姻より非ユダヤ系子女を擧げたる者

(ハ) 女子にして非ユダヤ系子女を産みたる者、若くは滿五十歳以上のもの

(ニ) 滿二十五歳未滿の孤兒にして職業見習中の者

第二類、(一) 既婚者にして結婚後滿五年を超ゆるも猶ほ子なきもの、但し左の各號に該當する場合を除く

(イ) 右夫婦が児童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ者なる場合、及び夫婦の一方嘗て非ユダヤ系繼子女により児童控除を受けたる者なる場合

(ロ) 夫婦の一方滿六十五歳以上の場合

(ハ) 夫婦の一方がその舊婚姻に於て非ユダヤ系子女を擧げたるものなる場合

(ニ) 妻が非ユダヤ系子女を産みたる者なる場合

(ホ) 夫婦の所得が賦課期間内に於て一、八〇〇マルクを超えざる場合

(二) 獨身の婦人にして滿五十歳以上のもの、但し左の各號に該當する場合を除く

(イ) 右婦人が児童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ者なる場合、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により児童控除を受けたる者なる場合

(ロ) 右婦人が非ユダヤ系子女を生みたる者なる場合若くは滿六十五歳以上の場合

第三類、第一、第二及び第四類の孰れにも屬せざる者

第四類、児童控除を受くる者若くは申請により之を許可せらるゝ者。(右児童控除とは主として被課税者の負擔に於て扶養せらるゝ未丁年の子女若くはその他の從屬者に對して許可せられるもので、但し右子女若くはその他の從屬者が職業教育中の場合はその年齢制限は滿二十五歳未滿まで延長せられる。なほ右子女若くはその他の從屬者は凡てユダヤ人であつてはならない。

この第四類は右児童控除を受くる子女數により更に一子、二子、三子、四子、五子及び六子以上の六項に再分類せられるもので、従つて以上通計九項に分類せられることとなる。

特にユダヤ人については、其者が公生子孫若くは繼子女を有つてゐる場合は、右子女に對して行はるゝ税控除額(第四類税額が第一類若くは第二類の税額との差額)が一子女當り七二〇マルクを超えざる場合に限り、第四類に屬する。(右制限條件は一般には公生子孫若くは繼子女に非ざる子女に對してのみ適用さるゝ規定である。)又、右子女の死亡等により其後に右要件の表はれたる場合は第三類に屬することとなるが、その他の場合に於てはユダヤ人は凡て皆第一類に屬することとなつてゐる。いひ換へれば低額所得者に對する多少の配慮を除いてはユダヤ人は凡て獨身者扱ひをされるわけで、之はまた裏からいへば壯年の獨身者で且つ子供の扶養にも全く關係のない獨逸人は所得税法の上ではユダヤ人と同等に扱はれることを意味するといふこともできよう。

いま以上の分類を貫く人口政策的趣旨の概要を推察するならば、要之、第一類は婚姻によつて子女を擧ぐべき年齢(男六十五歳未滿、女五十歳未滿)による獨身者で且つ過去及び現在に於て全く子女の生産若くは扶養に

無關係なものを含めてゐるわけで、之がユダヤ人と原則的に同待遇されてをり、第二類は子女をもつべき年齢(六十五歳未満)の有配偶者なるも既に子女を擧ぐべき婚姻持續期間(結婚後五年)を経て猶ほ子なきもの、竝に五十歳以上の獨身女子であつて且つ過去及現在に於て子女の生産若くは扶養に無關係のものを含んでゐる。即ち、五十歳以上の獨身女子は、同條件の下にある六十五歳以上の獨身男子(第三類)よりも一段重い税を賦課せられるわけになる。第三類は六十五歳以上の獨身男子、常人又はその配偶者が六十五歳以上なる無子既婚者、又は嘗て子女を生産若くは扶養したることある者等、現在子女の扶養には無關係だが過去に於けるこの國民的義務の遂行の故に乃至は老齡の故に言はゞ既に豫後備役に入れる者を含むと見てよい。此の第三類は最近三九年の改正により新しく設定されたもので、人口政策的考慮をいよく細密にしたわけであるが、但し課税額の上からいへば従來の第二類の税額を踏襲し第二類の該當者が従來より重い税を課せら

所得税表 (單位マルク)

純所得 (曆年)	中位額	第一類			第二類			第三類		
		10	1	1	1	1	1	1	1	
以上	未滿									
五六〇—	六七五	10	1	1						
六七五—	八二五	27	13	1						
八二五—	九七五	46	30	1						
九七五—	1,125	65	45	26						
1,125—	1,275	84	61	36						
1,275—	1,425	104	77	50						
1,425—	1,575	125	93	62						
1,575—	1,725	165	119	74						
1,725—	1,925	210	146	88						

ナチス民族人口政策摘要(三・完)

るゝことゝなつたことになる。第四類が現在所定の兒童控除規定該當者を含むは説明する迄もない。

尙、以上は「賦課所得税」(die zu veranlagende Einkommensteuer) 即ち「勞賃税」を除く凡ての所得に對し賦課される所の所得税の場合の分類であるが、「勞賃税」Arbeitslohnsteuer 即ち源泉課税をされる賃金及び俸給に對する所得税の場合に於ても分類の原則は全く同じい。たゞ第四類の細分類に於いて一子、二子、三子、四子、五子及び六子以上の六項に替へて「勞賃税」の場合に於ては一子乃至十子の十項に細分され、特に兒童控除規定該當子女十子を超ゆる場合には勞賃税は完全に免除せられることになる。

右納税義務者の分類は更に所得額乃至月賃金額の程度と組合されて所謂定額税たる「所得税表」乃至「勞賃税表」として表はされるものであるが、參考の爲その一部を掲ぐれば次の如くである。

第一類	第二類					第三類				
	一子	二子	三子	四子	五子	一子	二子	三子	四子	五子
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	30	1	1	1	1	1	1	1	1	1
65	45	1	1	1	1	1	1	1	1	1
84	61	10	1	1	1	1	1	1	1	1
104	77	11	1	1	1	1	1	1	1	1
125	93	12	10	1	1	1	1	1	1	1
165	119	16	11	1	1	1	1	1	1	1
210	146	21	13	1	1	1	1	1	1	1

各一子に付前段より更に控除

四九四—五〇〇	八四二四	六五五二	四六八〇	三三八八	二六〇〇	一六六四	八八四	一六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九八八—一〇〇一	三九六六	一七〇八	二二二〇	一九二〇	九四三六	六二八八	四六二六	三三四	一九二四	七五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九九—二〇〇一	四八八四	三七九六	二七一四	二五八四	二四三六	三二二六	一九七〇	一七六二八	一五六六	二四二八	二七三六	二〇六四	—	—	—	—	—	—	—	—
二九四—三〇一六	七五八四	五九九四	四二四六	四〇八七	三九三九	三八〇〇	三四三九	三三三〇	三八八八	二九一四	二七七九	二五六六	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇一—三〇六八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

更に右を超える月賃金に對する月勞賃税は次の如し

月賃金は次の額だけ減額せられる	七五%	三三%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

児童控除を受くべき子女十子を超える被雇傭者は勞賃税を課せらるゝことなし

右三九年改正の現行兩稅表の數字についてその改正の跡を見ると第一類の稅額が、所得税に於ては所得中位額五千マルク以上の、勞賃税に於ては月賃金四九四乃至五〇七マルク以上の者に對して、孰れも引擧げられてゐり、第三類稅額の一八〇%（但し純所得の五五%以下）の額に改められてゐる。又新しく設けられた第三類は、既に上述の如く舊第二類の稅額を踏襲し、第二類の稅額は新たに第一類及び第三類の稅差額の半分だけ第一類稅額より低い額（但し純所得の四五%以下）に定めらるゝに到つた。いひ換へれば子女の生産若くは扶養に全く無關係な無子有配偶者の稅額はそれだけ高くなつたことになる。

尙、右「所得稅表」に於ける純所得とは總所得額より右所得に關聯する必要經費 *Verbindungskosten* 及び各種保險の掛金等々の特別支出 *Sonderausgaben*

gaben を差引きたる額をいふものであるが、右特別支出の計算に於ても人口政策的考慮は拂はれてをり、差引かるべき特別支出年最高五〇〇マルクの所定額は、妻帶者に對しては三〇〇マルクを引上げられ、更に所定の児童控除規定に該當する非ユダヤ系從屬者を有つ者に對しては次の如き率を以て遞増せられる。

- 第一の從屬者に對し 三〇〇マルク
 - 第二の " " 四〇〇 "
 - 第三の " " 六〇〇 "
 - 第四の " " 八〇〇 "
 - 第五以降の從屬者に對し（各）一、〇〇〇 "
- 又、勞賃税の場合に於て被雇傭者が繼續的勞賃以外に同一の勞働關係よ

り受取るところの利益配當、贈賞金等の一時金に對する勞賃税についても其の稅率は上掲納稅義務者の分類に隨ひ次の如く定められてゐる。

第一類に屬する者	一八% <small>(三九年の改正前 に於ては一六%)</small>
第二類	一四%
第三類	一〇%
第四類	
一子の場合	八%
二子	六%
三子	三%
四子以上	一%

又、兩税を通じ被課稅者が子女若くはその他の從屬者の扶養、乃至は疾病、死亡、災害等により非常負擔 *aussergewöhnliche Belastungen* を餘儀なくせらるゝ場合は、申請により被課稅基本額よりそれだけ控除せらるゝ規定があるが、右負擔が所定の非常負擔として考慮せらるゝ爲め、最小限度の規定に於ても亦所得及び家族關係に隨ひ特別の規定あること次に掲ぐるが如くである。即ちその負擔が各所定の率を越ゆる場合に非常負擔として考慮せられることになるわけで、左表にいふ子女數とは兒童控除規定に該當する子女のみならず、納稅者の主として扶養する丁年の子女をも含む。勿論いづれもネダヤ系のものであつてはならない。

純所得 (單位マルク)	無子	一子又 は二子	三子又 は四子	五子以上
五、〇〇〇未滿	一〇%	八%	六%	四%
五、〇〇〇—一〇、〇〇〇	一〇%	一〇%	八%	六%
一〇、〇〇〇—一五、〇〇〇	一五%	一二%	一〇%	八%
一五、〇〇〇—二五、〇〇〇	二〇%	一五%	一二%	一〇%

二五、〇〇〇—五〇、〇〇〇 二五% 一八% 一四% 一二%
五〇、〇〇〇以上 三三% 二四% 一八% 一五%

又、納稅義務者の消費が曆年度に於て一萬マルクを超え且つ右消費額が總所得の少くとも半額を越ゆる場合は所得稅は特に右消費に對して課稅される規定があり、過大消費者に對する特別の用意が行はれてゐるが、右所定の一萬マルクの消費額についても亦兒童控除規定の適用される子女若くはその他の從屬者一人に付、二千マルクづつ遞増せられることになつてをり、家族關係に對する配慮は到れり盡せりの觀を呈してゐる。

二、婚姻助成稅

ナチスの政權掌握後間もなく、三三年三月十八日付の「財政、經濟及び司法關係の諸規則に關する大統領命令」第四章第一條は所謂獨身稅を獨身者の所得稅に對する附加稅(所得稅の百分の十)として徵收する旨規定してゐるが、上掲「婚姻助成法」の制定に際し、其の實施財源として設定された「婚姻助成稅」*Ehesonderheite* は右獨身稅を廢止の上更めて設定された新獨身稅で、上述の如く三四年の所得稅法改正に伴ひ右財源が所得稅收入より支辨せらるゝに到るに及び之も再び廢止されたものであるが、その制定の趣旨と内容とは所得稅改正によりそのまゝ踏襲せられたといつてよい。

本「婚姻助成稅」の對象とされた獨身者とは所得稅法所定の意味に於ける收入を有つ獨身者(未婚者及びその婚姻より子女を擧げざりし死離別者)で但し(イ)所得稅法所定の兒童控除規定の適用を受けてゐる未婚婦人と、(ロ)離別せる妻若くは貧しき父或は母に對し其の所得の少くとも六分の一を費消してゐる爲に(所得稅を賦課せらるる者の場合に於ては)所得稅の輕減、又(所得稅を賦課せられざる者の場合に於ては)免稅賃金額の引上げ規定の適用を受けてゐる者は除外された。

賃金又は俸給受領者(勞賃月七五マルク未滿の者を除く)に對する婚姻助成稅率は毎月勞賃月額に對し次の如く、

七五(マルク)以上一五〇(マルク)未滿 百分の二

一五〇(マルク)〃 三〇〇(マルク)〃 百分の三

三〇〇(マルク)〃 五〇〇(マルク)〃 百分の四

五〇〇(マルク)〃 百分の五

また賦課所得稅納付者に對する婚姻助成稅稅率は必要經費その他を差引きたる年純收入に對し夫々次の如くであつた。

七五〇(マルク)以上一、三〇〇(マルク)未滿 百分の二

一、三〇〇(マルク)〃 三、一〇〇(マルク)〃 百分の三

三、一〇〇(マルク)〃 五、五〇〇(マルク)〃 百分の四

五、五〇〇(マルク)〃 百分の五

三、財産稅及び相續稅法の改正

共に一九三四年十月十六日公布の改正法律により初めて多少の人口政策的考慮を拂はるゝに到つたもので、財産稅に於ては舊財産稅が二萬マルクを越ゆる財産を有つ者に對し、その未婚者と既婚者たるとを問はず一律その全額に對し課稅してゐたのを改め、先づ一萬マルクを以つて免稅點となし、繼續的に同棲し居る妻を有つ者に對しては之に一萬マルクを遞増、更に其の世帯に屬する未丁年の子女(繼子女、養子女、養育子女及びそれらの子孫を含む)の各一子に付一萬マルクを遞増せしむるに到つた。(尙、右子女が職業教育中の場合は申請により右年齢制限を滿廿四歳まで延長す。)又、被課稅者が滿六十歳以上の場合等に於ては猶ほ一萬マルク遞増される規定がある。稅率は毎年千分の五。

相續稅に於ても從來の一律免稅點五千マルク(之を越ゆる場合は全額へ

課稅)を改め、(イ)配偶者若くは子女(養子女、繼子女を含み、私生子女の場合は母よりの相續の場合は無條件に、父よりの相續の場合は父たることの認知あるを條件として之を含む)への相續の場合は三萬マルクを以て免稅點とし、之を越ゆる場合は右超過額へ課稅、(ロ)右子女(及び之に準ずるもの、前に同じ)の子孫の場合は免稅點一萬マルク、同じく超過分への課稅、(ハ)父母、祖父母、繼父母、兄弟姉妹、婿、媳、舅姑等の場合は免稅點は二千マルク、之を越ゆる場合は全額へ課稅(但し稅額は超過額の半額以内)、(ニ)その他の相續者の場合に於ては免稅點五〇〇マルク、合じく全額への課稅となるに到つた。有配偶者及び有子家族に對する恩典は著しいが、猶ほ子女數に依る累進減稅の規定には及んでゐない。なほ、遺産相續が夫婦の間で行はれる場合には右夫婦の産みたる子女(若くは法律上之に代るもの、及びそれらの子孫、或は夫婦の共に認めたる養子女)の現存するとき完全免稅となる旨の規定がある。なほ右子女若くは子孫は妊娠中でもよく、又世界大戰若くはナチス闘争に因る死亡者であつてもよいことになつてをり、家系の存續とその財産の相續とに對する配慮の跡を窺はしめる。

其の八 獨逸農民層創出政策、特に『世襲農地法』

の制定

健全なる農民層の一定量を確保することが國家民族保全の爲に不可欠の要件であることは政治的にも乃至は經濟的にも論を俟たざるところであるが、人口政策的見地より之をいふも亦緊喫の要事であるといつてよい。殊にナチスの農村人口保護助成政策、所謂「獨逸農民層創出政策」の根幹をなす『世襲農地法』の制定の如きはナチス獨特の世界觀的背景の上に立つてゐるもので、國防的見地からする戦時食糧自給の問題や乃至は農村人口の高出

産率だけがその目的の凡てではない。農民こそ民族の血と生命の源泉であり、獨逸民族の眞の指導者たちは嘗てもそうであつた如く今後も亦健全なる獨逸農民層の供出するところでないならぬといふのがナチスの農民保護助成策に獨特の陰翳を興へる其の思想的背景といつてよい。その著書によりヒットラーから見出されて無名の野人から一躍農業及び食糧大臣の要位に拔擢されたといふワルター・ダレに指導されてゐることもナチスの農民政策の特色をいよく明らかにするもので、ダレの所謂「血と土からの新貴族」創出政策が假令なほ未來の理想に過ぎないとしても、『世襲農地法』の制定の如き少くともかゝる理想の脚光の中でこそ初めて實現されるに到つたものといふこともできようと思ふ。前世界大戦後に見る獨逸農民層の慘狀がかゝる理想の形成とかゝる制度の實現とをいよく切實なものとした事情については縷説する迄もないと思ふ。

一、農業移住の助成

農業移住、所謂「ジードルンク」(Ziedlung)の助成は前大戦直後に初まるもので、一九一九年の『農業移住法』(Reichsriedungsgesetz)その他之に繼續する關係諸法令はナチス登場後に於ても多少の改廢を加へてそのまゝ施行されてゐるものであるが、ナチス以前に於ける農業移住政策の實情は土地への要求を満足せしむるを第一とし其處に移住せらるべき人間自身については何ら考慮する所がなかつたといふ缺點があり、その成績にもさして見るべきものなかつたことは特に大量移住の要請された東部邊境地方に於て獨逸は波蘭その他の隣國、リトアニアの如き一小國にさへ劣るといふ状態であつた。

ナチス治下に入るに及んで早くも一九三三年七月十四日に公布を見た『獨逸農民層創出の爲の法律』(Gesetz zur Neubildung deutschen Bauerniums

は全國的規模に於ける獨逸農民層の新しき造成が國家の緊急課題たることを鮮明し、從來勞働大臣の所管する所であつた移住事業を農業及び食糧大臣の所管事項とするに到つたが、その後公布の關係諸規則は移住者の撰擇に際し移住者の血統及び性格に關する要件を加へてをり、移住者たる爲には充分なる農耕能力をもつ者たると同時に又健全なる遺傳質と獨逸又は之と同系の血統を有つ者であることが要請されてゐる。土地の平和を害する怖れある特殊性格者も亦右移住者たるの資格がない。妻帯者又は婚約者にあつてはその妻乃至妻たるべき者に於ても亦右諸要件は充足されねばならない。

この農業移住助成は政府の保障する一種の移住營團をして移住用地の調整その他の事業を行はしめるもので、一九三三年以降三九年末までに用意せられたる土地の總面積は約六十三萬五千ヘクタールに及んでをり、新移住農家戸數は二萬一千餘戸、總面積約三十四萬七千ヘクタールとなつてゐる。三三年の政變前後を對照して特に著しいものは次の表にも見られる如く、一戸當り平均農地面積の格段に増加せることで、一九三九年度移住者の平均農地面積は二・五ヘクタールと計算されてゐる。

新移住農家の農地面積別分布

年次	總戸數		面積	
	未滿十ヘクタール	十ヘクタール以上	未滿十ヘクタール	十ヘクタール以上
一九一九年より一九三二年まで	五七、四五七	二九・三%	二五・三%	四五・四%
一九三三年	四、九一四	五・三%	三四・一%	六〇・六%
一九三四年	四、九三一	四・八%	二四・九%	七〇・三%
一九三五年	三、九〇五	五・七%	一六・二%	七八・一%
一九三六年	三、三〇八	五・一%	一五・〇%	七九・九%
一九三七年	一、八九四	三・四%	一二・五%	八四・一%

一九三八年	一、四五六	五四	一六・二	七八・四
一九三九年	七九八	四・〇	一三・九	八二・一

(備考) 一九三九年度は速報数にして實際は更に増加の筈。

尙、この農業移住には又「隣接者移住」Anliegersiedlungと稱して土地の小農家の農地増加をも助成してゐるが、三三年以降三九年末までに右土地増加の總件数は七萬餘件、總面積十三萬九千餘ヘクタールに及んでゐる。

二、『世襲農地法』の制定

ナチス農民政策中最も特色あり、所謂「獨逸農層創出」運動の根幹を爲すものが一九三三年九月二十九日に公布(同年十月一日發効)を見た『世襲農地法』Reichserbhofgesetzであることは前述の如くで、血統の正しい獨逸農民を獨逸の土地へ結びつけると共にこの世襲農地を資本主義的投機の對象と爲すことを禁止し、將來永く獨逸民族の血と生命の眞の源泉として保護しようとするのが本法制定の根本趣旨といつてよく、世襲農地の相続に相続税の免除を行ふと共に農地の相続については一般の相続法とは別種の獨特の相続法規を設けてゐる。農民を土地へ緊縛することは或る意味で封建的社會關係の復興といつてもよいが、自由と解放の美名の下で幾多の農民が自らの意志に反して心ならずも祖先傳來の土地から引き離されざるを得なかつたかを考へるならば、本法制定の眞義を窺知するに足らう。本法冒頭に本法制定の趣旨として明記せらるゝ所の大意を再録すれば次の如くで、本法内容の大略を概観するには充分であらうかと思ふ。

「政府ハ獨逸古來ノ相續慣習ノ保障ノ下ニ獨逸民族ノ血ノ源泉タル農民層ヲ維持センコトヲ庶幾ス。

農地ハ、永ク一族ノ相續財産トシテ自由ナル農民ノ手ニ止マランガ爲

ニ、ソノ過剩負債ト相續ニヨル細分トヨリ保護サレザルベカラズ。

ナチス民族人口政策摘要(三・完)

又、可及的均等ニ全國ニ配分サレタル多數ノ生活力アル中小農地ハ國民及ビ國家ノ保全ノ爲ノ最善ノ保證ナルガ故ニ、農家所有地ノ健全ナル配分ヲ助成スルヲ要ス。

此ノ故ニ政府ハ以下掲グル所ノ法律ヲ決定セリ。本法ノ根本思想ヲ掲グレバ次ノ如シ。

ソノ大イサ少クトモ農耕生活ニ足り而シテ最高一二五ヘクタール迄ノ農業又ハ林業用ノ所有地ガ農民タル能力アル者ニ屬スルトキ之ヲ世襲農地 Erbhofトス。

世襲農地ノ所有者ヲ農民 Bauerト稱ス。

農民タリ得ル者ハ獨逸國民ニシテ、獨逸又ハ之ト同系血統ヲ有チ且ツ品行方正ノ者タラザルベカラズ。

世襲農地ハ分割サル、コトナク相續人ニ相續セラル、モノトス。

共同相續人ノ權利ハ農民ノ爾餘ノ財産ニツイテノミ之ヲ認ム。相續人タリ得ザル子孫ハ農地ノ力ニ相應スル所ノ職業教育及ビ嫁入仕度ヲ享ケ、彼等方自ラノ責任ニ依ラズシテ困窮ニ陥レル場合ハ故郷ヘ逃避スルコトヲ許サル、モノトス。

相續權ハ遺言ニヨリ除外乃至制限セラル、コトヲ得ズ。

世襲農地ハ原則トシテ他人ニ讓渡スルヲ得ズ又負債ヲ負ハシムルヲ得ズ。

右世襲農地ノ最小限にいふ農耕生活に足るとは市場及び一般經濟界の情勢から獨立して一家を扶養し且つ農地を維持するに足る程度をいひ、最大限一二五ヘクタールの規定は事情によりその地方の地質又は氣候が特に之を超越ることを必要とする時乃至は當該農地が不可分の一團を爲してゐて過去百五十年來當該農家の所有地であつた場合の如きにあつては例外的超過

を認められる。その他特に獨逸民族の全體的福祉に對し功績顯著なる者の場合、乃至は其の地方に於て例へば藝術的乃至文化史的意義の高い建築をなせる如き家系にして所定の農地面積を以てしては充分の經濟的基礎を確保し得ざる者等に對しても亦同じ。尙、農林業用地の外、葡萄園、野菜園若くは果樹園も世襲農地たることを得、その規定は概ね前に準ずる。

世襲農地は農民自身の自作するものでなければならぬが、一時的に一部を小作せしめることは不可能ではない。右土地の外に法律上この世襲農地に附屬するものは耕作の牛、農具及び家具の外、農地に關する諸記録、先祖の家系圖及び象像等の記念品であるが、農地關係の保險及びその支拂濟の掛金等も亦之に附屬する。一見奇警の感をさへ抱かしめるこの種煩鎖な法規にも『世襲農地法』なるものの獨特の使命を想像するに充分だが、この種相續問題につき紛議ある場合は特に本法所定の「相續裁判所」によることになつてゐる。

「農民」*Farmer*なる言葉は上述の如く本法制定以降専ら本「世襲農地」所有者に對してのみ使用せらるゝこととなり、その他の農林業用地所有者に對しては *Landwirt* なる言葉が當てらるゝこととなつた。政府の諸統計に於ける用語も亦之に準じて改正せらるゝことになる。いはば「農民」といふ言葉に古代ゲルマン農民に回顧される様な特別の内容と光榮とを含蓄せしめようとするものともいへよう。右「農民」たる爲の資格要件の一つとして擧げられてゐる血統規定の特にやかましいもの之に即應する要請であるわけで、「獨逸又ハ之ト同系血統」とはその父方及び母方の兩祖先に於てユダヤ若くは有色人種の血を混ぜざることを謂ひ、且つその有無は一八〇〇年一月一日現在に迄遡るといふ徹底したものである。農民たるの能力とは農

地を規則正しく經營する能力の謂ひで、若齡による老練さの不足といふことはそれだけでは所定の農民たるの能力の障害となることはない。右能力の缺けるに到つた場合若くは農民が支拂能力あるに拘らず負債の返濟義務を履行せざるに到つた場合は相續裁判所は州農民指導者の申請により世襲農地の利用を永く又は一時的に其の配偶者に、配偶者亡き場合は相續人たるべき者に委ねる。いひ換へれば世襲農地の經營は常に完全なる能力者によつて行はるべしとの立て前であるわけである。

本法の中心ともいふべき相續順位について法文の明記するところは次の如くで一般の相續關係と較べて極めて異色あり、且つ農地遺贈者の個人的意志によつて左右せらるゝ自由も亦極めて狭い。

- 一、農地遺贈者の息、息死亡し居る場合は其者の息及び息の息
- 二、農地遺贈者の父
- 三、農地遺贈者の兄弟、兄弟死亡し居る場合は其者の息及び息の息
- 四、農地遺贈者の娘、娘死亡し居る場合は其者の息及び息の息
- 五、農地遺贈者の姉妹、姉妹死亡し居る場合は其者の息及び息の息
- 六、農地遺贈者の女子子孫にして上掲第四號該當者以外の者。

右相續順位の適用に當り農民たる能力なき者は勿論相續人たるを得ず、この場合は其者既に死亡し居るものと見做して之に繼ぐ該當者を相續人とすることにする。また同一順位内に於ける先後を最年長者相續によるか最年少者相續によるかは當該地方の慣行に従ふことになつてゐるが、一定の慣行なき場合は最年少者相續によると規定されてをり、息子の場合は末子相續となることになる等本相續法規中殊に異色ある點であるが、恐らく農民をして可及的長く農業に従事せしめようとの趣旨と解釋すべきものであらう。多産獎勵といふ意味で時に問題とする人もないではないが、さした

る意味は認め難いと思ふ。その他先妻の子、異腹の兄妹、私生兒等についても詳細な規定があるが、養子を相続人として認めざる事(本法發効以前に養ひては過渡的例外を認む。本法施行令参照)も特色ある規定で、また本法により世襲農地となれる當時に息若くは息の息の存せざりし場合(第二次施行令によれば、存在せるも農民たる能力なきは、右農地の第一回の相続の場合に限り第四順位を第二及び第三に優先せしむとの規定もある。右法規にも見る如く、相続人の決定には原則として農地遺贈者の自由意志を許されないわけであるが、但し各種事情に適應せしむる爲の一定の例外規定は明記されてをり、例へば第一順位内に於ける相続人決定に當り、特に本法發効當時當該地方に自由決定の慣行ありし場合乃至は相続裁判所の同意する重大なる理由の存する場合には農地遺贈者の自由決定が許されてゐる。その他公生の息及び息の息のない場合の父親の私生子息による相続、第二及び第三順位に對する第四順位の優先、第二順位以降に於ける一順位の先後若くは數順位の飛躍等についても同様だが、但し凡て相続裁判所の同意を必要とするものである。)又、所定の相続人が既に世襲農地の所有者である場合は、常人を既に死亡し居る者と見做して次の該當者に相続せられることになるが、但し常人の希望によつては當該世襲農地の相続人となることができ、常人の之までの世襲農地は次位該當者が之を相続する権利をもつこととなる。この場合の次位該當者は右相続を拒否することができるとしてあるが、併し一般に該當相続人が農地相続を拒否することも勿論不可能なわけではない。

相続せらるべき世襲農地財産の分割を許さざることは既述の如くで農地遺贈者は遺言により相続を除外若くは制限する自由をもたないが、遺言の效力は單に農地經營に無關係なる附帶財産、例へば上掲記念品類の如きものについてか、乃至は農地の負債を農地に所屬せざる財産によつて償却せ

しむる場合に限られてゐる。この種遺言のない限り農地關係の負債は當然相続人の脊負ふべきものとなる。右負債償却の後なほ右農地に所屬せざる財産に剩餘あるときは相続人を除く共同相続人らの分有する所となるわけで、相続人は右剩餘額が農地の純收益價值額を超越する場合の外は之を要求する権利を有たない。

相続人たり得ざる子孫の世襲農地に於ける被扶養期間は丁年までで、その間各身分相應な職業教育を受け、特に、女子に於ては嫁入仕度をして貰ひ、將來困窮せる場合その故郷へ逃避することの許されることは上掲の如くであるが、農地遺贈者の配偶者は自分自身の財産により生活できない場合生涯農地に於て扶養せられる。が之らの事項につき紛議の生ずる場合は相続裁判所の判定に俟ち、専ら農地がその健全なる經濟的生活力を破壊せざらんことを趣旨として裁定せられることになる。世襲農地の保全と存続とが一切に先立つ配慮の對象となるわけである。

世襲農地は原則として之を他に譲渡するを得ず又負債を負はしむるを得ざるものであるが、重大なる理由により其の必要あるときは同じく相続裁判所の許可を要する。特に世襲農地の負債に對しては特別の保護規定があり、世襲農地もその農産物も負債の爲差押へらるゝことがない。但し公の負債による場合の農産物に對する差押へは例外だが、併しこの場合に於ても農民及びその家族の次期收穫期までの生活を脅かす程度に及ぶを得ず、且つ右差押への執行に當つては(その金額一五〇マルクを超越る限り)債權者は一ヶ月前にその旨を管區農民指導者に報告せねばならない。この期間中に右管區農民指導者は、右債務を獨逸國食糧團へ轉嫁せしめることができ、右食糧團が右債務支拂の後、代つて債務者として取り立てを行ふことになる。要之、事情を無視した強制執行による農地破滅の緩衝裝置たるこ

とを目的としたものとすべし。

尙、相續裁判所 *Anerbengericht* とは各州の各諸管區に設けられてゐるもので、農民の相續慣習に理解ある判事を長とし他に二人の農民（指名による）より構成せられてをり、外に各州毎に世襲農地裁判所 *Erbshofgericht* を、更に中央に獨逸國世襲農地裁判所 *Reichserbshofgericht* を置き紛議裁決の萬全を期してゐる。

以上『世襲農地法』の實施による該當「世襲農地」の數を一九三八年六月末現在に見ると（オストマルク及びブズデーテン地方を除き）

農地數 六八四、九九七

總面積 一五、五六一、八七三ヘクタール

一農地平均面積は二三ヘクタールとなつてをり、右數字は一九三三年（ザール地方は一九三五年）當時の自作農地經營數八四七、〇二八の七八・四%、其の總面積一七、二四四、五八〇ヘクタールの八八・三%に當ることになる。

又、三九年五月十七日の國勢調査による農業經營規模別農家數の速報結果（舊領域）を三三年の國調結末と對照してみると次表の如くで中農的經營の著増の跡が極めて顯著である。

經營規模	一九三九年	一九三三年に對する増減
(單位ヘクタール)		
以上	四八一、三四七 (+)	一一四、四〇八 (+) 三二・二%
未滿	一〇、五一	
一	二 四七九、一二三 (-)	三、二五六 (-) 〇・七%
二	五 七六四、〇六一 (-)	三三、七二九 (-) 四・一%
五	一〇 六一九、四七四 (-)	二、四七八 (-) 〇・四%
一〇	二〇 四八四、四六〇 (+)	三三、七九七 (+) 七・三%
二〇	五〇 二八〇、〇二五 (+)	一一、七二五 (+) 四・八%
五〇	一〇〇 五六、〇〇一 (+)	一、四二九 (+) 二・六%
一〇〇	二〇〇 一六、八六九 (+)	二六九 (+) 一・六%

二〇〇一	五〇〇	一〇、三九九 (-)	二三四 (-)	一一・一%
五〇〇一	一、〇〇〇	三、八五八 (-)	六一 (-)	一・六%
一、〇〇〇一		二、七一〇 (-)	九七 (-)	三・五%

計 三、一九八、二二七 (+) 一二二、七七三 (+) 四・〇%
 (*) 一九三三年度は〇・五一以上一未滿ヘクタールの集計なり。

右表中〇・五一一ヘクタール經營數の著増は調査方法の改善による單に數字の上だけのもので之を除けば一〇乃至二〇〇ヘクタールの中農經營數の著増が認められ、特に一〇乃至二〇ヘクタールに最も高い。反之、一乃至一〇ヘクタールと及び二〇〇ヘクタール以上の經營數に減少を見せてゐる。右の結果は主としてジードルンクの活動によるものであるが、「世襲農地」がかかる中農的經營農家の中樞をなしてゐるものであることはいふ迄もない。

三、『農村人口助成令』の公布

以上農業移住の助成と世襲農地法の制定は獨逸新農民層の造出策として健全なる農業人口の保護助成を眼目とせるものであるが、右の外廣く既存農村人口の保護保全の爲にも種々の方策が施されてをり、特に一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』 *Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung* はその最も代表的なるものとすべし。ナチスの所謂「勞働配置」政策が専ら法律的強權による農業勞働力の強制的な保持と造成とを目的としてゐるのに對し、本令は一般農村人口に對する種々の恩典供與による人口政策的効果をねらつてゐるもので、その内特に婚姻貸付金制度に關する恩典については既述の如くであるが、右の外農村人口に對する住宅整備貸付金交付の制度や住宅整備手當金交付の制度の如きも本令の制定せる所で、殊に從來の農村救助 *Tandhilfe* の如き方策と對比し本令の制定する

ところが農村の新婦夫婦又は家族への保護を眼目としてゐる點にその人口政策的意義を重視すべきものといへようと思ふ。

住宅整備貸付金 Einrichtungsdarlehen とは一九三八年七月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方が最近五ヶ年間に中断することなしに農業者、林業者乃至は農村手工業者として活動せる者であり、且つ今後も右活動を繼續する意向を有する者である場合に交付せられるもので、貸付金額は右最近五ヶ年間の所定の活動が夫婦雙方によつて行はれてゐた者の場合に於ては八〇〇マルク、夫婦の一方のみに場合に於ては其の半額の四〇〇マルク、貸付金は無利子、現金を以て交付せられる。本貸付金交付の爲の前提要件としては夫妻共に獨逸又は之と同種血統の獨逸國民にして共に公民たるの名譽權を所有し且つその行動は誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを望み又奉仕し得る者と認定するに足るものであることが要求されてゐる。本貸付金にも返済義務の免除規定があり、夫婦の雙方が結婚後も續いて所定の活動を繼續する時は十ヶ年の後には五〇〇マルクを、更に其の後には一ヶ年毎に各一〇〇マルクの返済義務免除となり、夫婦の一方のみの活動の場合にはその半額、即ち十ヶ年後に二五〇マルク、其の後の一ヶ年毎に各五〇マルクの免除となる。夫婦の雙方とも所定の活動を放棄せる場合の本貸付金の返済率は毎月貸付残額の百分の三。尚、本貸付金の財源は上掲「婚姻貸付金及び児童扶助金の爲の國庫特別財源」により、國庫は之が爲に毎年五千萬マルクを右特別財源に繰入れることになつてゐる。

住宅整備手當金 Einrichtungszuschüsse 交付の制度は特に農村労働者及び農村手工業者の保護を目的とせるもので、一九三四年一月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方最近五ヶ年間に中断すること

なしに農村労働者又は農村手工業者として活動せる者であり、且つ今後も右活動を繼續する意向の者なる場合に交付せらるゝ所の手當金であり、手當金額は夫婦の雙方所定の従業者なる場合は四〇〇マルク、夫婦の一方のみの場合は二〇〇マルク、更に其の後引續いて五ヶ年間同様の活動を繼續したる場合に於ては更に夫々四〇〇及び二〇〇マルクの手當金が現金を以て供與される。言はゞ過去の従業に對する功勞金であると共に將來に對する助成金でもあるわけである。本手當金交付の前提要件は前に同じ。交付も前と同じく當人の申請による。

右の外「農村人口助成令」は農村労働者住宅を建設せる農林業地所有者に對し右建築費に應ずる所得税低減策の如きをもとつてゐるが、之は人口政策といふよりも勞働配置政策の一部たる意義の方が重いと云へよう。それは兎もあれ以上説く所の諸方策は、例へば貸付金と稱しながら實際は無代償の交付金である如く、極めて徹底した恩典の供與で、農村對策が如何に現下の獨逸にとつて差し迫つた焦眉の問題であるかを想像せしむるに充分だが、それらの助成が凡て農村家族の保全を目的として行はれてゐる所にその人口政策的配慮の跡を窺ふことができよう。國家が要求する農村保全はもとゞ農村家族の保全、民族の血と生命との保全であるわけで、その點前記「世襲農地法」にも見る如く、ナチスの人口政策の思想的背景は茲に於て最も著しい。現下の急に對處した農村保全の方策は同時に意圖遠大な民族政策として行はれてゐるといつてよいと思ふ。

其の九 大都市疎開と小ジードルンクの助成

獨逸新農民層進出運動とその精神を同じくするものは大都市疎開の運動で、この大都市疎開運動と表裏一體をなすともいふべきものが所謂小ジードルンク

ドルク Kleinsiedlung の助成である。即ち工業の立地移動による都市分散に伴ひ、その移動人口に再び過去の過ちを繰り返させない爲に之に僅かながらも土地への結合を取り戻させようとするのが所謂小ジードルンクの眼目で、その點一般のジードルンク即ち農業移住と目的竝に性質を異にしてゐる。

小ジードルンクの助成もナチスの政權掌握以前から行はれてゐたものではあるが、之は専ら失業者に對する福利施設たる傾向を多分に藏し、ナチス治下に於て見る如き人口政策的觀點の濃厚なるものではなかつた。ナチス治下に助成される小ジードルンクは人間を、或は更に適切には家族を再び多少の農作や家畜飼育に足るところの土地と結びつけることによつてその人間の生命を蘇生せしむるを眼目とし、兼ねてその副業的土地利用の收益により家族の生計を補充せしむるのみならず又その生活を一般の經濟界の變動に對して多少でも安定せしむることをねらつてゐる。就業の不定な労働者が現在特に小ジードルンクの主なる對象とされてゐるのもその爲で、助成の方法は國庫による保證引受けを根本としてゐるが、地方自治體は黨住宅局竝に獨逸労働戦線と協働して小移住者の日常の保護に當るのみならず副業經營の啓蒙指導にまでも盡力してゐるといふ。都市問題も住宅問題も人口政策上論ずべき點は極めて多いが正確なる資料も得難かいので茲には單に問題の所在を指摘するに止める。たゞ民族人口政策はその規模に於ては所謂「國土計畫」的構想の主體となり、その具體的なる内容に於ては個個の國民生活指導にまでも及ぶことを備忘に止めて擲筆することとする。

(以上)

〔附記〕 本稿所説の内容中法律規定に關するものは凡つ Reichsgesetzblatt により、足らざる所を各種の紹介文獻により補足した。また實施成績に關する統計數字は凡て最近の Wirtschaft u. Statistik 誌上の獨逸統計局公表のものによる。本稿執筆上の所要圖書の利用については協調會の倉島參事竝に東京商科大學小田橋助教授の御好意によること極めて多い。乍末筆附記して感謝の辭に替へることとする。

〔訂正〕 第四號三五頁上段表「冬期救濟事業の各年度總收入高」中三五—三六年度の合計三六七、四九九とあるは三六四、四九九の誤り。

第五號四六頁上段左より第七行目中「被服、下着類」の五字を削る。即ち婚姻貸付金の需要充足券を以て購入し得る所定の物品は「家具」 Möbel 及び「世帯用品」 Hausgerät にして、「世帯用品」とは家具及び被服、下着類を除き、世帯の整備に必要な凡ての實用品をいふ。(尙、多子家族兒童扶助金の需要充足券に於てはその所定購買品中に右「家具」及び「世帯用品」の外、更に「下着類」が加へられてゐる。但し之に於ては「家具」に對し特に寢室及び室所用品を指す旨の註釋的限定がある。)

同じく第五號四六頁上段左より第六行目中第七次施行令の公布年月日が三年三月十日とあるは三八年四月一日の誤り。

第五號五四頁下段左より第七一六行中「また本扶助金は常にその都度申請により給付されるもので」の二十六字を削る。「繼續的兒童扶助金は常に取り消し得るものとしてのみ許可せらるる」の誤譯に基く。尙、右に續き「長期に互る扶助金交付の申請」とあるは過去に遡る申請の意味。但し申請年度の年首以降に限る。

第五號五七頁下段第一行中「每一子當り金五十マルク」とあるは「每一子當り各月金五十マルク」の誤り。

紹介

戦時下一九四〇年獨逸の人口動態

Ehreschieszungen, Geburten und Sterbefälle
im Jahre 1940, Wirtschaft und Statistik

Nr. 7. 1941

戦争が交戦諸國の人口現象に及ぼす深刻な影響については、或は大量の
出生停止、或は銃後死亡率の著増等、いまさら説くまでもないことであ
り、支那事變下の我が國人口現象の中にもその影響するところの深刻さを
痛感せしめて遺憾ないが、一昨三九年九月に初まる今次歐洲動亂下の獨逸
が完全に戦時下にあつた昨一九四〇年度に示した人口動態の諸數字は極め
て刮目讚嘆に値ひするもので、ナチス登場以降に辿つてきた獨逸人口現象
好轉の歩調を中斷せしめることなく戦争の慘禍を恐らく可能なる範圍の最
小限に喰ひ止めてをり、戦ふ獨逸の陰れたる底力を遺憾なく物語つてゐ
る。以下獨逸統計局機關誌々上公表の數字によりその概要を紹介すること
とする。

一 婚姻について

國民生活意欲の最も直接且つ端的な表現である婚姻數を見ると前三九年
九月に初まる大量の所謂「戦時結婚」の後を受けて昨四〇年度は總數に於て
も千分率に於ても對前年比に著減の跡を見せてゐること次表に見るが如く
であるが、婚姻適齡人口といふものに一定の限度がある以上これは當然の
ことで、最近の平時年度である一九三八年と比べてみると婚姻總數の減少
は全國で僅かに三八、八二五人、五・〇％に過ぎず、三七年と較べると同じ
く全國で却つて二九、〇九八人、四・一％の増加の跡をみせてをり、この事
實だけからでも昨四〇年度の婚姻事情は極めて満足すべきものであつたこ
とを物語つてゐる。

一九三八—四〇年の婚姻統計

	舊領域内		オストマルク(2)		ズデーテン		關連地方		全國(3)	
	人口千	總數に付	人口千	總數に付	人口千	總數に付	人口千	總數に付	人口千	總數に付
一九三八年	二五、〇二九	六・七	一一、二〇三	六・八	六、〇四三	七・一	二二、〇三四	六・八	二五、〇二九	六・七
第一四半年	一九、〇三六	一・〇	一九、六五五	二・九	七、八四四	九・一	二二、七五三	二・〇	一五、二九二	九・〇
第三〇	一五、二九二	九・〇	三三、二二六	三・二	七、七三三	八・五	一八、五三四	九・三	一五、二九二	九・〇
第四〇	一八、七二五	一〇・八	三七、二二六	三・二	九、一四一	一〇・五	二二、三三三	二・七	一八、七二五	一〇・八
計	六四、〇六一	九・四	八九、九五四	一三・六	三〇、三九九	八・八	七〇、三三四	九・七	六四、〇六一	九・四
一九三九年	二二、七二五	七・二	三〇、七〇〇	一八・七	九、八五六	一一・七	一六、四〇六	八・三	二二、七二五	七・二
第一四半年	一九、〇三一	一一・〇	二八、四九〇	一七・三	二一、三〇九	一四・五	二二、六六六	二・七	一九、〇三一	一一・〇
第三〇	一八、七六七	二〇・八	二六、五八九	一五・九	二二、七五九	一四・九	二二、四四三	二・四	一八、七六七	二〇・八
第四〇	二七、〇九八	二五・五	三二、七二二	一八・九	一四、六〇八	一七・〇	三三、八三三	一五・八	二七、〇九八	二五・五
計	六四、〇六一	一一・一	二二、三三四	一四・九	四四、〇六一	一一・八	六四、〇六一	一一・一	六四、〇六一	一一・一

一九四〇年	100,031	11,511	26,644	16,113	34,702	14,515	100,610	11,300
第一四半	100,031	11,511	26,644	16,113	34,702	14,515	100,610	11,300
第二	106,742	8,044	20,833	13,255	8,800	10,012	117,558	8,811
第三	116,034	6,611	15,011	8,811	6,355	7,311	128,428	6,811
第四	115,087	8,511	15,792	9,311	7,696	8,811	127,844	8,611
計	439,905	48,477	78,280	47,429	57,554	49,653	530,246	53,921

(1)本表数字は爾後報告による一部訂正数字なり。(2)現行行政區劃によるオストマルク縣にして、ズデーテン獨逸地方所屬部分を除く。(3)舊波蘭領域と及びオイペン・マルメヂを除く。

が更に精確な評價方法として獨逸統計局は年齢構成の健全で且つ經濟的にも好況期にあつた一九一〇—一九一一年の婚姻關係を基準とし、特に三三年以降ナチスの指導下にあつた舊領域内に於て、右婚姻率が各年次の年齢及び配偶事情に應じ夫々期待せしむる所の數字を求め之を其の實數と比較對照してゐるが、その結果は次の如くで、昨四〇年も亦好條件下にあつた一九一〇—一九一一年の水準を遙かに抜いてゐることを物語つてゐる。

一九三八年	約	六〇,〇〇〇	約	六四五,〇〇〇
一九三九年	〃	五七〇,〇〇〇	〃	七七二,〇〇〇
一九四〇年	〃	五三二,〇〇〇	〃	六一三,〇〇〇

尤も昨四〇年度の婚姻を四半年季別に見ると第二四半年季以降の落勢は特に顯著だが、婚姻適齡人口の著減を思へば寧ろ當然のことで、先立つ婚姻著増に伴ふ獨身男子數の著減の跡を計量してみると婚姻成績は決して悪化したとはいへない。即ち獨逸統計局の計算によると一九三九年の國勢調査時(五月十七日)に於て一九〇〇乃至一九一九年生れ(即ち昨四〇年に三十一歳以上四十歳未満)の男子中の既婚者(舊領域内)は一九一〇—一九一一年の婚姻關係より期待される程

度を超えること既に約七萬八千人、更に五月以降三九年末迄の初婚男子數約五〇四、〇〇〇人は同じく右期待水準(三三九、〇〇〇人)を越ゆること約十六萬五千人で、その大部分は一九〇〇乃至一九一九年生れの者と見てよい。そこで右合計の二十四萬三千といふ數字が三九年末に於ける一九〇〇乃至一九一九年生れ男子中の超過既婚者數を示すわけで、之に昨四〇年の第一四半年季に於ける超過新婚男子(九九、〇〇〇人)中の初婚者八萬六千人を加へると昨四〇年の四月には三十三萬人近くの二十歳乃至四十歳男子が既に期待水準を超過して既婚者となつて了つてゐたわけで、この數字は婚姻頻度の著減を強制するに充分だといつてよい。それに前三九年末の所謂「戰時結婚」は多く時期を早めた先越し結婚であつたことを思ふといよいよ四〇年度の婚姻著減を豫期せしめざるを得ないわけだが、而かも昨四〇年の四月以降に於ける二十歳乃至四十歳男子の新婚者數(推定三五七、〇〇〇人)は右期待數に足らざること僅かに一萬六千人、四・五%に過ぎない。いひ換へれば昨四〇年第二四半年季以降に於ても婚姻適齡人口激減の最悪條件の中で初婚男子の婚姻は極端な悪化を見せなかつたわけで、更に死離別男子の再婚を併せた昨四〇年度全年の婚姻總數が一九一〇—一九一一年基準の期待數を超えてゐることは前述の如くである。なほ以上の期待數と實數との比較對照を人口千に對する千分率に於いて四半年季別に示せば次の如くで、第二四半年季以降に見る期待率不足も夫々〇・二、〇・七、〇・二といふ極めて僅かの數値に過ぎない。

	一九三九年		一九四〇年	
	實婚姻率	期待率	實婚姻率	期待率
第一四半年季	七・二	六・二	一一・五	五・九
第二四半年季	一一・〇	九・二	八・四	八・六

(人口千に付舊領域内)

第三四半年季	一〇・八	七・八	六・六	七・三
第四四半年季	一五・五	九・四	八・五	八・七
年平均	一一・一	八・二	八・八	七・六

昨四〇年戦時下婚姻關係が極めて順調であつたことを更に明瞭ならしむるものは前世界大戦時との比較で、嘗ての第一次大戦時に於ては平常年度たる一九一三年のさなきだに低い婚姻率が戦争開始年度、及び完全戦時年度へといよゝ低下をみせてゐるのに較べ今次大戦下の對應年度の婚姻率は次の如くで、兩大戰下に於ける國民的生活意欲の相違は一目瞭然たるものがある。

前大戰時	今次大戰(舊領域内)
一九一三年	一九三八年
一九一四年	一九三九年
一九一五年	一九四〇年
七・七	九・四
六・八	一一・一
四・一	八・八

二 出生について

更に人口動態中の最大關心事たる銃後の出産力についてみるに、その數字は大量壯丁の動員下にある戦時に於て期待し得べき恐らく最大限の好成績を示してゐるといつてよい。其の明細數字は次の如くであるが、

一九三八―四〇年の出生統計(1)

年	舊領域内		オストマルク(2)		ズデーテン		全 國(3)	
	人口千	總數	人口千	總數	人口千	總數	人口千	總數
一九三八年	三四三〇四	一九八	三三二〇八	一四二	三、八四一	二六三	三、三三四	一九五
第一 四半	三四三〇四	一九八	三三二〇八	一四二	三、八四一	二六三	三、三三四	一九五
第二 〃	三四三〇七	一九九	三三〇三六	一三九	三、四三三	二六七	三、三三三	一九四
第三 〃	三四三〇四	一九二	三三二〇六	一三三	三、四四四	二五六	三、三三三	一九四

戦時下一九四〇年獨逸の人口動態

第四 〃	三四、五八八	一九五	三五、四三〇	一五二	三三、〇〇四	一四一	三七、三三二	一八七
計	一、四八、五五〇	一、九六六	九、八三三	一、四〇一	三、三、八四四	一、七七一	一、四〇、八四七	一、九〇〇

一九三九年	三四、六七一	二〇九	三三、四四六	一九八	三三、八八八	一六五	四〇、五九八	二〇六
第一 四半	三四、六七一	二〇九	三三、四四六	一九八	三三、八八八	一六五	四〇、五九八	二〇六
第二 〃	三四、六六三	二〇九	三三、三三三	二〇一	三三、九四五	一八八	四〇、一四五	二〇八
第三 〃	三四、五五八	二〇一	三三、四四六	二〇一	三三、九四五	一八八	四〇、一四五	二〇五
第四 〃	三四、七七七	一九五	三三、六一一	二〇四	三三、〇〇五	二四五	三九、三三二	一九八

計	一、四〇、四九二	二、〇三三	一、三六、八三三	二、〇一九	三、四、八八一	二、〇三〇	一、三三、七三三	二、〇四〇
---	----------	-------	----------	-------	---------	-------	----------	-------

一九四〇年	三四、七四四	二三四	四二、三三二	二四七	三三、〇〇九	二六八	四〇、八六六	二三八
第一 四半	三四、七四四	二三四	四二、三三二	二四七	三三、〇〇九	二六八	四〇、八六六	二三八
第二 〃	三四、三三〇	二〇一	三六、六五〇	二二九	三三、三三八	二四八	四二、三九一	二〇五
第三 〃	三四、五五八	一九四	三五、四四三	二二〇	三三、〇一七	二二二	四〇、〇六九	一九七
第四 〃	三八、四六二	一八一	三三、七三三	一九四	三三、一八二	二〇九	三七、三三六	一八三

前	一、四〇、四九二	二、〇三三	一、三六、八三三	二、〇一九	三、四、八八一	二、〇三〇	一、三三、七三三	二、〇四〇
---	----------	-------	----------	-------	---------	-------	----------	-------

(1)(2)(3)前表に同じ。

大量戦時結婚に表現せられた獨逸國民の逞しい生活意欲は昨四〇年第一四半年季に於ける出生の著増とさへなつて表はれてゐる。右第一四半年季に於ける對前年同季の出生増は全國で五二、八四八人、昨四〇年の閏日の出生數を差引いても純出生増は四七、六一八人、一一・七%増といふ盛況である。四月には猶ほ對前年同月増一%といふ増勢を持続したが、五月に於いて増勢は一・八%と弱まり、六月に入つて初めて對前年同月比に出生の著減を見せるに至つた。とはいへ之を前世界大戦時の經驗と比較すると右戦時出生停止もその程度は比較的輕度で、嘗て一九一五年五月即ち開戦後九箇月の後に於ける對前年同月の出生減三〇・三%と對比して昨四〇年六

月に於ける對前年同月出生減の割合は一四・九%に過ぎない。のみならず翌七月以降に於いては、對波蘭戰線後の大量賜暇や大量戰時結婚の影響などにより、再び回復歩調を示してをり、右對前年同月の出生減は七月に八・〇%、八月には四・九%と低下の跡を見せてゐる。その月出生率は次の如く前々三八年同月の各出生率を超えるに至り、九月に到つては更に前三九年同月の高出生率をさへ凌ぐといふ状態である。

出生率(全國)	
	人口千に付
一九四〇年四月	一三三・四
〃	一七二
〃	一八・九
〃	一九・〇
〃	一八・〇
〃	二二・二
一九三八年は	一八・五
一九三九年は	二〇・七

九月以降の第四四半年季に於ける對前年同季出生比は再び六・七%の減となつたが、昨四〇年通計の全國出生總數は百六十五萬に近く、閏日の出生數を差引いても對前年の出生増六、二七三人といふ結果になつてゐる。

獨逸統計局は獨逸將來人口の當面不可缺の所要量として二十歳男子の數を管て右年齢級男子人口の極めて豊富であつた一九一〇年當時の水準に持續することを目標としてゐるが、この目標を充足する爲に必要な要出生數は一、六五二、〇〇〇人で、この出生數を昨四〇年に於ける全國總人口八〇、六四一、〇〇〇人に當て嵌めてみると人口千に付二〇・五の出生率を必要とすることになる。昨四〇年に於ける實際の出生率は上掲の如く二〇・四で僅かに〇・四%の不足、同趣旨の計算による前三九年の出生不足一・二%を更に一段と壓縮したわけで、完全に戰時下にあつた昨四〇年度に於ける獨逸國民の逞しい出産力を確證して遺憾ないといへよう。尤もこの好結果

にはオストマルク及びズデーテン獨逸地方等獨逸新領域の寄與するところ甚大で、舊領域内の出生率二〇・〇は所要出生率に對する不足を前三九年の一・八%から二・四%に増大してゐるのに對し、オストマルク及びズデーテン地方の出生率は右二〇・五の要出生率を夫々一・三及び三・五だけ超過してゐる。メール地方及び舊ダンチヒ自由市についても事情は同様だが、しかしこの方は領域が小さいだけ全體への影響はさして大きくない。

要之、昨四〇年度に於ける獨逸人口動態數字の物語るところは寔に驚異に値ひするものといつてよいが、とはいへこの事實は決して今次大戰の及ぼせる民族生物學的損害を否定するわけではない。といふのは若し昨四〇年の第一四半年季に猶ほ見られた様な出生の増加がその後も引き續いて持續したと考へるならば昨四〇年に於ける出生數は前三九年より更に少くとも一〇%高い水準に達したであらうと推定されるからであつて、その場合は獨逸全國で約百八十萬の出生數を得た筈になる。いひかへれば昨四〇年の實際の出生數は右の數字に對して十五萬人の不足を示してゐるわけで、之が昨四〇年末までに今次動亂を原因とするところの出産停止の數と推定してよいわけである。とはこの推定出産停止數も之を管ての第一次大戰時と比較すると格段の相違で、一九一五年の出生數(一、三八二、〇〇〇)は前一九一四年(一、八一八、〇〇〇)に較べて實に四十三萬六千の著減を示してゐた。惟ふに前大戰は獨逸國民の出産力減退途上に勃發したもので其の影響は直接に國民の生物學的危機を齎さざるを得なかつたわけであるが、今次動亂は獨逸國民の民族生物學的恢復の途上に發生したもので、それだけこの娘むを得ない多少の戰禍も恐らく戰後には可及的迅速に快癒されるに相違ないと獨逸統計局は樂觀してゐる。

三 死亡について

昨四〇年の死亡率は特に年初頭一月乃至四月の間断なき酷寒の持続の爲に前三九年よりも稍々高くなつた。その詳細は次表の如くで、

一九三八—四〇年の死亡統計 (1)

年	舊領域内		オストマルク(2)		ズデーテン 獨逸地方		全 國(3)		
	人口千 に付	總 數	人口千 に付	總 數	人口千 に付	總 數	人口千 に付	總 數	
一九三八年	二〇八、三七六	二二一	二五、五九七	一五七	一三、一四三	一五五	二四、八七五	二二七	
第一 四半	二〇七、四三三	二二〇	二四、九八一	一五一	一三、四〇〇	一四五	二四、六五六	二二五	
第二 //	一八二、四一五	一〇六	二〇、三四五	二二一	一〇、九七九	二二七	二二、五二四	二〇八	
第三 //	二〇一、〇二六	二二八	二五、九五四	一四三	一三、二八一	一四〇	二二、八八九	二一九	
第四 //	二〇九、三三〇	二二六	二五、七五四	一四三	一四、七三三	一四三	二四、九二八	二二〇	
計	一九三九年	二四六、九九九	一四四	三、五二一	一九二	一三、九七七	一六六	二九、四三〇	一九九
第一 四半	二四四、四三三	二二四	二四、五四四	一四七	一三、八二二	一三四	二五、一八一	二二六	
第二 //	一八〇、八八九	一〇四	二〇、六二九	二二二	一〇、一六〇	二二八	二二、三〇五	二〇六	
第三 //	二二一、〇〇〇	二二一	二五、一七二	一五〇	一八、五五〇	一三八	二四、九八三	二二四	
第四 //	二二四、三三〇	二二六	二五、七五四	一四三	一四、七三三	一四三	二四、九二八	二二〇	
計	一九四〇年	二七四、五三三	一五七	三、七三三	一九〇	一五、〇一七	一七五	三三、四六一	二〇一
第一 四半	二七〇、三二八	一五三	二五、四五五	一五二	一三、八八五	一四六	二七、〇三〇	二三四	
第二 //	一八二、七五四	一〇〇	二〇、三七八	二二〇	一〇、一三九	二二七	二二、三九一	二〇五	
第三 //	二〇一、〇二六	二二八	二五、九五四	一四三	一三、二八一	一四〇	二二、八八九	二一九	
第四 //	二〇九、三三〇	二二六	二五、七五四	一四三	一四、七三三	一四三	二四、九二八	二二〇	
計	一九四〇年	二七四、五三三	一五七	三、七三三	一九〇	一五、〇一七	一七五	三三、四六一	二〇一

(備考) 本表の死亡には死産を除く。又、一九三九年九月一日以降の戦死將兵を除く。(1)(2)(3)は前掲表に同じ。

戦時下一九四〇年獨逸の人口動態

前三九年に對する死亡増は全國で三六、四五〇人であるが、第一四半年季だけの對前年同季増は二九、一〇二人に及んでゐる。が嘗て同様な酷寒を経験した一九二八—二九年の冬にも死亡率は異常に上昇して二九年の第一四半年季には死亡率は一七・〇に及んだが、昨四〇年度の同季死亡率は當時と較べて人口年齢構成の不利なるにも拘らず之より〇・九だけ低い。昨四〇年の酷寒は四月までも続き、五、六月に入つて初めて認められた死亡率の著減も四月の死亡増を相殺するに到らなかつたが、昨四〇年の後半年に於ては死亡は前年同季よりも低下してゐること前表に見るが如くである。

昨四〇年の死亡増についてはその外高齢人口層の不斷の増加をも無視できない。酷寒の影響が特にこの種高齢で且つ重症病の者たちの死亡増として表はれたことは次の人口一萬五千以上獨逸諸都市の主要死因別統計にも見られる如くで、老衰、心臟病、腦卒中及び癌による死亡増は對前年死亡増の六〇%以上を占めてゐる。

人口一萬以上獨逸諸都市の主要死因 (一九四〇年)

死 因	總 數(1)		人口一萬に付	
	一九四〇年	一九三九年	一九四〇年	一九三九年
チフス	二三八	一九〇	〇・〇七	〇・〇六
癩疹	五七〇	五六五	〇・二一	〇・二一
猩紅熱	八四七	七一八	〇・二二	〇・二一
百日咳	一、三一一	八一二	〇・四	〇・二
デフテリア	三、八〇九	三、六一八	一・一	一・一
流行性感冒	四、六一二	六、五一二	一・三	一・九
結核	二二、六三九	二一、三七九	六・八	六・二
瘡及悪性腫瘍	五五、三四三	五四、七九八	一五・九	一六・〇

糖尿	七、一六〇	七、四四五	二・一	二・二
腦卒中及麻痺	三五、四四二	三四、三七三	一〇・二	一〇・〇
心臓病	六八、一〇五	六五、〇八二	一九・六	一九・〇
氣管支炎	五、六一二	五、二五九	一・六	一・五
肺炎	三一、一二四	三一、五七〇	九・〇	九・二
盲腸炎	一、七五一	二、二二二	〇・五	〇・六
腎臟炎	五、七一四	六、〇一五	一・六	一・八
產褥熱その他妊娠及產褥中の不慮の傷害	二、一二五	二、〇五〇	三・四(3)	三・三(3)
老衰	三三、二三三	二九、二五二	九・六	八・六
自殺	八、三八〇	一〇、三八九	二・四	三・〇
他殺	三〇・三	三四・一	〇・九	〇・一
不慮の傷害	一四、二六五	一二、八四七	四・一	三・八
一歳未満兒の特殊死因				
早産	八、一〇七	八、〇六五	一三・一(4)	一三・四(4)
先天性畸形弱質及び分娩による産兒の障害	一〇、五〇八	一〇、一五四	一七・〇(4)	一六・九(4)
腸カタル	四、一二一	三、四六二	六・七(4)	五・七(4)
微毒	一一五	一一一	〇・二(4)	〇・二(4)

(1) 舊領域内及びオストマルクの諸都市、但シザール地方、プリマーゼンス及びツヴァイブリュッケンの分を除く。(2) 定住人口中の死亡数なり。また戦時死亡を除く。(3) 出生及び死産千に付。(4) 出生千に付。

右都市死亡統計に於ける對前年死亡増の總數は約一萬四千、その内八千二百は第一四半年季の死亡者で、死亡増の原因が戦争と直接關係のない寒さの爲であつたことを物語つてゐる。結核の死亡増も亦この寒さの爲であるといへよう。盲腸炎、肺炎、腎臟炎及び糖尿病の死亡減は戦時中にも拘らず醫療保護が等閑に附されなかつたことを示すといへよう。

最後に昨四〇年の乳兒死亡率を見ると、寒さの影響は茲でも看取せられる。昨四〇年の獨逸全國に於ける乳兒死亡の對前年増は約七千三百である

が、その内凡そ三千五百は出産の増加により残りの約三千八百は主として年首四箇月間に於ける乳兒死亡率の實際の増加と見てよいことになる。之を表示すれば次の如くである。

年 平 均	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	年 平 均
	六・四	六・〇	六・〇	六・三	六・二	六・五	
第一四半年季	七・九	六・七	六・八	七・四	七・一	七・五	
	六・五	六・七	六・一	六・五	六・三	六・七	
第二四半年季	五・五	五・八	五・五	五・六	五・六	五・六	
	五・七	五・八	五・九	五・九	五・八	六・〇	
第四四半年季	六・四	六・〇	六・〇	六・三	六・二	六・五	
	六・四	六・〇	六・〇	六・三	六・二	六・五	
舊 領 域 内		全 國					

(本多龍雄)

ナチス治下獨逸出生増の分析

(理め菴)

公出生總數	基本數*	差引増加	内、婚姻増加に依るもの	妊娠率向上によるもの
一九三三年	八九三、八〇〇	八七三、八〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
一九三四年	一、二三五、五〇〇	八七三、九〇〇	三三七、六〇〇	三三七、六〇〇
一九三五年	一、一九三、三〇〇	八六三、四〇〇	三三三、九〇〇	三三三、九〇〇
一九三六年	一、三三〇、〇〇〇	八七七、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇
一九三七年	一、二〇七、五〇〇	八五三、三〇〇	三三三、二〇〇	三三三、二〇〇
一九三八年	一、二七九、二〇〇	八四九、九〇〇	四三七、三〇〇	四三七、三〇〇

* 基本數とは婚姻數が一九三三年と同じく、妊娠率が一九三三年と同じと假定せる場合に豫期せらるべき公出生總數を謂ふ。

(Wirtschaft u. Statistik Nr. 7, 1939, 45)

國民優生法の一部施行と同法施行令の公布

公布

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を経たる國民優生法については本誌第一卷第二號本欄所載の如くであるが、今般その一部施行期日に關する勅令並に同法施行令は昭和十六年六月七日付官報を以て、又同法施行規則は六月十一日付官報を以て夫々公布せられ、七月一日よりいよいよ施行を見ることゝなつた。之を掲ぐれば以下の如くである。

國民優生法ノ一部施行期日ニ關スル件

(昭和十六年六月六日勅令第六百八十號)

國民優生法ハ第六條ノ規定ヲ除クノ外昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民優生法施行令

(昭和十六年六月六日勅令第六百八十一號)

第一條 國民優生法第二條ノ優生手術ハ生殖腺ヲ除去スルコトナクシテ精子ノ精管ヲ通過シ又ハ卵子ノ卵管ヲ通過スルコトヲ終身不能ナラシムルコトヲ目的トスル手術トシ其ノ術式ハ厚生大臣之ヲ定ム
第二條 中央優生審査會ハ厚生大臣、地方優生審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ國民優生法ノ定ムル所ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第三條 中央優生審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

地方優生審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第四條 中央優生審査會及地方優生審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 中央優生審査會ノ委員ハ二十人以内トシ地方優生審査會ノ委員ハ十人以内トス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 會長、委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ中央優生審査會ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方優生審査會ニ在リテハ厚生大臣之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ中央優生審査會ニ在リテハ厚生大臣ノ指名スル委員、地方優生審査會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ幹事ヲ置ク
中央優生審査會ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方優生審査會ノ幹事ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第九條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ書記ヲ置ク
中央優生審査會ノ書記ハ厚生大臣、地方優生審査會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

第十條 中央優生審査會又ハ地方優生審査會ハ國民優生法第八條第二項又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ヨリ其ノ意見ヲ徵セラレタルトキハ文書ヲ以テ答申スベシ

第十一條 優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ニ出頭シタルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第十二條 國民優生法第八條ノ決定並に同法第十條ノ却下、取消及決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十三條 優生手術ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス
厚生大臣優生手術ヲ行フベキモノト認ムル旨ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ厚生大臣、地方長官優生手術ヲ行フベキモノト認ムル旨ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ地方長官優生手術ヲ受クル者又ハ其ノ父母若ハ配偶者ニシテ其ノ申請ヲ爲スコトヲ得ルモノ若ハ其ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタルモノガ優生手術ニ關スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スル資力ヲ有スト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ヲシテ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得但シ國民優生法第六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 前條ノ優生手術ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ掲グル費用トス
一 優生手術ヲ受クル者ノ旅費及附添人ヲ必要トスル場合ハ其ノ附添人ノ旅費
二 生殖能力有無ノ検査ニ要スル費用
三 手術料
四 入院料

前項ノ費用ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三
條第二項但書ノ規定ハ國民優生法第六條施行ノ日ヨリ
之ヲ施行ス

國民優生法施行規則 (昭和十六年六月十一日
厚生省令第二十二號)

第一條 優生手術ノ術式ハ左ニ掲グルモノトス

一 精管切除結紮法 (精管ヲ約二種以上切除シ各斷
端ヲ結紮ス)

二 精管切離變位法 (精管ヲ切離シ其ノ斷端ヲ結紮
シテ變位固定ス)

三 卵管壓挫結紮法 (卵管ヲ凡ソ中央部ニ於テ係蹄
トナシ其ノ兩脚ヲ壓挫鉗子ヲ以テ壓挫シ其ノ部ニ
結紮ヲ施ス)

四 卵管間質部楔狀切除法 (卵管映ヲ結紮切斷シ
タル後子宮角ニ楔狀切開ヲ施シテ間質部ヲ除去
シ原則トシテ殘存ノ卵管斷端ヲ廣韌帶内ニ埋沒
ス)

五 卵管全別除法 (子宮角ニ近接スル部位ニ於テ卵
管ヲ結紮シ其ノ外方ヲ全別除シ殘存ノ卵管斷端ヲ
原則トシテ腹膜ニテ被覆ス)

第二條 國民優生法 (以下法ト稱ス) 第三條第一項各
號ノ一ニ該當スル疾患ハ概ネ別表ニ掲グルモノト
ス

第三條 法第五條ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル醫師ハ
左ノ者トス

- 一 官立病院ノ長
- 二 道府縣立病院ノ長

三 地方長官ノ指定スル醫師

第四條 法第七條第一項ノ申請書ハ様式第一號ニ依
リ、同條第二項ノ健康診斷書、調査書及證明書ハ様
式第二號ニ依ルベシ

第五條 法第八條第三項及第十條第三項ノ通知ハ優生
手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者ニ對シテハ國民優生
法施行令第十二條ノ決定書ノ正本ヲ、其ノ他ノ者ニ
對シテハ其ノ謄本ヲ送付シテ之ヲ爲スベシ

第六條 法第九條ノ不服ノ申立ハ其ノ理由ヲ具シ文書
ヲ以テ其ノ決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ之ヲ爲
スベシ

第七條 前條ノ申立書ヲ受理シタル地方長官ハ其ノ決
定書並ニ地方優生審査會ノ答申書其ノ他ノ關係書類
ヲ添附シ之ヲ厚生大臣ニ送付スベシ

第八條 厚生大臣又ハ地方長官法第十一條第二項ノ規
定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ヲシテ出頭
セシメ又ハ健康診斷ヲ受ケシメントスルトキハ様式
第三號ニ依ル出頭通知書又ハ健康診斷通知書ヲ其ノ
者ニ對シ交付スベシ

中央優生審査會又ハ地方優生審査會ノ會長審査ノ爲
優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ヲシテ出頭ノ上事實
ヲ申述セシムル必要アリト認ムルトキハ又ハ醫師ノ
健康診斷ヲ受ケシムルノ必要アリト認ムルトキハ其
ノ旨厚生大臣又ハ地方長官ニ申出ヅベシ

第九條 優生手術ヲ行フベキモノト認ムル決定シ
タルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ優生手術ヲ受ク
ルコトヲ得ル者ニ對シ様式第四號ノ優生手術命令書
ヲ交付ス

厚生大臣又ハ地方長官ハ前項ノ命令書ノ謄本ヲ其ノ

優生手術ヲ行ハシムベキ醫師ニ送付スベシ

第十條 法第十三條第二項ノ醫師ハ優生手術ニ付知識
經驗アル者ノ中ヨリ地方長官ニ於テ指定スルモノト
シ場所ハ官立病院、道府縣立病院又ハ地方長官ニ於
テ特ニ指定スル病院若ハ診療所トス

第十一條 醫師必要アリト認ムルトキハ優生手術ノ實
施ノ前後ニ於テ優生手術ヲ受クル者ノ生殖能力ノ有
無ヲ検査スベシ

第十二條 醫師優生手術ヲ受クベキ者生殖不能ナルコ
トヲ知リタル場合又ハ手術不能ト認ムル場合ハ手術
ヲ停止シ速ニ様式第五號ニ依リ地方長官ニ報告スベ
シ

第十三條 前條ノ報告アリタル場合地方長官ニ於テ優
生手術ヲ中止スルヲ適當ト認ムルトキハ様式第六號
ニ依リ法第八條第三項ノ規定ニ依リ通知スベキ者ニ
對シ其ノ旨ヲ、其ノ實施ヲ延期スルヲ適當ト認ムル
トキハ様式第七號ニ依リ本人ニ對シ其ノ旨ヲ通知ス
ベシ

前項ノ場合ニハ第九條第二項ノ規定ヲ準用ス
第一項後段ノ場合ニ於テ地方長官其ノ者ニ對シ更ニ
優生手術ヲ行ハントスルトキハ第九條ノ規定ヲ準用
ス

第十四條 法第十三條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ手術
後二十日以内ニ様式第八號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十五條 地方長官ハ様式第九號ニ依ル優生手術臺帳
ヲ作製シ之ヲ保存スベシ

第十六條 法第十六條ノ行政官廳ハ其ノ手術又ハ處置
ヲ行フ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官 (東京府ニ
在リテハ警視總監) トス

第十七條 法第十六條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ要ス

ル手術又ハ處置ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル手術又ハ處置トス但シ惡性腫瘍又ハ兩側副辜丸結核ニ對スルモノヲ除ク

一 生殖ヲ不能ナラシムルコトヲ目的トスル手術又ハ放射線照射

二 生殖器ニ對スル手術ニシテ結果トシテ生殖ガ不能トナルコトヲ豫想シ得ルモノ

三 生殖器又ハ其ノ附近ニ對スル放射線照射ニシテ結果トシテ生殖ガ不能トナルコトヲ豫想シ得ルモノ

四 妊娠中絶ヲ目的トスル手術又ハ處置(人工早産又ハ子宮外妊娠ニ對スル手術又ハ處置ヲ含マズ)

五 生殖器ニ對スル手術ニシテ結果トシテ妊娠中絶ヲ豫想シ得ルモノ

六 生殖器又ハ其ノ附近ニ對スル放射線照射ニシテ結果トシテ妊娠中絶ヲ豫想シ得ルモノ

醫師前項ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスルトキハ其ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスル日ノ前日迄ニ様式第十號ニ依リ所轄警察署長ヲ經由シ届出ツベシ

法第十六條第三項ノ届出ハ前項ニ準ジ其ノ手術又ハ處置ヲ行ヒタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ爲スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

一 遺傳性精神病

精神分裂病

躁鬱病

眞性癲癇

二 遺傳性精神薄弱

精神薄弱(白痴、痴愚、魯鈍)

三 遺傳性病的性格

分裂病質

循環病質

癲癇病質

四 遺傳性身體疾患

遺傳性進行性舞蹈病

遺傳性脊髓性運動失調症

遺傳性小腦性運動失調症

筋萎縮性側索硬化症

脊髓性進行性筋萎縮症

神經性進行性筋萎縮症

進行性筋性筋榮養障礙症

筋緊張病

筋痙攣性癲癇

遺傳性震顫症

家族性小兒四肢麻痺

痙攣性脊髓麻痺

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白兒

魚鱗癬

多發性軟性神經纖維腫

結節性硬化症

色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ボルフィン尿症

先天性手掌足蹼角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

網膜膠腫

先天性白內障

全色盲

牛眼

黑內障性白痴

先天性眼球震盪

青色鞏膜

先天性聾

遺傳性難聽

血友病

五 遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分的肥大症

顏面披裂

先天性無眼球症

囊性脊髓披裂

先天性骨缺損症

先天性四肢缺損症

小頭症

様式第一號

(番號)

優生手術申請書		本籍地	氏名	年月日生男 年月日生女
現住所		住所	性別	
申請理由 國民優生法第三條第二項				
手術費用		負擔シ得ズ	負擔者ノ氏名	
負擔シ得ル額				
右國民優生法第五條第六項ニ依リ優生手術ヲ申請候也				
年 月 日				
北海道廳長官 府縣知事 氏 名 殿				
同意者	住 所	手術ヲ受ケントスル者トノ續柄	氏 名	印 第 條 第 項
	一、			
	二、			
	三、			
	四、			
附 記				

記載注意

一 手術ヲ受ケントスル者ノ現住所欄ニハ例ヘバ病院内ニアル者ニ付テハ其ノ病院名及所在地ヲ記入スル等

- 現ニ實際ニ本人ノ居ル場所ヲ記入スルコト
- 申請理由欄ニハ参考條文國民優生法第三條ヲ熟讀ノ上其ノ第何項ニ該當スルヤヲ記入スルコト
 - 手術費用欄ニハ手術ノ費用(大體男五〇圓女一〇〇圓位)ヲ負擔シ得ルヤ否ヤヲ記シ負擔シ得ルモノトセバ其ノ金額及ビ負擔者氏名(参考條文施行令第十三條第十四條參照)ヲ記入スルコト
 - 申請者欄ニハ申請者ノ氏名、住所、續柄ヲ記入シ備考欄ニハ申請方法第四條、第五條、第六條ノ何レノ項ニ依リテナサレタルカヲ記入スルコト
 - 内縁ノ妻方申請セル場合ニ在リテハ續柄欄ニ内縁ノ妻ナルコトヲ記入スルコト
 - 同意者欄ニハ申請者欄ニ準ジ記入スルコト
 - 親族會方同意シタル場合ニ在リテハ氏名欄ニ親族會ト記入シ且其ノ同意スル旨ノ決議書ノ寫ヲ添附スルコト
 - 附記欄ニハ優生手術ノ時期、場所、醫師、其ノ他ニ付希望アラバ其ノ旨ヲ記入シ法第六條ノ申請ニ在リテハ強制申請ヲ必要トスル理由ヲ記入スルコト
- 參考條文 (略)

様式第二號

(番號)

健康診斷書優生手術結果了知證明書及遺傳調查書	
住所氏名年齢性別	
病 名	
發病後ノ經過	
現在精神狀態	普通 心身耗弱、心神喪失
右之通り診斷候也	
尙優生手術ノ結果ニ付	本人 配偶者 其ノ他
氏名ガ了知セルコトヲ證明候也	
年 月 日	
住 所	
醫師 氏 名 印	

年 月 日 調査	遺 傳 調 査 書		氏 名 年 齡 續 柄 病 名 備 考
	優生手術ヲ受ケントスル者	本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	
	本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	本人	
	配偶者(又ハ、配偶者タルベキ者)		
	配偶者(又ハ配偶者タルベキ者)ノ血族		
	中遺傳病ニ罹レル者		
住所	調査者 氏 名 圃		

記載注意

- 一 現在ノ精神状態欄ニ於ケル普通、心神耗弱、心神喪失ノ別ハ大體次ノ標準ニ依ルコト、心神喪失トハ確實ニ精神病ナリト診断セララルモノ其ノ他顯著ナル精神病及高度ナル精神薄弱(白痴及重症痴愚)ノ類トシ、心神耗弱トハ症状強度ナル病の性格及程度ナル精神薄弱(輕症痴愚及癡鈍)ノ類トス
- 二 優生手術結果ヲ知證明書ハ參考條文第七條參照ノ上本人、配偶者、父、母、其ノ他必要トセラレタル者ニ對シテ知セシメ其ノ氏名ヲ記入スルコト
- 三 遺傳調査中本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者ノ欄ニハ遺傳病ニ罹リタル者ハ勿論自殺者、行衛不明者、犯罪者、酒亂者等ニ付テモ氏名、年齢、續柄ヲ記入シ罹病者ニ付テハ其ノ病名(病名不明ノ者ハ其ノ事實)ヲ病名欄ニハ自殺者、行衛不明者等ニ付テハ備考欄ニ其ノ事實ヲ記入スルコト
- 四 遺傳調査書ハ手術ヲ受ケントスル者又ハ其ノ家族又ハ健康診断ヲナシタル醫師ニ於テ記入スルコト

參考條文 [略]

様式第三號ノ一

(番號)

出 頭 通 知 書
住所氏名年齢性別
右之者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ 優生審査會ノ審査ノ爲

必要アルニ付左記ニ依リ本通知書持參ノ上出頭スベシ
年 月 日
厚生大臣(北海道廳長官) 府縣知事 氏 名 圃
出頭スベキ日時
出頭スベキ場所
注意事項
一 出頭シタルトキハ旅費ヲ支給スルヲ以テ當日印鑑ヲ持參スルコト
二 止ムヲ得ザル事故ニ依リ出頭シ能ハザル時ハ其ノ理由ヲ具シテ直ニ届出ヅルコト
參考條文 [略]

様式第三號ノ二

(番號)

健康 診 斷 通 知 書
住所氏名年齢性別
右之者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ 優生審査會ノ審査ノ爲必要アルニ付左記ニ依リ本通知書呈示ノ上健康診断ヲ受クベシ
年 月 日
厚生大臣(北海道廳長官) 府縣知事 氏 名 圃
健康診断ヲ受クベキ日時
健康診断ヲ受クベキ場所
健康診断ヲ行フ醫師
注意事項
一 止ムヲ得ザル事故ニ依リ健康診断ヲ受ケ得ザルトキハ其ノ理由ヲ具シテ直ニ届出ヅルコト
參考條文 [略]

様式第四號

(番號)

優生手術命令書

住所氏名生年月日

右之者國民優生法第十三條第一項及第二項ノ規定ニ依リ左記ニ依リ優生手術ヲ受クベシ

年 月 日

厚生大臣(北海道廳長官) 府縣知事 氏 名 印

優生手術ヲ受クベキ場所

優生手術ヲ行フ醫師

優生手術豫定日

入院スベキ日時

優生手術ノ費用

全額國庫負擔
金 圓 ヲ ノ負擔スルヲ以テ 月 日迄 ニ支拂フベシ

様式第五號

(番號)

優生手術停止報告書

住所氏名
年齢性別

疾患名

入院年月日 入院 年 月 日 退院 年 月 日

手術停止理由

將來手術實施ニ對スル意見
將來手術ヲ必要トセズ。ケ月間優生手術ヲ延期スルコトヲ要ス

右之理由ニ依リ優生手術ヲ停止候間此段御報告申上候也

年 月 日

住所

醫師 氏 名 印

北海道廳長官 府縣知事 氏 名 殿

記載注意

- 一 欄外ノ番號ニハ優生手術命令書番號ヲ記入スルコト
- 二 疾患名ハ優生手術該當遺傳性疾患名ヲ記入スルコト

參考條文 (略)

様式第六號

(番號)

優生手術中止通知書

住所氏名
年齢性別

右之者ノ優生手術實施ヲ左ノ理由ニ依リ中止ス

年 月 日

北海道廳長官 府縣知事 氏 名 印

手術中止理由

參考條文 (略)

様式第七號

(番號)

優生手術延期通知書

住所氏名
年齢性別

右之者ノ優生手術實施ヲ左ノ理由ニ依リ延期ス

年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 印

手術延期理由

延期期間

參考條文〔略〕

様式第八號

(番號)

優生手術實施經過報告書

住所氏名	住 氏 名
年齢性別	年 月 日
疾患名	疾 患 名
手術ヲ行ヒタル場所	手 術 行 場 所
入院及退院年月日	入 院 年 月 日 退 院 年 月 日
手術ヲ行ヒタル日	手 術 日 年 月 日
術式及經過	術 式 及 經 過
合併症及其ノ經過	合 併 症 及 其 經 過
特別處置	特 別 處 置
檢査	檢 査
費用	費 用
備考	備 考
右報告候也	右 報 告 候 也
年 月 日	年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 殿

住所

醫師 氏 名 印

記載注意

- 一 術式及經過欄ニハ實施セル術式ヲ國民優生法施行規則第一條ニ依ル術式名ニ依リ記入シ且手術ノ經過ヲ記入スルコト但シ女子ニ在リテハ禁式腹式等ノ別ヲモ記入スルコト
- 二 檢査欄ニハ手術禁忌ノ有無、生殖能力ノ有無等ニ關スル檢査成績ヲ記入スルコト
- 三 合併症及其ノ經過欄ニハ合併症ノ種類、程度、治療マデノ日數ヲ記入スルコト
- 四 特別處置欄ニハ合併症ニ對スル特別處置等優生手術ノ爲特ニ必要トシタル處置ヲ行ヒタルトキハ其ノ事實ヲ成ル可ク詳細ニ記入スルコト
- 五 費用欄ニハ本人等ノ負擔スベキ費用ノ支拂アリタリヤ否ヤニツキ記入スルコト
- 六 備考欄ニハ退院時又ハ報告時ニ於ケル本人ノ狀態豫後等ニ關シ記入シ特ニ入院日數方豫定ヨリ經過シタル場合ニ在リテハ其ノ理由ヲ説明スルコト

參考條文〔略〕

様式第九號

(番號)

優生手術臺帳

申請書ニ關スル事項	申請年月日	優生手術ヲ受ケントスル者	本籍地 住 所 現 住 所	氏 名 生 年 月 日 性 別
疾 患 名		申請理由	國民優生法第三條第二項及同法第五條第六項	
申請者	住 所	住 所	手術ヲ受ケタル者トノ續柄	氏 名
同意者	一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四	一、二、三、四
	第 第 第 第 項 項 項 項	第 第 第 第 項 項 項 項	第 第 第 第 項 項 項 項	第 第 第 第 項 項 項 項

健康診断書及手術結果了知證明書ニ關スル事項	手術費用	費用負擔能力	負擔額	負擔者氏名
	健康診断書及手術結果了知證明書ニ關スル事項	診斷及證明年月日	診斷及證明所氏名	
診斷名	發病後ノ經過	當時ノ精神狀態	手術結果ヲ了知セル者ノ氏名	本人、配偶者、父母、其ノ他
遺傳調査書ニ關スル事項	氏名	年齢續柄	病名又ハ症狀	備考
手術ヲ受ケントスル者	本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	配偶者(又ハ配偶者タルベキ者)	配偶者(又ハ配偶者タルベキ者)ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	
出頭通知書ニ關スル事項	出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	費用辨償	健康診断通知書ニ關スル事項
健康診断ヲ受クベキ醫師	健康診断ヲ受クベキ場所	健康診断通知書ニ關スル事項	通知年月日	

地方優生審査會ニ關スル事項	答申年月日	答申内容	優生手術可、不可
優生手術可否決定通知	不服申立	不服申立	申立年月日
厚生大臣ノ決定ニ關スル事項	優生手術命令書ニ關スル事項	手術ヲ受クベキ場所	手術ヲ行フ醫師
手術ヲ行フ醫師ニ對シ右命令書寫ヲ送付セル年月日	手術豫定日	入院スベキ日時	手術費用
優生手術停止報告書ニ關スル事項	手術ヲ停止セラル理由	將來優生手術ヲ必要トセス。今後、ヶ月間延期スルコトニ關スル意見	入院及退院年月日
優生手術中止通知書	費用金額	費用金額	費用金額
優生手術延期通知書	通知年月日	通知年月日	通知年月日

様式第十號 (番號)

衛生手術實施經過報告書ニ關スル事項		報告年月日	手術ヲ行ヒタル醫師住所氏名
手術ヲ行ヒタル場所	入院及退院年月日	入院年月日	退院年月日
手術ヲ行ヒタル日時	術式及經過		
合併症及其ノ經過	特別處置		
檢査	手術費用	總額金	圓内金
		圓	ヨリ
		年	月
		日	納收ス
國民優生法第十六條ニ關スル届出書			
住所氏名年齢性別	病名	手術又ハ處置ノ別	施行豫定日時
		生殖不能ナラシムル手術 生殖不能ナラシムル放射線照射 妊娠中絶	
意見ヲ聽取セル他ノ醫師ノ氏名、住所、意見、日時	住所	氏名	氏名
備考	聽取年月日	見	
年 月 日			
北海道廳長官 警視總監 府縣知事	氏名	名	股
	住所	醫師	氏名
		名	節

記載注意
 一 特ニ急務ヲ要スル爲ニ事前ノ届出ヲサザリントキハ急務ヲ必要トシ理由ヲ備考欄ニ、施行セル日時ヲ施行予定欄ニ記入スルコト又他ノ醫師ノ意見ヲ聽クニ能ハザリントキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記入スルコト注意 本届書ハ所轄警察署長ヲ經由スルコト
 参考條文 (略)

結核豫防法樺太施行令の公布

結核豫防法樺太施行令は昭和十六年六月六日付官報を以て勅令第六百八十二號として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

結核豫防法樺太施行令 (昭和十六年六月六日 勅令第六百八十二號)

- 第一條 結核豫防法ハ第四條第二項、第五條第二項後段、第十一條及第十二條ノ規定ヲ除外之ヲ樺太ニ施行ス
- 第二條 結核豫防法中主務大臣又ハ地方長官トアルハ樺太廳長官トス
- 第三條 結核豫防法第七條第一項中前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トアルハ樺太廳結核療養所又ハ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トス
- 第四條 國庫ハ結核豫防法第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第七條第一項及前條ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ生活費ヲ補給ス
- 第五條 前條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル
 - 一 從業ヲ禁止セラレタル者
 - 二 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
 - 三 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引續キ之下同一ノ家ニ在ルモノ
- 第六條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ樺太廳長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス
- 第七條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第八條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ樺太廳長官ニ於テ之ヲ定ム
- 第九條 結核豫防法施行令第十三條乃至第十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第十條 結核豫防法施行令中地方長官トアルハ第六條第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外樺太廳長官トス
- 第十一條 結核豫防法施行令第五條中結核療養所ヲ設置スル公共團體トアルハ國庫又ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體トシ同令第六條第二項中地方長官又ハ市町村長トアルハ市町村長トス

附 則
 本令ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法の施行期日に關する勅令の公布及び關係法令

本昭和十六年第七十六回帝國議會の協贊を経て三月七日公布を見た國民手帳法の施行期日に關する勅令は六月十四日公布を見、本昭和十六年十月一日より施行せることとなつたが、右勅令、竝に國民勞務手帳法、同法施行令、同法施行規則等の關係法令を掲ぐれば以下の如くである。

國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件

(昭和十六年六月十四日勅令第七百三號)

國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法 (昭和十六年三月七日法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

- 五 船渠、船舶、岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 通信事業
- 七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル 何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏竝ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ねテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職

業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得

證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス
前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲ゲル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國民勞務手帳法施行令

第一條 從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一 氏名

二 出生ノ年月日

三 本籍

四 居住ノ場所

五 兵役關係
六 學歷
七 職業ノ經歷
八 従事スル職業名

九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主ナル就業ノ場所)

十 給料又ハ賃金ノ額

十一 國民職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第二

條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ従事シタル者ニ在リテハ

テハ同令ニ基ク技能程度

十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ

其ノ修了シタ課程ニ關スル事項

十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ

其ノ受ケタル檢定、試験又ハ免許ニ關スル事項

十四 勞働者年金保險法ニ依ル被保險者ニ在リテハ

被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)ニ

基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

第三條 從業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者

ニ從業者トシテ使用セラルル場合ニ於テハ國民勞務

手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

第四條 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各

號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使

用セラルル者

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第五條 手帳法第三條第一項本文ノ規定ニ依リ提出ス

ル國民勞務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於

テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五

條ノ規定ニ依リ記載、同法第三條第一項但書ノ規定

ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者

ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七條

第五項ノ規定ニ依リ記載アルコトヲ要ス

第六條 從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ

第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滞ナク國民勞務

手帳ヲ使用者(同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ

徵用ニ依リ使用者)ニ提出スベシ

第七條 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ

從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用

スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各

號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ

者ニ一時返付スベシ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタ

ルトキ

二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者

トシテ使用セラレントスルトキ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解

除セラレ、第三條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提示

ヲ了リ又ハ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキハ

遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務

手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ同項同

號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手

帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民勞務手帳

ニ記載スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務

手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ

同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異

議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

第八條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業

者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ

退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引

續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルト

キハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ

又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業

者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ

二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停

年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸

海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタ

ルトキ

五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定

ニ依リ國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ

裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依リ地方長

官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル

日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者

ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ

旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還

シタルトキ亦同ジ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル

日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間ヲ經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得

手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使

用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一 使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ

三 國民勞務手帳ヲ檢閲セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨

二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三 從業者ノ就業スル場所

第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ

定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スベシ

第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代リ證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金月額

二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金月額

第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第

十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シ

タルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ノ同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地(職業ニ従事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者
- 二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者
- 三 法令ニ因リ拘禁中ノ者
- 四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依リ記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ之ヲ申請スベシ

國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

- 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ
 - 二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ
 - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ
- 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 二以上ノ職業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主たる就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附 則

本令中第二條第十四號ノ規定ハ勞務者年金保險法中被災者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者二以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第七號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニ

（昭和十六年六月十四日勅令第七百五號）

シテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ之ヲ送付スベシ
第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
第七條 事業官廳官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ施行令第十四條各號ニ掲ゲル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民勞務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ

前項ノ場合ニ於テハ事業官廳ハ官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ
第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十

六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以内(第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テハ報告アリタル日ヨリ十四日以内)ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告令ニ依リ

申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ事業官廳ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依リ報告アリタル日ヨリ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ通知ヲ爲シタル後ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ該當セザルニ至リタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十一條 事業官廳ハ官廳從業者死亡シタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十二條 官廳從業者ハ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第十二號、第十三號又ハ第十五號ニ掲

グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十三條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ官廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從業者タラントスルモノハ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經由シ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十號一乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨

國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ經由シテ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳法施行規則

(昭和十六年六月十七日 厚生省令第二十四號)

第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)第一條技術者及勞務者ハ別表ニ掲グルモノトス

別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四號乃至第六號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 帝國臣民ニ非ザル者
- 二 女子
- 三 工場法施行令第一條各號ノ一ノ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラルル者
- 四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 五 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 六 日日雇入レ使用セラルル者
- 七 臨時ニ土木、建築作業ニ従事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ

第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル

第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號

附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面半身、脱帽、素紙ナキモノ)ヲ添附スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戸籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントストキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第四條 從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼付シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

第五條 施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
二 賞與
三 臨時ノ給與

給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ

他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條 施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ヲ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添付スベシ第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳ヲ亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼付シタル寫眞毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ寫眞ノ再貼附ヲ受クベシ

第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ

依ル
第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十四號、手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證明書ハ様式第九號ニ依ル

附則
本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十六年九月三十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添付セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添付セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼付ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨ゲズ

(別表)
國民勞務手帳法ノ技術者及勞務者

一 鑛山技術者 探炭、選炭、採鑛、選鑛、採油
又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 冶金技術者 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 機械技術者

陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

四 電氣技術者

電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

五 電氣通信技術者

有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電報裝置、電氣裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 航空機技術者

航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

七 造船技術者

造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

八 化學技術者

有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

九 窯業技術者

セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一〇 食料品技術者

製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 釀造技術者

酸酵法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 紡績技術者

製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 染色技術者

織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

四 木工技術者

製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

五 土木技術者

道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 建築技術者

建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

七 特殊技術者

紡績工場ノ蠶業技術者、化學工業及鑛業ノ林業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製造、人造板製造其ノ他ノ工業技術者ニシテ第一號乃至第六號ニ屬セザルモノ

八 航空機搭乗員

航空士、航空機操縦士、航空機機關士タルモノ

九 氣象技術者

氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一〇 鑛

一 探炭夫 石炭又ハ亞炭ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノ(手掘夫、

二 坑内運炭夫

發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)

三 炭坑支柱夫

炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

四 機械選炭夫

炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ

五 探鑛夫

鑛物ノ探掘又ハ探鑛作業ニ從事スルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

六 鑛山支柱夫

鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

七 坑内運鑛夫

鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク)

八 機械選鑛夫

鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルモノ(大割夫ヲ含ム)

九 石油鑛夫

石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ

一〇 鑛業作業夫

探炭、選炭、探鑛、選鑛、探油又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(九)ニ屬セザルモノ

二 土石採取夫

岩石又ハ砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業(鑿夫採掘作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

三 職工

(イ) 製鍊作業者

三 製銑工

銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルモノ

三 製鋼工

鋼ノ製鍊作業(渣塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

二 非鐵金屬製鍊 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊
又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

三 金屬製鍊工 金屬ノ製鍊作業ニ從事スルモノ
ニシテ(一)乃至(四)ニ屬セザルモノ

四 非金屬精鍊工 硫黃、砒素等ノ非金屬ノ製鍊作業ニ從事スルモノ

五 製圖 手製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

六 現圖工 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ從事スルモノ

(ハ) 金屬材料ノ製造加工作業

一 金屬熔融工 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルモノ

二 操爐工 金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルモノ

三 壓延伸張工 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルモノ

三 鑄物工 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

三 鍛工 鍛治又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛治、金具鍛治、車鍛治及双物製造鍛治ヲ除ク)ニ從事スルモノ

四 熱處理工 金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルモノ

五 撚線工 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

六 剪斷工 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從事スルモノ

七 金屬加工工 金屬材料ノ製造加工作業ニ從事スルモノニシテ(九)乃至(三六)ニ屬セザルモノ

(三) 機械器具ノ製作業者

六 野書工 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ從事スルモノ

元 旋盤工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 中ゲリ工 中ゲリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 研磨工 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 ボール盤工 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 平削盤工 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 形削工 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 フライス工 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 齒切工 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

三 特殊機械工 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノニシテ(三六)乃至(三七)ニ屬セザルモノ

元 非金屬機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機械ニ依ルゴム、陶磁器又ハベークライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ從事スルモノ

四 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業

四 撓鐵工 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

四 填隙工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルモノ

四 鋸打工 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ從事スルモノ

四 板金工 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ從事スルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)

四 金屬プレス工 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ從事スルモノ

四 銅工 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ從事スルモノ

四 配管工 金屬管ノ加工取附作業ニ從事スルモノ(鉛工ヲ含ム)

四 製罐工 汽罐、水櫃、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事スルモノ

四 熔接工 電氣又ハ瓦斯ニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ從事スルモノ

四 鐵工 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ從事スルモノニシテ(四〇)乃至(四九)ニ屬セザルモノ

五 金屬彫刻工 金屬板其ノ他金屬材料ノ彫刻作業ニ從事スルモノ

五 光學ガラス工 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒削、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルモノ

五 目盛工 手作業、機械作業又ハ化學作業ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

五 針金細工工 金屬製ノ網、綱等製造ノ作業ニ從事スルモノ

五 電線被裝工 電線又ハ電纜ノ被裝、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ從事スルモノ

五 卷線工 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

五 絶縁工 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ從事スルモノ

五 電池工 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ(光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)

五 眞空管類排氣工 白熱電球、放電燈、眞空管、エツクス線管又ハ其ノ他ノ各種眞空管類ノ排氣作業ニ從事スルモノ

五 水晶工 電氣通信機用水晶ノ加工作業ニ從事スルモノ

五 義肢工 義肢ノ皮部製作及仕上、組立作業ニ從事スルモノ

五 網具工 帆、索具、防触物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨又ハ鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

五 機械製作工 機械器具製作ノ作業ニ從事スルモノ(ニシテ五)乃至(六)ニ屬セザルモノ

(ホ) 機械器具ノ仕上、組立、修繕業者

五 工具仕上工 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)ネデ切削用補助工具其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 上工 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

五 電機組立工 電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 電氣通信機組立工 電氣通信機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 精密組立工 度量衡器、理學の機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 機械組立工 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 航空機組立工 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 自動車工 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

五 鑄裝工 艦船ノ鑄裝作業ニ從事スルモノ(ニ)化學製品ノ製造業者

五 硫酸工 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

五 鹽酸工 鹽酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

五 硝酸工 硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

五 ソーダ工 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

五 カーバイト電爐工 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルモノ

五 壓縮ガス工 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガスを發生作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

五 工業藥品工 工業藥品製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

六 アルミナ製造工 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)

六 人造研磨材製造工 カーボランダム、アラシダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材及人造砥石ノ製造工程ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ル仕上ヲ除ク)

六 人造肥料工 硫安、石灰窒素、カリ肥料等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

六 硝化綿工 硝化綿製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

六 火薬工 火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ(マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)

六 火工 彈ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ從事スルモノ

六 染料工 染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

六 顔料塗料工 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ

六 アンモニヤ合成工 合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

六 油脂工 動植物油脂ノ抽出、精製、分餾、硬化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルモノ

六 石炭乾溜工 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

六 タール分溜工 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸

等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルモノ

人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ

ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ

セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

ペークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルモノ

紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ

人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)

炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ

化學製品製造用電氣爐(カーバイト製造用電氣爐ヲ除ク)ノ操作ニ從事スルモノ

フィルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

化學製品ノ製造工程ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(四)ニ屬セザルモノ

(ト) 窯業、土石類ノ加工作業

窯業原料工 陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉藥ノ調製等ノ作業ニ從事スルモノ

成型工 陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ルモノヲ除ク)

旋釉工 陶磁器、タイル、珐瑯品又ハ七寶燒ノ釉藥掛ケノ作業ニ從事スルモノ

燒成工 セメント、陶磁器、煉瓦、珐瑯品等ノ燒成又ハ燒付ノ作業ニ從事スルモノ

ルツボ工 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ

ガラス熔融工 ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

ガラス吹工 管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

板ガラス製造工 引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

型物ガラス工 機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壺等ノ製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

ガラス銀引工 鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ從事スルモノ

特殊ガラス工 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルムター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

ガラス加工工 摺ガラス、カットガラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細

工ニ從事スルモノ

石綿工 石綿ノ紡織又ハ保温材、スレート等石綿製品製造ノ作業ニ從事スルモノ

保温工 保温材取附作業ニ從事スルモノ

窯業工 窯業製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(三)ニ屬セザルモノ

(チ) 紡織品 被服身製品製造

起毛剪毛工 織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ

フェルト工 フェルト(フェルト帽體ヲ含ム)製造ニ於テ洗毛、開毛、縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ從事スルモノ

精練漂白工 絲、布其ノ他ノ紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ從事スルモノ

浸染工 手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

機械捺染工 機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ

編組工 レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲卷、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

洗濯工 洗滌、湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ

製網工 纖維製ノ網(網製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

布縫工 帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身製品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ

紡織品製造加工工 紡織品又ハ被服身製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(三)ニ屬セザルモノ

- (リ) 印刷、紙製品製造業者
 - 一三 文選、植字 文選、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一四 活字鑄造工 活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ
 - 一五 製版、紙型工 紙型取り、凸版、凹版、平版(石版、オフセット版、グラビヤ版)又ハ寫眞版等印刷原板ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一六 印刷工 印刷作業ニ從事スルモノ(印刷機械ノ運轉ニ從事スル者ヲ除ク)
 - 一七 特殊寫眞工 工業用寫眞、水中寫眞、航空寫眞、活動寫眞又ハ高速度寫眞ノ撮影、現像若ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一八 製本工 製本作業ニ從事スルモノ
 - 一九 印刷、紙製品製造工 印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(二三)乃至(三七)ニ屬セザルモノ
 - (ヌ) 皮革、骨、羽毛品類製造業者
 - 二〇 革縫工 藥囊、雜蓑、靴又ハ靴等ノ皮革品ノ製造ニ於テ機械ニ依ル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二一 馬鞍工 革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二二 皮革、骨、羽毛品類製造業ニ從事スルモノニシテ(二三)及(三四)ニ屬セザルモノ
 - (ル) 木製品製造業者
 - 二三 製材工 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二四 調木工 バルブ製造ニ於テ皮剥、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二五 合板工 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
 - 二六 人造板製造工 各種テツクス類製造ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一〇 建築具指物工 建築具、指物ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一一 木型工 鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一二 雜貨木型工 帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一三 造船工 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
 - 一四 車大工 荷車等木造船ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一五 木製品工 木製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(二四)乃至(二七)ニ屬セザルモノ
 - (ヲ) 飲食料品、嗜好品製造業者
 - 一六 精穀工 米、麥等穀類ノ糠摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ從事スルモノ
 - 一七 製粉工 小麥粉、片栗粉又ハ晒箔等製造ニ於ケル原料選別、粉碎、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一八 菓子、パン製造工 菓子又ハパンノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一九 製糖工 砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ截斷、壓搾、滲出、蒸發、分蜜又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二〇 味噌、醬油、酢醸造工 味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ
 - 二一 酒類醸造工 清酒、燒酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麥酒、葡萄酒、白酒又ハ混成酒等ノ酒類製造作業ニ從事スルモノ(杜氏ヲ含ム)
 - 二二 清涼飲料製造工 サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 二三 罐詰、燻詰、食料品製造工 罐詰、燻詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌又ハ密封等ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二四 煙草製造工 煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 二五 製氷、冷凍工 製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二六 食品製造工 飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(二四)乃至(二七)ニ屬セザルモノ
 - (ワ) 電氣ニ關スル業者
 - 二七 通信電路工 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋內配線工事ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二八 通信電機工 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二九 電力電路工 電線架設、電路敷設、保線、屋內配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ
 - 三〇 電力電機工 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ
 - (カ) 實驗、試驗、檢査業者
 - 三一 金屬試驗工 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルモノ
 - 三二 實驗工 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルモノ
 - 三三 機械檢査工 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢

一七三 レンズ検査工
査作業ニ従事スルモノ
レンズ、プリズム、レベル等ノ
光學ガラスノ検査作業ニ従事ス
ルモノ

一七四 試運轉工
原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ
他ノ機械ノ試運轉作業ニ従事ス
ルモノ

一七五 分析工
化學分析作業ニ従事スルモノ
各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ
従事スルモノニシテ(一六六)乃至
(一七二)ニ屬セザルモノ

一七六 企 劃 手
(ヨ) 其ノ他ノ作業者
作業企劃、作業研究又ハ單價若
ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従
事スルモノ

一七七 記 録 工
庶務、計理、工務、勞務等ニ關
スル記録事務、圖面ノ出納並ニ
整理及保存、タイプライターニ
依ル印字作業ニ従事スルモノ

一七八 機械運轉工
原動機、機關、ポンプ又ハ機械
ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事ス
ルモノ

一七九 起重機運轉工
起重機ノ運轉ニ従事スルモノ
メツキ、ボンデライト、パーカ
ライジング、メタニウム又ハセ
ラダイスノ作業ニ従事スルモノ

一八〇 メツキ工
塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ焼附
ノ作業ニ従事スルモノ

一八一 塗 裝 工
職工ニシテ(一八二)乃至(一八七)ニ屬セ
ザルモノ

一八二 雜 職 工
土木建築作業者
一八三 家屋大工
家屋建築ニ於ケル大工作業ニ従
事スルモノ

一八四 堂宮大工
堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ従
事スルモノ

一八五 左 官
セメント塗、モルタル塗又ハ漆
喰塗等ノ左官作業ニ従事スルモ
ノ

業 報

一八六 屋 根 職
ニ於ケル取附工事等ノ爲仕事ニ
従事スルモノ
屋根職作業ニ従事スルモノ

一八七 築 爐 工
熔鑛爐、平爐、熔融爐、加熱爐、
窒業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又
ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修
築ノ作業ニ従事スルモノ

一八八 鐵 筋、鐵 網 工
セメント品製造又ハコンクリー
ト工事ニ於テ鐵筋又ハ鐵網ノ組
立作業ニ従事スルモノ

一八九 潜 水 夫
潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業
ニ従事スルモノ

一九〇 土木建築作業
者
煉瓦積、タイル張ノ作業、セメ
ント品製造又ハコンクリート工
事ノタメ木枠ノ組立、コンクリ
ート煉リ又ハ注込ミ等ノ作業、
潜水補助ノ作業、道路ノ修築工
事、アスファルト舗裝作業其ノ
他土木建築ノ作業ニ従事スルモ
ノニシテ(一八三)乃至(一九二)ニ屬セザ
ルモノ

三 交通、運輸、運
搬業者

一九一 蒸 汽 機 關 車
運 輸 士
蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルモ
ノ(助手ヲ含ム)

一九二 内 燃 機 關 車
運 轉 士
内燃機關車(ディーゼル動車及ガ
ソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従
事スルモノ(助手ヲ含ム)

一九三 電 車 運 轉 士
電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従
事スルモノ

一九四 自 動 車 運 轉 手
運 輸 運 轉 諸 手
自動車ノ運轉ニ従事スルモノ
驛手、連結手、轉轍手、踏切警
手、制動手、列車手、炭水手、
清掃手等列車ノ編成、運轉ノ豫
備又ハ保安作業ニ従事スルモノ

一九五 保 線 夫
線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ
作業ニ従事スルモノ(線路工夫
ヲ含ム)

一九六 航 空 機 整 備 員
飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬
品ノ點檢、分解、調整、補修、

二〇〇 漁 船 運 轉 手
手入、裝備、試運轉、格納、飛
行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤
務作業ニ従事スルモノ

二〇一 船 舶 諸 手
發動機ヲ有スル總噸數二十噸以
上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ
運轉ニ従事スルモノ(船員手帳
又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除
ク)

二〇二 船 舶 仲 仕
總噸數五噸未満又ハ積石數五十
石未満ノ船舶(端舟又ハ樺櫂ヲ以
テ運轉スル舟ヲ含ミ、漁船ヲ除
ク)ノ操縦又ハ運轉ニ従事スル
モノ

二〇三 荷 扱 運 搬 夫
船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積
卸作業ニ従事スルモノ

二〇四 交 通、運 輸、
運 搬 作 業 者
貨物ノ庫出し、庫入レ、積卸、
運搬、配達、荷捌キ、檢量、荷
造ノ作業ニ従事スルモノ

二〇五 通 信 作 業 者
有線電信ノ發受信操作ニ従事ス
ルモノ

二〇六 無 線 電 信 通 信
運 轉 士
無線電信ノ發受信操作ニ従事ス
ルモノ

二〇七 遞 信 集 配 員
郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業
務ニ従事スルモノ

二〇八 汽 罐 士、裝 蹄 師、
氣 象 手
汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従
事スルモノ

二〇九 裝 蹄 師
裝蹄ノ作業ニ従事スルモノ

二一〇 氣 象 手
氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務
ニ従事スルモノ

尚、本施行規則の様式第一號は別掲の如くである。
様式第二號以下省略。

(表紙)

寫眞貼附欄

(1)

國民勞務手帳

省 生 厚

(2)

國民登錄指定ノ技能者養成施設	國民登錄指定ノ檢定、試驗、免許	學歷	兵役關係	居住ノ場所	本籍	氏名
			兵種及官等級			出生
			役種			年 月 日生
			徵集年次 八任官年			

(3)

國民職業指導所長

年 月 日交付

印

(2)

三 學歷及之ニ類スル事項異動欄

— 項事ルス類ニ之及歴學 —

年月日	異動	學歷及之ニ類スル事項	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業指導所印

(8)

四 居住ノ場所異動欄

— 所 場 ノ 住 居 —

年月日	異動	居住ノ場所	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業指導所印

(9)

五 就業ノ場所欄

— 所 場 ノ 業 就 —

年月日	使用開始又ハ解用ノ旨	就業ノ場所(所在地、名稱)	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業指導所印

(13)

年月日欄ニハ使用開始又ハ解用ノ旨ヲ記入スルコト
 ノ年月日又ハ就業ノ場所ノ異動
 ノ年月日ヲ記入シ使用開始又ハ解
 用ノ旨ヲ記入スルコト

六 職業名及技能程度欄

— 度 程 能 技 及 名 業 職 —

年月日	職業名	作業内容	技能程度	本人印	使用者(住所、氏名)印	國民職業指導所印

(17)

年月日欄ニハ使用開始ノ年月日又ハ職業名若ハ技能程度ノ異動ノ年月日ヲ記入スルコト

— 勞 働 者 年 金 保 險 —

				被保險者臺帳ノ記號及番號 八 勞働者年金保險關係事項欄 異動被保險者標準報酬等級本人印 就業ノ場所 (所在地名稱) 使用者(氏名)印
			年月日	
			資格事項	
			本人印	
			所在地	
			使用者(氏名)印	

(25)

— 給 料 及 賃 金 —

					七 給料及賃金欄 (年月日欄ニハ使用開始又ハ解用ノ年月日ヲ記入シ其ノ種別ヲ使用開始又ハ解用ノ別欄ニ記入スルコト) 年月日 使用開始又ハ解用ノ別額ノ別 給料又ハ賃金 本人印 使用者(住所、氏名)印 <small>國民職業指導所印</small>
				圓	
				圓	
				圓	
				圓	
				圓	

(21)

— 充 補 —

				一〇 補充欄 年月日 <small>國民職業指導所印</small>

(31)

— 其 他 ノ 事 項 —

					九 其ノ他ノ事項欄 年月日 記載事項 本人印 使用者(住所、氏名)印 <small>國民職業指導所印</small>

(29)

厚生省職業局の國民勞務手帳法の施行 に關する解説

今般國民勞務手帳法の施行に當り厚生省職業局の刊行せる同法内容に關する解説を掲げれば次の如くである。

國民勞務手帳法の制定に就て

去る三月七日付を以て國民勞務手帳法が制定公布せられ、茲に我國において多年の懸案となつてゐた所謂「勞務手帳制」は昭和十六年十月一日より實施されることになつた。しかしながら、これが實施に先つて種々の準備が必要とせられるので、このために必要な範圍内でたとへば手帳の交付等のことは、七月二十一日から施行されることになつてゐる。以下本法制定の趣旨及び概要に付て述べることにする。

本法制定の目的は、勞務の適正なる配置を圖るための基礎を確立することに在る。すなはち、我國現下の情勢に鑑み軍需生産を確保し生産力擴充計畫の遂行に遺憾なきを期するためには、勞務の適正なる配置を行はねばならぬのであつて、このためには先づ以て勞務の配置状況を明らかにし、配置計畫の樹立及び計畫の有效なる實施を確保すべき基礎を確立する必要があるのである。この點に關しては、從來よりも各種の方策が採られてきたのであるが、時局の進展は更に一層その擴充強化を必要とするに至つたのである。そこで今國民勞務手帳制を實施し、勞務配置の基礎的制度を確立して移動防止の完璧を期すると共に、併せて時局下益々重要性を加へつゝある賃金統制その他の勞務統

制及び勞務管理に資する目的を以て本法が制定せられたのである。

本法制定の目的は、右に述べた如く、勞務の配置状況を明らかにし勞務の計畫的配置のための基礎を確立することに在るのであるが、現下の勞務情勢は戰時計畫經濟の圓滑なる遂行のため勞務者の移動を防止することが緊要となつてゐるので、本法も亦移動防止と密接なる關聯を有してゐるのである。

勞務者の移動防止に付ては、曩に國家總動員法に基き従業者移動防止令が制定せられて居るのではあるが、この制度は勞務者の身分經歷を明らかにする手帳制度を伴つてゐなかつたので、勞務者の移動防止に所期の効果を擧げ得ない憾があつたのである。そこで本法の實施に依つて勞務者に付て手帳制が採用せられその身分經歷技能程度等が明らかにせられると共に、手帳に依り勞務者の就業及び使用を規制することになるので、移動防止は一段と強化されることになるのである。

本法は斯くの如く勞務者の移動防止と密接な關聯をもつてはゐるが、決して移動防止のみのために制定せられたものではない。國民勞務手帳制實施の本來の趣旨は、右に述べた通り、勞務の配置状況を明らかにし勞務配置その他の勞務行政の基礎を確立することに在るのであつて、この手帳制を基礎としてその時時の情勢に對應し各種の勞務對策が採られることになるのである。現在の段階においては本制度が移動防止といふ現下の重要な勞務配置政策を濃厚に反映して運用されることになるのである。

國民勞務手帳制はなほこの外に賃金統制その他の勞

務統制や勞働者年金保險制の實施のためにも缺くべからざるものであり、更に又勞務者の身分經歷技能程度等に關する國家的證明制度として勞務管理に資する處からざるものがあるのである。

次に本法の概要を述べれば、本法は工場鑛山その他に於ける技術者及び勞務者をしてその身分、經歷、技能程度、賃金等を記載せる國民勞務手帳を所持せしめ、國の勞務配置機關において之を登録しその配置状況を明確にすると共に、之に依り技術者及び勞務者の使用及び就業に付て必要な規制をなさんとするものである。

一 適用範圍

手帳法に依り國民勞務手帳を受有しなければならぬ者は、年齢十四年以上六十年未満の者で手帳法施行規則別表に掲ぐる技術者又は勞務者として、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業及び通信事業に使用せられる者——これに該當する者を手帳法は從業者と稱する——である(手帳法第一條)。技術者及び勞務者の範圍は極めて廣汎に亘つてゐるので、大體右に述べた適用事業に使用せられる者は、女子、事務職員及臨時被傭者を除き凡て包含されることになつてゐる(施行規則第一條)。

二 國民勞務手帳の交付及び手帳の記載事項

國民勞務手帳は政府においてこれを發行するのであつて、從業者たらんとする者の申請に依り國民職業指導所長(従前の職業紹介所長)が交付することになつてゐる(手帳法第三條第二項、施行令第一條)。この交付申請は、從業者にならうとする者が、その就業すべき地——就職しやうとする工場、事業場の所在地——を管

轉する國民職業指導所長に最近に撮影した寫眞を添附してするのであるが、申請書用紙は國民職業指導所に準備されてゐるからこれを貰つて記入すればよい。

尤も九月三十日迄は現に工場、事業場で就業してゐる者は、その使用者を經由して手帳の交付を申請することになつて居り、又寫眞の添附も九月三十日迄に交付申請をする者に付ては二年間猶豫せられることになつてゐる（施行令附則第二項及び施行規則附則第二項）。

而して手帳には従業者の氏名、年齢、職業、學歷、技能程度、賃金、給料等が記載せられることになつて居り（施行令第二條）、法令に依る所定の事項以外の事項は手帳に記載することが出来ないことになつてゐる（手帳法第十條）。

三 異動報告その他手帳の記入

國民勞務手帳の記載事項は大體右の通りであるが、手帳は従業者本人の狀況をそのまゝ反映してゐなければならぬものであるから、前述の記載事項に變更があつた場合には、その異動報告がなされねばならぬ。

使用者が従業者の使用を開始した際、或は使用中に所定事項に變更があつた際に従業者と使用者が共同してする報告（施行令第十四條、第十六條第一項）、従業者の使用を罷めたときの使用者の報告（同第十五條）、所定事項に變更があつた場合の前歴従業者の報告（同第二十條）等がこれである。

なほ右の異動報告の外使用者は、従業者の賃金給料その他労働者年金保険法に依る被保険者資格の得喪や標準報酬等級の異動を記入しなければならぬことになつてゐる。（施行令第十六條第二項及び第十八條）

四 國民勞務手帳に依る従業者の使用及び就業の規則

従業者に付ては、國民勞務手帳の所持がその使用及び就業の要件となるのであつて、従業者は國民勞務手帳を使用者に提出しなければ本法の適用事業に使用されることを得ないし、また使用者も國民勞務手帳を提出した者でなければ従業者として使用することを得ないこととなつて居り（手帳法第三條第一項及第二項）、この點は従業者移動防止令が使用者側の雇入使用のみを規制してゐると異つてゐるのである。

なほ手帳に依る従業者の使用及び就業の規制は官吏待遇官吏または國家總動員法第四條の規定に依り徵用せられた者等に付ては適用することは適當でないもので、これ等の者に付ては手帳の提出を以て使用就業の要件とするといふ前述の規定は適用しないことになつてゐる（手帳法第三條第三項及び施行令第四條）。

五 國民勞務手帳の保管及び返還

使用者は従業者の提出した國民勞務手帳を従業者を使用する期間中保管し、使用せざるに至つたときは遅滞なくこれを従業者に返還することになつてゐる（手帳法第四條及び第五條）。しかしながら本法の適用事業の内厚生大臣の特に指定する事業に使用せられる従業者にして厚生大臣の指定するものが自己の都合に依り使用者の承諾なくして勝手に退職したとき又は正當の理由なくして無斷缺勤十四日以上に及びたるに因り解雇せられたやうな場合においては、使用者は一定期間

従業者にその保管する國民勞務手帳を返還しないことが出来ることになつてゐる（手帳法第五條第一項但書及び施行令第八條第一項）。しかしこのやうに使用者が

手帳の留置をなし得るのは本法の適用事業の全部に付てではないのであつて、本法の適用事業の内厚生大臣の特に指定する事業に付てのみである。そしてその指定事業の範圍は現下の情勢に鑑み、軍需生産の確保及び生産力擴充計畫の遂行上特に従業者の移動防止を必要とする事業とせられることは勿論であり、その具體的範圍は追て指定されることになつてゐるが、大體現在の従業者移動防止令の適用事業と同一となるであらう。又従業者の退職するすべての場合に手帳を留置し得るのではないのであつて、従業者の自己の都合に依る勝手な退職及び無斷缺勤に因る解雇の場合に限られるのである。

この一定の場合において使用者に手帳留置權を認めることがすなはち第三條の規定と相俟つて國民勞務手帳制が従業者の移動防止と密接な關係を有してゐるといはれる所以であつて、留置された手帳は三月間使用者の手許に留められ、三月すぎると使用者から國民職業指導所長に提出され、その提出を受けた國民職業指導所長は九月間これを保管する。つまり通計一年間は、手帳は本人に還らないことになるのである（施行令第八條第三項及び第九條）。尤もこの一年を経過すると本人に返還されるのであるから、本人は遅滞なく國民職業指導所でその還付を受くべきである。

國民勞務手帳は、従業者にとつて就業の要件となる重要なものであるので、使用者が不當に手帳を返還しない様な場合には、従業者は國民職業指導所長にその旨を申立てて手帳の返還を受け得ることになつて居り、この申立にもとづく國民職業指導所長の裁決に不服のある者は、更に地方長官にその旨を申立ることが

出來ることになつてゐる（手帳法第六條及び第七條、施行令第十條）。

なほ國民職業指導所長は必要ありと認むる場合においては、國民勞務手帳に代る證明書を交付し得るのであつて、これに依り従業者の就業を不當に妨げることのない様に考慮が拂はれてゐるのである（手帳法第十三條及び施行令第二十六條）。

六 國・道府縣及び市町村に對する適用

本法は罰則を除くの外は國、道府縣、市町村その他に準すべきものにも適用がある。従つて國、道府縣、市町村において従業者を使用せんとするときは、手帳法第三條第三項の規定に依る官吏、待遇官吏及び國民徵用令に依り徵用せられたる者を除き、すべて國民勞務手帳の提出が使用の要件となるのであつて、この點は従業者移動防止令が國、道府縣における従業者の雇入又は使用にはこれを適用しないことになつてゐるのとは異つてゐる。ただ國の事業に付ては本法の規定をそのまま適用するのは適當でないので、本法の適用に付て勅令を以て別段の定めをなすことを得ることになつてゐる（手帳法第二十一條）のであるが、その勅令は昭和十六年六月十四日勅令第七百五號（國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件）である。

七 國民登錄及び従業者移動防止令との關係

國民職業能力申告令の要申告者であつて、しかも本法の適用をも受ける従業者たる者に付ては、國民登錄の結果交付を受けた職業能力申告手帳を以て本法の國民勞務手帳と看做すことになつてゐる（手帳法第二十三條）。従つて、すでに職業能力申告手帳の交付を受

けた者は、更めて國民勞務手帳の交付を受けることを要しないし、また重ねて國民勞務手帳の交付を受けることを得ないのである。

次に従業者移動防止令は、本法施行後も存置されるのであるが、國民勞務手帳を所持し之を提出する従業者に付いては、その雇入に付き同令に依る國民職業指導所長の認可を受けることを要しないことになる豫定である。すなはち近く従業者移動防止令を改正して使用者が國民勞務手帳を従業者に返還することは、移動防止令の規定に依る雇入同意書を従業者に交付すると同一の効果を發生し、國民勞務手帳を提出する従業者の雇入に付ては國民職業指導所長の認可を受ける必要がなく移動防止令に依る認可は國民勞務手帳を所持しない者の雇入についてのみ必要とすることになるのである。

八 監督規定及び罰則

厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は必要に應じ使用者又は國民勞務手帳の交付を受けた者に出頭を求め又は此等の者より報告を徴することが出来る（手帳法第十六條第一項）。又必要に應じ當該官吏をして工場、事業場等に臨檢し業務の状況又は帳簿書類その他の物件を檢査せしめることが出来る（手帳法第十六條第二項）。更に地方長官又は國民職業指導所長は國民勞務手帳の提出を命じ或は返納を命ずることが出来る。提出を命ずるのは手帳の檢閲のため必要あるとき、使用者が手帳法第六條第二項又は第七條第二項の規定に依る命令に違反して手帳を従業者本人に返還しないとき又は手帳に所定事項以外の事項が記載せられてゐる場合であり（施行令第十二條）手帳の返納を命ずる

のは、詐偽その他の不正行爲により手帳の交付を受けたとき、二重に手帳の交付を受けたとき又は自分の手帳を他人に貸與して使用させた場合である（施行令第十三條）。

尙手帳法の規定に違反した場合の罰則は手帳法第七條及び第十八條に規定してある。第十七條は手帳制の基本的規定に關する違反に對する罰則であつて、左に掲ぐる様な場合には一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

- 一 手帳法第三條の規定に違反し手帳を使用者に提出せずして従業者として使用せられたとき又は手帳を提出せざる者を従業者として使用したとき
 - 二 使用者が従業者を使用せざるに至つたにも拘らず手帳法第五條第一項の規定に違反し不當に手帳を従業者に返還しないとき
 - 三 二重に手帳の交付を受けたとき
 - 四 詐偽その他の不正行爲を以て手帳の交付を受けたとき
 - 五 自己の手帳を他人をして行使せしめる目的を以て貸與したとき
- 又左に掲げる場合には五百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せられる。
- 一 手帳法第四條、第五條第二項、第十條又は第十四條の規定に違反したる者
 - 二 手帳法第八條の規定に依る命令に違反し國民勞務手帳を提出又は返納せざる者
 - 三 手帳法第九條の規定に違反し記載若しくは報告を怠り又は虚偽の記載若しくは報告を爲したる者
 - 四 手帳法第十六條第一項の規定に違反し出頭に應

せず又は報告を怠り若は虚偽の報告を爲したる者

五 手帳法第十六條第二項の規定に依る當該官吏の臨検検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

厚生省職業局の「獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度」調

厚生省職業局に於ては今回我が國に於ける國民労働手帳制度の制定に當り参考資料として獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度の概要とその關係法文を収録せる「獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度」なる冊子を刊行してゐるが、その中特に制度概要に關する部分を再録すれば以下の如くである。

獨逸の労働手帳制度の概要

第一序 説

一九三五年二月二十六日獨逸政府は『労働手帳の實施に關する法律』を公布した。

此の法律制定の趣旨は其の第一條に明らかにせられて居る。之に依れば労働手帳制度は獨逸經濟に於ける労働力の適正なる配置を確保する爲に實施せられたものである。勞務の計畫的配置に付ては、獨逸政府は既に一九三四年五月十五日公布の『労働配置規制法』に依つて失業者の産業的、地域的分布の不均衡を是正し都市に於ける失業者の減少、農村労働力の不足緩和を企て、又一九三四年八月十日公布の『労働力配分令』に依り失業者の年齢的不均衡を是正し、併せて農業に於ける労働力の不足を補はんとしたのである。そして一九三五年に労働手帳制が實施せられ茲に勞務の計畫的配

置の基礎が確立せられたのである。

此の労働手帳制は職業紹介及失業保険局に對し全ての労働者及使用者の職業上の經歷、職業教育の程度、技能、年齢、家族關係、所屬事業、職場及職業の異動を明確ならしめるものであつて、之に依つて勞務者の就業に關する状態は、極めて明確に把握することが出来るし又之を基礎として過剩職業への就職殺到を緩和し、離村を防止し又は熟練工の不足對策勞務者の移動防止等が實施せられるのである。

第二 労働手帳制度の内容

(一) 適用範圍

一九三五年五月十六日附の『第一次施行令』第一條は労働手帳制の適用を受ける者の範圍を左の如く規定して居る。

- 第一條 労働者及使用者(徒弟及見習ヲ含ム)ハ労働手帳ヲ所持スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 一月一千「ライヒスマルク」以上ノ報酬ヲ受クル者
 - 二 航海船舶乗組員
 - 三 外國ニ居住地ヲ有スル労働者及使用者
 - 四 一九三四年三月二十三日附家内労働法第八條ノ規定ニ依り報酬證明ヲ爲スベキ家内労働ニ従事スル者
 - 五 義務教育年齢ニ該當スル兒童

職業紹介及失業保険局長官ハ労働大臣ノ同意ヲ得テ前項ニ規定スル場合ノ外除外例ヲ設クルコトヲ得

労働手帳ノ所持ヲ必要トスルヤ否ヤニ關シ疑ア

ル場合ニ於テハ企業(工場、事業場、營業所、家庭)ノ所在地ヲ管轄スル職業紹介所ノ決定ニ依ル、職業紹介所ノ決定ハ裁判所ニ對シ拘束力ヲ有ス

而して本條第二項に基いて職業紹介及失業保険局長官の設けた例外は次の三である。

- 一 臨時ニ短期間就業スル者
- 二 外國人農業移動労働者
- 三 ナチス黨幹部及關係者

以上に依つて明らかなる如く労働手帳所持義務者の範圍は非常に廣い。義務教育年齢以上の労働者及使用者は原則として全てその内に包含される。この場合に於ては國籍の如何を問はず、又従事する經營が公的のものなるか私的のものなるかを問はない。更に又農業、工業、手工業、交通運輸業、商業、自由職業、家事勞務の如何及び經營の規模の大小を問はない。たゞ官公吏、軍人及労働奉仕に従事する者は労働法上の労働者又は使用者に非ざるを以て手帳法の適用より除外されてゐる。

右の規定に依り労働手帳制の適用を受ける者の數は約二千百萬人に達してゐる。之は一九三三年六月の國勢調査に於ける右業人口(就職人口及失業人口を含む)三千三百萬の約六割五分に當り就業人口二千六百萬人に對し約八割に相當する。

然るに労働力不足が深刻化し勞務配置の對象を擴張する必要が生ずるに及んで、労働手帳制の人的適用範圍は非常に擴大されることになつた。一九三九年四月二十二日附『労働手帳三關スル命令』Verordnung über das Arbeitsbuchの第一條は、前掲の第一次施行令第一

條を改めて労働手帳制の適用範圍を左の如く擴張した。

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ労働手帳ヲ所持スベシ

一 労働者及使用者(徒弟、養成工及見習工ヲ含ム)但シ左ニ掲グル者ヲ除ク

(一) 季節的就業ヲ爲シタル後帝國外ニ退去スルコトヲ通常トスル外國人季節労働者

(二) 臨時ニ短期間就業スル場合ノ外職業トシテ賃金労働ヲ爲サザル者

(三) 航海船舶ノ乗組員並ニ其ノ他ノ使用者及労働者ニシテ交通大臣ノ定ムル規定ニ依リ航海手帳ニ依ル登録ヲ爲スベキ者

二 獨立生業者(醫療關係者及辯護士ヲ除ク)、家内労働者、家内工業營業者

三 一及二ニ依リ労働手帳ヲ所持スベキ者ノ家族協働者

左ニ掲グル者ハ労働手帳ヲ所持スルコトヲ要セズ

一 外國ニ居住地ヲ有スル生業者(但シ内水航路ノ船舶ノ乗組員ニシテ獨逸人タルモノヲ除ク)

二 國民學校就學義務年齡ニ該當スル兒童

本條による適用範圍擴張の主なるものは、新たに獨立生業者、家内労働者、家族協働者に労働手帳所持義務が課せられたること、及び使用者にして一月一千元以上ヒスマルク以上の収入ある者も同様に労働手帳制の適用を受けることになつたことである。特に獨立生業者及家族協働者が労働手帳制の適用を受けるに至つたことは量的にも質的にも非常に重大な擴張たることを

意味し、此の擴張に依つて獨逸の有業人口三千三百萬人の九割迄が労働手帳を有することになつたのである。

(二) 労働手帳の發行

労働手帳は職業紹介所が之を發行する。労働手帳制の適用を受ける者は職業紹介所に對し書面により労働手帳の發行を申請する。申請に際しては申請者が警察申告をなしたる旨の警察署の證明を添附しなければならぬ。

職業紹介所以外の機關は法令に別段の規定がない限り労働手帳又は労働者若は使用者としての就職又は就職に際する特典に關係を有する様な類似證明書を發行することを得ない。

労働手帳の發行は一九三五年六月一日を以て開始されたが、一時に全部の者に發行することは不可能なので、事業の種類を大體三に分ち順次發行して行つたのである。

(三) 労働手帳の記載事項

労働手帳には労働手帳所持者の氏名、年齢、國籍、出生地、住所、家族關係等所持者の身分關係の事項の外職業教育、従前従事したる業務の種類、職業の種類、所屬職業部門等が記載せられる。

(四) 就業と労働手帳との關係

労働手帳法の適用を受くる労働者及使用者は正規に發行せられたる労働手帳を所持するに非ざれば就業することを得ない(法律第二條)この規定に違反して、労働手帳を所持せざる者を労働者若は使用者として使用したるときは使用者労働者共に處罰せられる(法律第四條)。

(五) 労働手帳の提出、保管及記入

労働者又は使用者は就業と同時に労働手帳を使用者に提出し、使用者は労働者又は使用者を使用する期間中労働手帳を保管する。使用者は労働者又は使用者より請求があるときは労働手帳を閲覧せしめなければならぬ。

使用者は使用開始後遅滞なく使用開始の日及労働者又は使用者をして従事せしめる職業の種類を労働手帳に記入し職業紹介所にその旨報告する。使用期間中労働手帳記載事項中の重要事項に變更があつた場合に於ても同様である。

労働手帳には所定の事項以外の事項や手帳所持者に有利又は不利なる符號を記入することを得ない。

(六) 使用關係終了の場合に於ける労働手帳の返還

使用者は労働者又は使用者の使用を罷めたるときは遅滞なくその保管する労働手帳を労働者又は使用者に返還しなければならぬ。使用者は労働者又は使用者が契約違反をなしたりと認める場合に於ても労働手帳を留置する權利を有しない。労働手帳を所持しなければ何人とも職務に就くことが出来ない制度になつてゐるので、労働手帳の留置は労働者使用者をして職務に就くことを不可能ならしめるからである。

然るに獨逸に於ては國際關係の緊迫化に伴ひ四ヶ年計畫の實施及軍備の充實を完遂するためには不足する労働力を最も有効適切に利用し労働者の移動轉職を制限しなければならなかつたので、當初の方針を變更して軍需産業その他時局關係の重要産業に付て例外を認め、労働者又は使用者が雇傭契約終了前不當に労働

關係を解消し退職したるときは、使用者は労働手帳を留置し返還することを要しないことにしたのである。

この點に關しては次項に於て詳細に述べることとする。

(七) 勞務者の移動防止方法としての

労働手帳の留置

獨逸政府は四ヶ年計畫實施上重要な鐵Ⅱ金屬、土木、建築、煉瓦製造の事業及農業の重要性及此等の産業に於ける勞務者の不足に鑑み、此等の産業に屬する勞働者又は使用人は労働關係を適法に解消するに非ざれば自己の職場を放棄するを得ず若し斯ることを敢て爲したる場合には、使用者は勞務が労働關係の適法なる解消に因り終了すべき時期まで労働手帳を留置することを得ることとした。『労働關係の違法解消防止に關する四ヶ年計畫實施第七次施行規則』(一九三六年十二月二十二日公布) 從來此等の産業に於ける勞働者中には、労働關係を不當に解除し、有利なる條件を以て直に他の事業に轉ずる者が少からざる状態であつた。斯る状態を黙視するときは、勞務の適正なる配置は阻害され國家としての損失は實に莫大なるものである。茲に於て労働手帳を活用して斯る不法の職場轉換を防止せんとするに至つたのである。

一九三五年五月十六日公布労働手帳實施に關する法律第一施行令第五條には、使用者は勞務終了の場合には労働者又は使用人に労働手帳を返還する義務を負ひ、之を留置する権利のない旨が規定せられてゐる。故に此の規定に依るときは、使用者は労働者又は使用人が契約に違反するものと考ふる場合と雖も労働手帳

を返還せねばならぬ。使用者と勞務者との間に労働關係の解消に付適法なりや否や意見一致を缺く場合と雖も使用者は労働手帳の返還を拒否することを得なかつたのである。そこで前述の『労働關係の違法解消防止に關する四ヶ年計畫實施第七次施行規則』(一九三六年十二月二十二日公布) に依つて右の労働手帳に關する一般原則は四ヶ年計畫實施期間中鐵Ⅱ金屬、土木、建築、煉瓦製造等の諸産業に對し例外として適用せられざることとなつた。

(イ) 労働關係の期限前の不當解消

労働手帳に對する留置權は、労働者又は使用人が不當に労働關係を契約期間満了前解消するときに發生する。労働關係が使用者によつて解消せらるゝときは、労働手帳の留置は許容せられない。

労働者又は使用人が労働關係を期限前解消し得る權利ありや否やに就ては先づ第一に使用者を之を決定し、使用者が労働者に解消をなす權利なしと認むるときは、労働手帳を留置することが出来る。最後に決定をなす者は労働裁判所である。労働裁判所が使用者の意見を是なりとせず、労働者又は使用人に於て期限前解消を爲す權利ありと認定するときは使用者は労働手帳を違法に留置したる爲め、労働者又は使用人の被る損害に對し責任を負はねばならぬ。而して斯る場合には、使用者は労働手帳實施に關する法律の第一次施行令第十七條第四號(使用者にして正當の理由なくして労働者又は使用人に對し其の労働手帳を返還せざるものは百五十ライヒスマルク以下の罰金又は禁錮に處す)の規定により處罰せらる。

(ロ) 留置

労働手帳に對する留置權は鐵Ⅱ金屬、土木、建築及煉瓦製造の事業に使用せられる凡ての男子及女子労働者及使用人の所持する労働手帳に對し行はれる。

此等の事業の事業主は労働者又は使用人に依り不當に雇傭契約終了前に労働關係が解除せられるときは労働關係の適法なる解除により勞務の終了するとき迄手帳を留置し得る。

第三 職業紹介所に於ける労働手帳の登録

職業紹介所は各労働手帳について一枚宛のカードを作成する。此のカードには労働手帳の記載事項が記入せられ、其の變更も使用者の申告に基いて洩れなく記入せられる。要するにこれは労働手帳の「寫し」であつて、これによつて職業紹介所は管下の労働者の情況を一目のものに鳥瞰し得る譯である。其の意味に於て、これこそ凡ゆる労働配置政策の基礎的調査資料となるものである。而して本カードは斯る目的に適應する様に分類配列されてある。最初これはアルファベット順に整理せられてゐたが、現在では先づ男女別に分類せられ、更に職業表の職業部類(職業中分類)及職業種類(職業小分類)別に配列せられてゐる。

以上に依つて労働手帳制度の概要を説明したが、此の労働手帳制度の實施に依つて、特に労働手帳索引カードの作成に依つて、獨逸の労働者及使用人の配置状況を明らかにし得たことは、労働配置政策上極めて重大意義を有するものである。此れ迄獨逸に於ては、人口調査の外(此の調査は毎年毎に職業調査に關聯して行はれた)何ら完全な職業統計も存しなかつた。疾病金庫の索引カードも、通例職業別分類の方法によつて整理されては居ない。又職業紹介・失業保險局が從來作

成發表した職業統計は、全被傭者の一部のみを對象としたもので、職業紹介所以外で取扱はれた労働配置に關する事項は從來の統計では全く知ることが出来なかつた。それが此の労働手帳索引カードによる統計によればきはめて正確にして信頼するに足る職業構成が明らかにせられる譯である。

次に此の労働手帳制度の效果に就いて述べる、第一にこれが労働配置の基礎資料として高度に利用せられる事は、今迄述べ來つた所で既に明らかであるが、更に此の労働手帳に依つて明にされる労働者使用人に關する幾多の事實は、單に労働配置政策に役立つ許りではなく、廣く人口政策、社會政策、經濟政策に對しても貴重な資料を提供する。

企業家は、此の制度の實施に依り其の事務が著しく増加するに拘はらず、大いに此の制度を歓迎してゐると云ふ。それは労働手帳には、所持人の過去の職業的經驗が一目瞭然と記入されてあり而も餘計な事は記載する事を許されてゐない。従つて此の労働手帳は、他の如何なる證明書よりもよりよく所持者の職業能力を證明するからである。被傭者もこれに好意を有するといふ事である。特に優秀な職業的經歷を有するものは、自己の技能に關する公の證明書として之を歓迎してゐることである。

伊太利に於ける労働手帳制度の概要

第一 制度の目的

労働手帳に關する法律は一九三五年一月十日法律第一一二號を以て成立し、同年三月五日附官報を以て公布せられた。本制度の目的は現在の労働力の量的及質

的分布状態を明確にし、以て國家的見地よりする勞務需給の適正なる調整乃至統制上必要なる基礎資料を與へることにある。即ち戰時に於ける勞務の徵用其他勞務統制に關する方策の樹立につき基礎資料を與ふると共に、平時にあつても労働力の補充對策又は失業對策の基礎をなすものである。

第二 適用範圍

労働手帳制度の適用を受ける者は全産業に於ける被傭者全部である。從來法規の外にあつた家内使用人も之に含まれる。唯被傭者中次の者は除外せられる。

- (1) 雇傭者の妻、三親等内の親族にして雇傭主と同一世帯内に在り雇傭者の負擔に於て生活しつゝある者
 - (2) 企業の運行に對し責任を負擔する指導的職員
 - (3) 船員にして特別の手帳制の適用を受けつゝある者
 - (4) 専ら組合員として勞務に従事する者(小作人及移住者を含む)
 - (5) 國、州、市町村、救濟團體又は慈善團體及國有鐵道に屬する者
 - (6) 公法及自治體の命令に依り國家の監督或は保護の下にある團體及協會の職員
- 次に適用せらるべき産業部門については法律に基く權限に依り一九三六年五月四日命令を發しその適用範圍を工業に従事する被傭者とした。

第三 記載に關する事項

(イ) 記載事項

記載事項は左記の通り本人の職業能力、家族關係、國家に對する忠實關係、身體の狀況等を中心としてゐる。

- (1) 身分、出生地、生年月日、現住所、子女の數及

年齢、外國在住の有無、ファシスト黨入黨の期日、兵役關係、戰歴、戰爭に依る不具或は國家的原因に依る不具、戰爭に依る孤兒、勳章、其他求職に有利なる事項

- (2) 教育の程度
 - (3) 婦女子及幼年者の労働に關する法律に基き上記法律の適用を受ける者に對しては労働に對し適當なりとの醫師の證明の添付
 - (4) 雇主の氏名及現住所又は企業の所在地及名稱、労働者の種類及過去に於て従事せし職業の種類、給料額、労働者の屬する職業組合、就業開始の日及終了の日
 - (5) 労働に基く災害及災害に起因し勤務より離れたる期間
 - (6) 疫病及疫病に依り勤務より離れたる期間
 - (7) 癩疾及養老保險票の番號
 - (8) 其他職團大臣の命令を以て定むる事項
- 更に労働手帳の適用を受くべき海上勤務者及港灣労働者の労働手帳の記載事項は以上の外現在の法規に於て命ずる事項をも含む。

(ロ) 記載者

- (1) 前記載事項中(1)及(2)に付ては市町村
- (2) (6)に付ては醫師又は雇主
- (3) 其の他に付ては雇主

(ハ) 記載事項の修正又は補充

記載事項の正確を期する爲、記入は官廳の公文書、醫師の證明書等を基礎として爲さるべく、雇主の記載せる事項に付ては、關係者或は労働者を代表する職業組合が職業監察機關に對し上訴せしめ、記

入事項に關し監察機關をして適當に修正又は削除せしめることゝしてゐる。

第四 労働手帳の發行

一般の労働手帳は職團大臣の定むる様式に依り、之を職團省より市町村に配布し市町村は之を市町村在住の被備者に下附する。

海上勤務者及港灣労働者の手帳は職團大臣及交通大臣の合意に依り發せられた命令に定められた様式に依る。而して其の交付其の他に付ては管海官廳が市町村と同一の權限を行使する。

第五 労働手帳の保管

労働關係が一週間以上繼續する場合には雇備者が労働手帳を保管し、労働關係の終了と同時に之を被備者に返還せねばならぬ。労働者は失業期間中は自己に於て保管せねばならぬ。而して労働手帳が雇備者の保管中にあるときは労働者は何時でも之を閱覽することが出来る。

第六 適用

本制度の適用を受ける者にして、労働手帳を有せざる者は職業紹介所に於て登録を受けることを得ず。又雇主は労働手帳を有せざる者を雇備することを得ない。

拓務省の滿洲集團開拓及び集合開拓農

民送出国數並に青少年義勇軍送出国員

調

滿洲集團開拓農民は昭和七年にその第一次送出国員としてより年々その送出国員數を累加し、昨昭和十五年に

は第十次の送出国員を開始するに到つたが、拓務省の調査になる第八次以降の送出国員數を掲ぐれば以下の如くである。尙、本送出国員計畫は送出国員開始後その完全送出国員するまでに概ね三ヶ年の日子を要するので、第八次及び第九次の送出国員數は今後も多少増加する筈であり、又昨昭和十五年第十次の送出国員數は送出国員見込數であつて猶ほ全部の送出国員を見たわけではない。尙、第一次乃至第七次の各府縣別送出国員數については本誌第一卷第二號本欄所載の表を参照されたい（但し第七次までの分にも多少の爾後増加がある。なほ同表に送出国員とあるは之を送出国員數と訂正）。

尙、集合開拓農民とは右集團開拓農民とは別に送出国員されるものでその組織も異なり最近に初まるものである。

集團開拓農民送出国員數表

府縣	總計			
	第八次 (昭和十四年)	第九次 (昭和十四年)	第十次 (昭和十五年)	第十次 (昭和十五年)
青森	八二	—	四〇〇	六六一
岩手	七	五	—	四四九
宮城	二八〇	一四一	三〇〇	一、八〇四
秋田	三三三	八九	五〇〇	一、四〇七
山形	四七四	四七六	六〇〇	二、九二七
福島	九二	三三	二〇〇	一、二二九
茨城	四二	一六〇	二〇〇	七八九
栃木	四七	一九五	—	四二七
群馬	七六	三六五	二〇〇	一、三四
埼玉	一八三	八五	—	六四七
千葉	三	二五	—	二四三
東京	三六	—	六〇〇	一、〇四六

神奈川	三	—	—	一八
新潟	三五〇	二七〇	六〇〇	一、七四〇
富山	一〇四	二七	三〇〇	六七八
石川	四七	一三	—	八九七
福井	七	二七	二〇〇	六五〇
山梨	一六三	一九〇	—	五〇七
長野	一、七七	六九	一、八〇〇	五、六五七
岐阜	八七	三七八	五〇〇	一、四〇七
静岡	七	—	五〇〇	八八六
愛知	八	一五	—	三六六
三重	三	三三	—	四九六
滋賀	一五	—	—	五九
京都	四	—	—	一五六
大阪	七	—	—	五六
兵庫	七	九	—	二四三
奈良	三	—	—	三四三
和歌山	元	二四	三〇〇	五四八
鳥取	九	七	—	三四
島根	元	一三	—	二八二
岡山	六	一九三	四〇〇	八三〇
廣島	—	一九五	—	五〇一
山口	七	一五六	二〇〇	四六〇
徳島	四	六	二〇〇	四〇七
香川	四九	一五〇	二〇〇	一、〇八三
愛媛	元	一一〇	—	二九〇
高知	五	二七	二〇〇	七四七

富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	計	其の他	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡
1	三五	一〇一	八四	五〇	50	50	50	50	八〇	二四〇	一〇〇	一五〇	六五	二三〇	六四三	643	七	六	元	三	一五〇	六	六	三
															六四八	648		七	元	三	一五〇	六	六	三
															九八〇	980		七	元	三	一五〇	六	六	三
															三七、八一	37,81		七	元	三	一五〇	六	六	三

集合開拓農民送出戸數(昭和十六年三月末現在)

長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山形	福島	石川
50	50	50	150	300	300	300	300	300	300	850	900	500	500	300	300	300	300	300	300	280	250	250	250	250	250

石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	計	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本		
108	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

青少年義勇軍内原入所人員一覽

昭和十三年度 昭和十四年度 昭和十五年度 計

熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井
一、〇三九	六五三	八九八	二五八	三〇八	四二一	八五五	三七一	二七一	六二七	三六九	三三三	三三九	四三六	二二三	四〇九	三三三	二六四	二四八	三六〇	四四六	五〇一	一、四九九	三九三	三二五
二二二	一五三	七三	一四四	九〇	二五五	一八六	二二二	二九七	三六九	三三三	二四	一四七	二元	七四	三三三	二五一	一七五	一八	二九八	二九六	二九八	六八二	一〇三	一七
三〇七	一〇一	三三	一〇五	七	二四四	三三	一〇九	三三	五八	三六	二七一	三六	八	二七	三三	三〇	一〇八	二〇	二〇	三〇七	三〇〇	六八	一九六	二五
一、五七九	九〇七	九四四	五〇七	四七五	九〇	一、二四二	五九	八〇〇	一、五四	九九	六八	八四	六三	三三	八四	七六	五七	五五	八〇〇	一、〇九九	一、三〇〇	二、八九	六九三	七六

大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	計
五七	二七	九六	一九五	二四、三五
一三	一〇一	一六	一〇一	九、五八
八〇	三六	一八〇	七四	九、六八
七八	六六	一、三〇四	三〇	四、四九二

(備考) 昭和十三及十四年度は四月より翌年三月に到る會計年度なり。昭和十五年は同年十二月末現在による。

財團法人口問題研究会主催人口問題 東北地方協議會の開催

財團法人口問題研究会の主催になる人口問題東北地方協議會は既に本誌本欄豫報の如く昭和十六年六月六、七兩日に互り仙臺市齋藤報恩會館講堂に於て開催せられたが、官民、學界に互る參加者約二百名に及ぶ盛會裡に別掲の如き有益熱心なる研究報告が行はれた。又六月七、八兩日夜には仙臺、盛岡、山形、青森の四市に於て公開講演が行はれ之また極めて盛會裡にその日程を終了した。研究報告及び講演の題名及び報告講演者名を掲ぐれば以下の如くである。

研究報告 (六月六日午前午後)

- 青森縣の出生率に就て [報告順]
- 厚生科學研究所教授 醫學博士 川上理一
- 厚生科學研究所 久保秀史
- 流早死産より見たる東北地方の特質
- 東北帝大醫學部講師 九嶋勝司
- 死産及新産兒死亡の原因と之が豫防對策に就て
- 東北帝大醫學部教授 醫學博士 篠田 紘

岩手縣の無醫村と有醫村の出生と死亡の關係
岩手病院院長 醫學博士 根本 四郎

東北六縣に於ける乳兒死亡に就て
大阪府社會課地方技師 丸山 博

東北地方に於ける乳幼兒死亡率を高むる疾患に就て
日本赤十字社岩手支部病院長 醫學博士 南 出英憲

乳幼兒の檢診に就て
仙臺市厚生部長 醫學博士 鈴木芳之助

當地方に於ける性病の蔓延現況特にワ氏反應集團檢査成績

東北農村の結核問題
東北帝大醫學部教授 醫學博士 伊藤 實

仙臺市内に於ける各種集團の結核調查成績
東北帝大醫學部教授 醫學博士 海老名敏明

冷害凶作と兒童の身長體重發育
東北帝大醫學部助教授 醫學博士 中村 隆

岩手稗食地方の榮養に就て
東北帝大醫學部助教授 醫學博士 安倍弘毅

榮養改善による罹病率死亡率の減少について
岩手醫學專門學校教授 醫學博士 工藤 祐三

腦溢血死亡者の統計的觀察
東京榮養學校講師 佐藤 壽子

東北地方人口分布概觀
酒田保健所長 醫學博士 石井 正

東北人口の動態性變動に就て
東北帝大法文學部講師 田中館秀三

東北地方に於ける所得と人口
人口問題研究會研究員 増田重喜

早川三代治

東北六縣公表戸口當り生産力の質的吟味

栃木縣統計課長 加地 成雄

移殖民政策と人口問題

北海道帝大農学部教授 上原 徹三郎

土木工事に現はれたる勞力資源に就て

仙臺土木出張所内務技師 笠 原 宏

東北地方に於ける農業勞働力の特性

積善地方農村經濟研究所 農林技手 小 池 保

山村に於ける人口置換現象

黒澤尻中學校教諭 山口 彌一郎

宮城縣下農漁村二、三例の構成圖

宮城縣師範學校教諭 田 邊 一郎

福島市近郊農村に於ける勞働力移動に就て

福島高等商業學校教諭 中村 常次郎

舊仙臺藩の人口政策

東北學院高等學部教授 玉 山 勇

米澤藩の人口問題

山形縣師範學校教諭 長井 政太郎

舊南部領に於ける二、三の人口問題

岩手師範學校教諭 森 嘉兵衛

徳川時代の青森縣内に於けるアイヌの分布と津輕藩の政策

青森縣立圖書館長 吉岡 龍太郎

國土計畫と人口

商工省總務局 吉田 秀夫

國土計畫と東北産業の地位

東北産業科學研究所主事 小岩 忠一郎

都市配置との關聯に於てみたる奥羽地方人口供給力に關する若干の考察

人口問題研究所研究官 館 稔

人口問題研究所研究官補 上田 正夫

人口問題研究所研究官補 窪 田 嘉彰

東北地方に於ける土地開發と人口移入

仙臺土木出張所内務技師 天 埜 良吉

國土計畫への社會政策的反省

東北帝大法文學部教授 服部 英太郎

國土計畫より見たる人口及産業配分の方法に就て

仙臺土木出張所長 工學博士 金 森 誠之

特別報告 (六月七日午前)

我國人口の趨勢

人口問題研究所企畫部長 經濟學博士 中川 友長

人口政策確立要綱

企畫院調査官 美濃口 時次郎

東北地方人的資源増強に對する東北更新會の施設について

東北更新會理事 香坂 昌 康

東北振興問題

内閣東北局書記官 渡邊 男二郎

講 演 (六月七日夜)

於仙臺市齊藤報恩會講堂

人口問題への貧者の一燈

東北帝大教授 醫學博士 佐 藤 彰

人口國策に就いて

企畫院調査官 美濃口 時次郎

人口問題と民族資質

厚生技師 醫學博士 古屋 芳雄

講 演 (六月七日夜)

於盛岡市岩手縣公會堂

現下の人口問題と人口政策

厚生省社會局長 川村 秀文

人口問題の下にあるもの

東北帝國大學教授 新明 正道

日本人口の將來性

人口問題研究所企畫部長 中川 友長

講 演 (六月八日夜)

於山形市第一國民學校講堂

人口問題はどうなるか

企畫院調査官 美濃口 時次郎

家族と人口問題

東北帝國大學教授 中川 善之助

人口問題と民族資質

厚生技師 醫學博士 古屋 芳雄

講 演 (六月八日夜)

於青森市市公會堂

現下の人口問題と人口政策

厚生省社會局長 川村 秀文

國土計畫に基づく東亞開發計畫

内務省仙臺土木出張所長 工學博士 金 森 誠之

日本人口の將來

人口問題研究所企畫部長 中川 友長

日本民族國策研究會の創立

動亂期の世界情勢に對處し高度國防國家の建設を遂げ、新東亞建設の民族的使命達成に邁進する皇國にとり、民族力増強の痛切なる要望は勃然として各方面に擧げられるに到つたが、かゝる要望に則して昭和十六年六月十九日東京市麹町區丸ノ内帝國鐵道協會に於て日本民族國策研究會創立發起人會が開催せられ同會の創立を議定し、發起人會後直ちに金光厚生大臣臨席の下に盛大なる發會式が舉行された。

既に昭和十四年十月學會一部の有志相謀り、日頃の蓄蓄を傾けて民族強化の國策に資すると共に、廣く學會の大同團結を圖り職域奉公の誠を致すべき適切な機關を創立せんと第一回の打合會を開催し、爾來一歳有餘に亘り、慎重に準備を進めつゝあつたが、昨年九月閣議に於て、「國土計畫設定要綱」が決定され、本年一月又「人口政策確立要綱」が閣議決定を見、厚生省に於ては愈々人口局を設置することに決定する等、期熟するに及び、遂に今回創立の運びに至つたものである。

發起人として廣瀬久忠氏、金杉英五郎氏、下村宏氏、稻田龍吉氏、長與又郎氏、北島多一氏、高杉新一郎氏、關屋貞三郎氏、三田定則氏をはじめとし、北は北海道、南は九州臺灣、朝鮮滿洲の外地に及び各大學、關係學部の權威者百數十名に達した。

創立發起人會は別項の創立趣意書及規約案を滿場一致可決し、會長として佐佐木行忠侯爵を推戴し、顧問、參與、役職員の決定は會長に一任指名に依る事とし、顧問七名、參與三十四名、理事二十二名、監事四名、

評議員五十三名、幹事十名の委囑任命を見た。理事長は林春雄博士に、古屋芳雄、齋藤潔、白木正博の三博士が常務理事に指名され、又規約第八章による委員として學術委員八十四名が委囑された。

日本民族國策研究會の發會式は創立發起人會に引續き、同じく帝國鐵道協會に於て、六月十九日午前十一時、來賓として、金光厚生大臣、木村陸軍次官、宮本企畫院次長をはじめ厚生省各局課長列席の下に舉行され、參列者貳百五十名に及び盛會を極めた。會は佐佐木會長の挨拶にはじまり、内閣總理大臣祝辭、厚生大臣祝辭、文部大臣祝辭あり、次いで經過報告を終りて、來賓の挨拶に入り、宮本企畫院次長、木村陸軍次官、長與又郎博士より夫々挨拶があり、正午より午餐會が開かれ席上廣瀬久忠氏、中村豊博士の挨拶等ありて、午後一時半盛會裡に散會した。

同會設立趣意書及び規約を掲ぐれば次の如くである。

日本民族國策研究會設立趣意書

聖戰四ヶ年ヲ閱シテ我ガ日本民族ハ非常ノ時ニ遭遇シ兵力ノ補給産業要員ノ整備ハ現下ノ大問題デアリガ、更ニ大東亞共榮圈ノ將來ヲ見越シテ人口ノ量及質ノ増強ハ焦眉ノ急務デアリ。先般「人口政策確立要綱」及「國土計畫設定要綱」ガ閣議決定ヲ見タルモ此ノ趣旨ニ基クモノデアリ。然シナガラ此等ノ要綱ハ今後政府ニ於テ着手スベキ民族力強化政策ノ大方針ヲ示シタルニ過ギズ、之ガ具體化ニ到ルマデニハ幾多ノ研究事項アリ、關係各部門ノ學者ノ協力ヲ要スルコト切ナルモノガアル。茲ニ鑑ミ日本民族國策研究會ヲ創立シ職域奉公ノ精神ト技術總力動員ノ方法トニヨツテ民族力發揚ノタメノ諸方策ノ研究促進ニ從事セントスルモノデアリ。

日本民族國策研究會規約

第一章 名 稱

第一條 本會ハ日本民族國策研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ日本民族力ノ強化ヲ目的トスル諸般ノ調査研究ヲ遂ゲ我ガ國ノ民族國策ニ資スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 民族力増強ニ關スル對策施設ノ促進
- 二 民族力増強及國土計畫ニ關スル調査研究
- 三 協議會研究會其ノ他ノ集會ノ開催
- 四 政府ノ諮問ニ對スル答申及建議
- 五 參考資料ノ蒐集整理編纂及印刷發行
- 六 關係諸機關トノ聯絡提携
- 七 其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市麹町區霞ヶ關三丁目一番地人口問題研究所内ニ置ク

第四章 會 員

第五條 會員ヲ分チテ名譽會員贊助會員及通常會員ノ三種トス

名譽會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス
贊助會員ハ特別ノ出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ニ就キ會長之ヲ推薦ス
通常會員ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス會員ノ入會退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員顧問及參與

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|-------|-----|
| 一 會 長 | 一 名 |
| 一 理 事 | 若干名 |

一 監事 若干名

一 評議員 若干名

第七條 會長ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推薦ス

會長ハ會務ヲ總理ス

第八條 理事ハ評議員中ヨリ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第九條 理事ニ理事長一名及常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

理事長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス理事長故障アルトキハ理事長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十條 監事ハ業務執行及資産狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委囑ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ゲズ補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期滿了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委囑ス

一 研究員 若干名

一 助手 若干名

一 幹事 若干名

一 主事 若干名

一 書記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ理事長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 主事及書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第十九條 本會ニ參與若干名ヲ置キ重要ナル會務ニ參與セシム

參與ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス參與ノ任期ハ役員ノ任期ニ準ズ

第六章 理事會

第二十條 理事會ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 評議員會ニ附議スベキ事項
- 二 調査研究ニ關スル事項
- 三 財産ノ管理及處分ニ關スル事項
- 四 寄附ノ受諾ニ關スル事項
- 五 規約ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スル事項
- 六 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十一條 理事會ハ必要ニ應ジ理事長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス

理事長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十二條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ理事長之ニ當ル

會長及理事長故障アルトキハ會長ノ指名スル理事之ニ當ル

第二十三條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十四條 評議員ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 歳入歳出豫算ニ關スル事項
- 二 決算及事業執行狀況ニ關スル事項
- 三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十五條 評議員會ハ毎年度一回會長之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十六條 第二十二條及第二十三條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 委員會

第二十七條 理事會ノ議決ヲ經テ若干個ノ委員會ヲ設置スルコトヲ得

第二十八條 前條ノ委員ハ本會役員參與及學識經驗アル者ノ中理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

學識經驗アル者ノ中ヨリ委囑セラレタル委員ノ任期ハ二年トス

第九章 資産及會計

第二十九條 本會ニ基本財産ヲ置ク

基本財産ノ積立管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十一條 本會ノ經費ハ左ニ掲グルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

- 一 基本財産以外ノ資産
- 二 寄附金
- 三 會費
- 四 其ノ他ノ收入

第十章 附則

第三十二條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 本規約ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十四條 本會設立當時ノ理事左ノ如シ (省略)